

柏市子どもの貧困対策推進計画
～全ての子どもの明るい未来を目指して～

平成29年3月

柏市

はじめに



国の調査結果では、6人に1人の子どもが所得中央値の半分以下、いわゆる貧困線を下回る「相対的貧困」の状態にあることが示されています。

「貧困」は、子どもの成長にさまざまな影響を及ぼします。子どもの旺盛な意欲を削ぎ、自己肯定感を弱め、生活習慣の乱れや学力低下を誘発し、進学や就職、経済状況などに不利益をもたらし、ひいては貧困が世代を超えて連鎖していくような状況にも陥る可能性があります。

未来を担う子どもが、生まれ育った環境によって前途が閉ざされることなく、全ての子どもたちが明るい未来を切り拓き、社会を発展させていけるようにするには、私たち大人が子どもたちを見守り、健全な育成、適切な支援をすることが大変重要です。

そのため市では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「柏市子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

計画では、さまざまなデータによる貧困の現状、実際に子どもたちに日々接している支援者のかたへのヒアリング調査、実態把握のアンケート調査などをもとに、貧困対策として「教育の支援」、「生活の支援」、「就労の支援」、「経済的支援」の4つの柱を掲げ、総合的支援により、全ての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

全ての子どもが貧困に窮することなく、健全に成長するには、行政を始め、各家庭、地域社会、福祉関係者、民間企業、NPO、ボランティア団体など多くの方々に力を合わせ取り組むことが重要と考えていますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

平成29年3月

柏市長 秋山浩保

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 基本理念	2
3 計画の位置づけと他関連計画	3
4 計画の期間	3
第2章 貧困の現状	4
1 全国における貧困の状況	4
2 柏市における貧困の状況	7
第3章 子どもの貧困の実態把握	14
1 支援者ヒアリング	14
2 実態調査アンケート	39
第4章 子どもの貧困に関する指標及び成果目標	86
第5章 施策の展開	88
1 取り組みの方向性	88
2 教育の支援	89
3 生活の支援	97
4 就労の支援	104
5 経済的支援	109
第6章 計画の推進体制と進行管理	113
1 地域全体で支援するネットワークの構築	113
2 計画の進行管理	115
補足資料	116

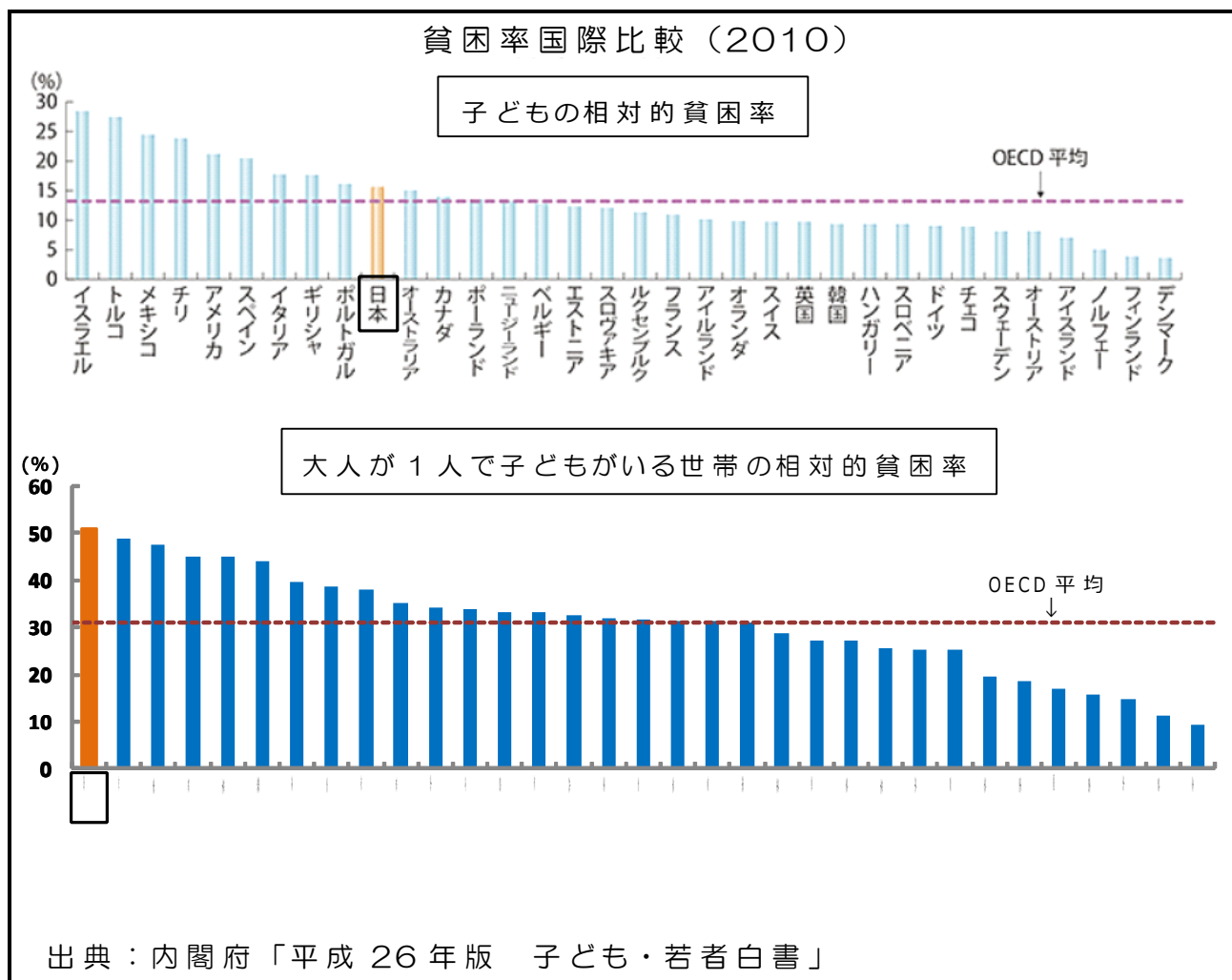
第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

相対的貧困率（以下「貧困率」という。）とは、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る世帯の割合を指し、「平成 25 年国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率は 16.3%で、およそ 6 人に 1 人の子どもが貧困線を下回る生活水準の状態であるとされています。

また、子どもがいる現役世帯のうち大人が 1 人の世帯の貧困率は 54.6%であり、ひとり親世帯の半数以上は貧困状態であるという数値が示されています。

平成 22 年の国際比較で見ると、日本の貧困率は先進国（OECD）の中でも悪い状況にあり、特にひとり親世帯の貧困率は OECD 加盟国中最も高い値であり、困窮している状況が想定されます。



こうした厳しい状況などを背景に国においては、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）を施行し、同年 8 月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を策定しています。

法律で努力義務とされた都道府県貧困対策計画に関しても全都道府県で策定済みで、千葉県では平成 27 年 12 月に策定されました。

市区町村では、足立区や横浜市などごく少数の団体が策定するに留まっており、本市は全国的にも早く、県内では最初の策定になります。

貧困の問題は、経済的な要因のみならず、家庭の教育力・養育力不足、社会的孤立、病気、配偶者暴力（DV）など、複合的要因を背景としており、子どもたちは、生活習慣の乱れ、不健康、不衛生、学力や学習習慣の未定着、いじめ、非行、虐待など、様々な困難に直面しています。

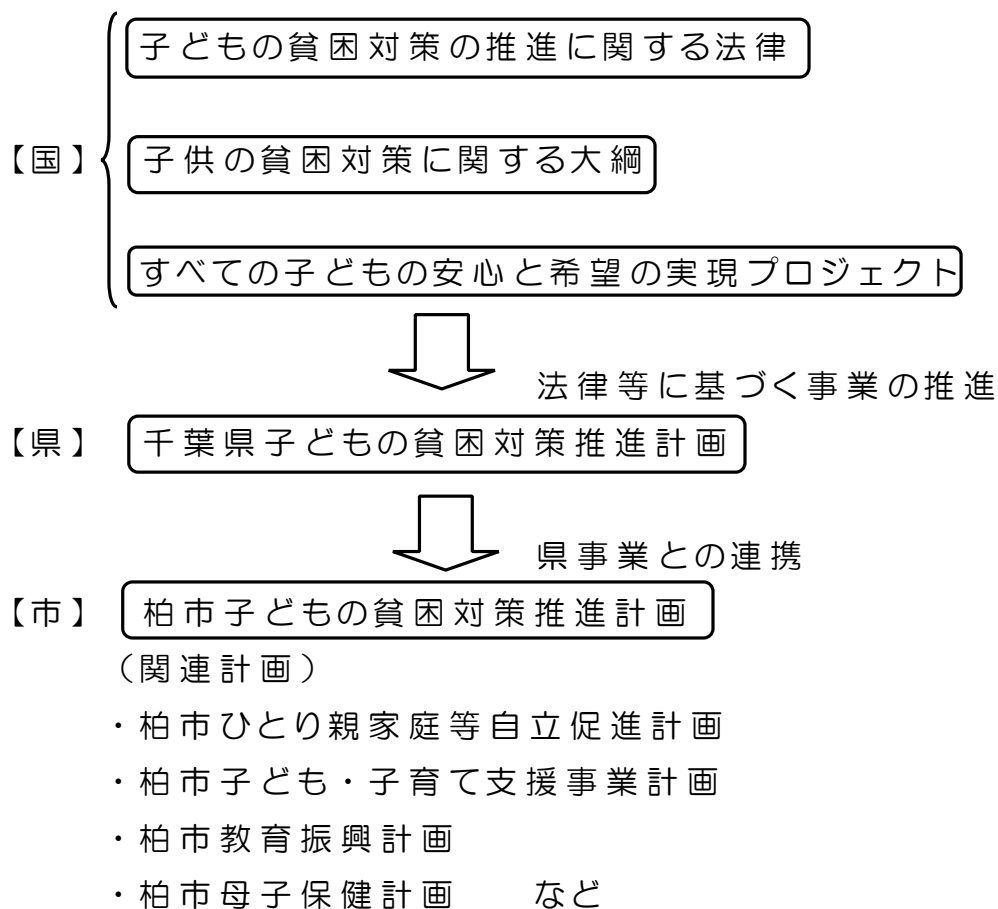
本市においても、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、子どもたちが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

こうした厳しい環境にある子どもたちが、不利な環境により、明るい未来を閉ざされてしまうことにならないよう、積極的な支援を図るためのトータルプランとして、「柏市子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

2 基本理念

全ての子どもたちが、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により、将来への道を閉ざされることなく、夢と希望を持って、安心して育つことのできるまちを目指します。

3 計画の位置づけと他関連計画



4 計画の期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

なお、法律や大綱の見直しの動向を踏まえるとともに、各施策の実施状況及び成果を見極めた上で、必要に応じ計画の見直しを行い、平成 33 年度以降も継続的に子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

第2章 貧困の現状

1 全国における貧困の状況

厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」によると、貧困率は年々増加傾向にあり、平成12年から平成24年までの12年間で0.8ポイント増加しています。子どもの貧困率に焦点を当てると、1.8ポイント増加しており、その傾向がより強く表れています。

また、子どもがいる現役世帯※では、貧困率に目立った増加傾向は見られないものの、大人が1人の世帯と2人以上の世帯の間には40ポイントほどの差があり、大人が1人の世帯の苦しい生活状況がうかがえます。

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	
相対的貧困率	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	
子どもの貧困率	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	
子どもがいる現役世帯(※)の貧困率	大人が1人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
	大人が2人以上	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
貧困線(万円)	137	130	127	125	122	

※大人は18歳以上の者、子どもは17歳以下の者、現役世帯は世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

図1-1 子どもの貧困率(全国)

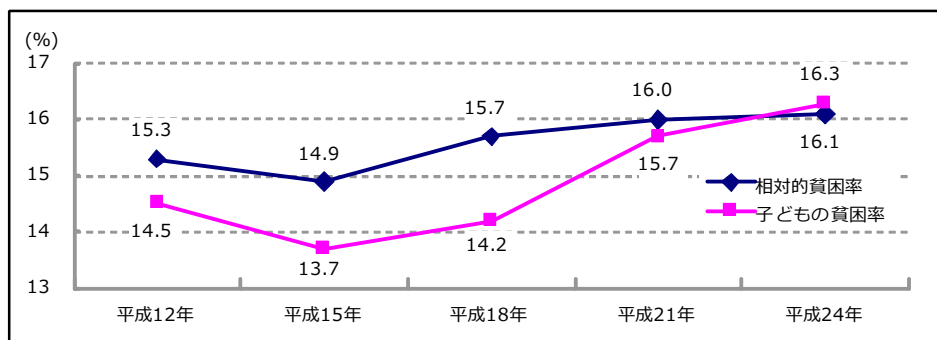
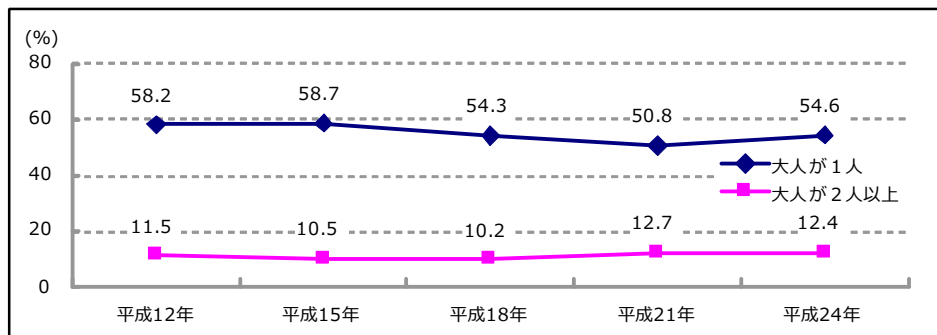


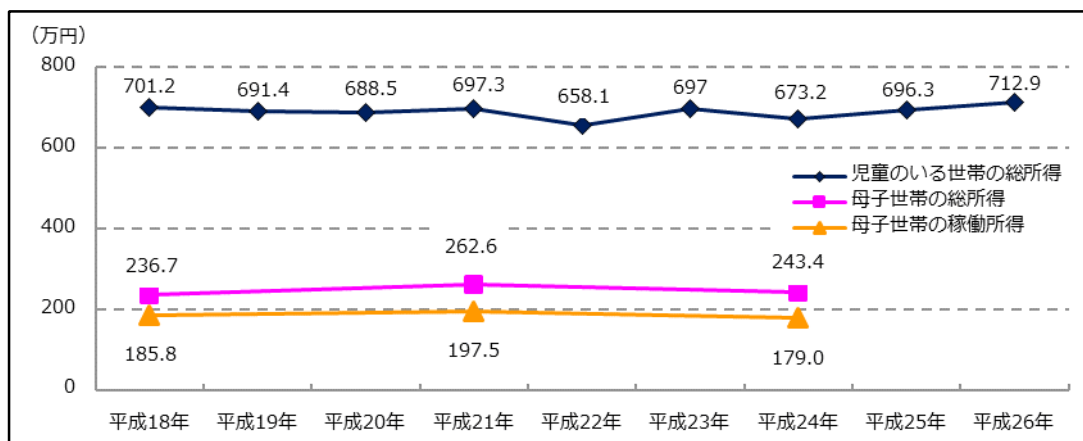
図1-2 子どもがいる現役世帯の貧困率(全国)



出典：厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」

大人が1人の世帯の中でも母子世帯の平均所得について、厚生労働省「国民生活基礎調査」の結果から、児童のいる世帯の総所得が712.9万円（平成26年）であるのに対し、母子世帯の総所得は243.4万円（平成24年）であり、うち179.0万円が稼働所得であることが示されています。このことから、母子世帯の親は、働いても経済的に非常に苦しい状況に置かれていることがうかがえます。

図2 母子世帯の平均所得（全国）



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成19,22,25,27年）

保護者の収入及び最終学歴と子どもの学力の相関関係について、国立大学法人お茶の水女子大学が文部科学省からの委託を受けて実施した「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）」の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究によると、保護者の収入が多い家庭ほど子どもの成績が良くなる傾向や、保護者の最終学歴が高いほど子どもの成績が良くなる傾向にあることが示されています。

図3-1 世帯の年間収入と学力テストの正答率（全国）

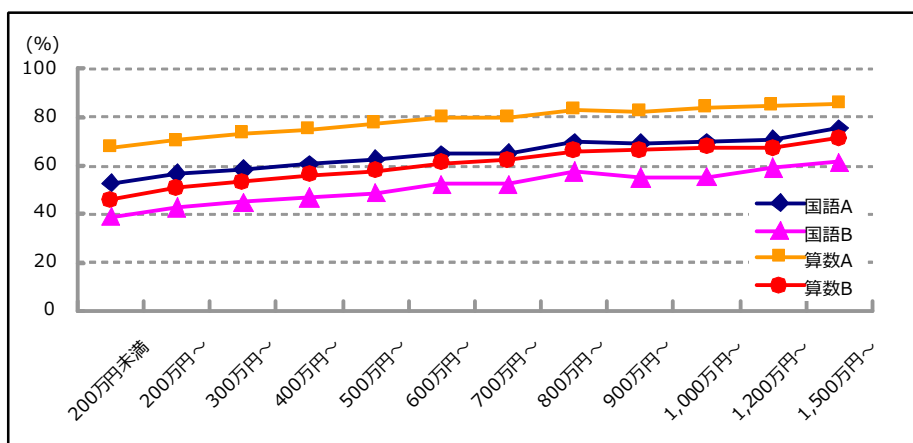


図 3-2 父親の最終学歴と学力テストの正答率（全国）

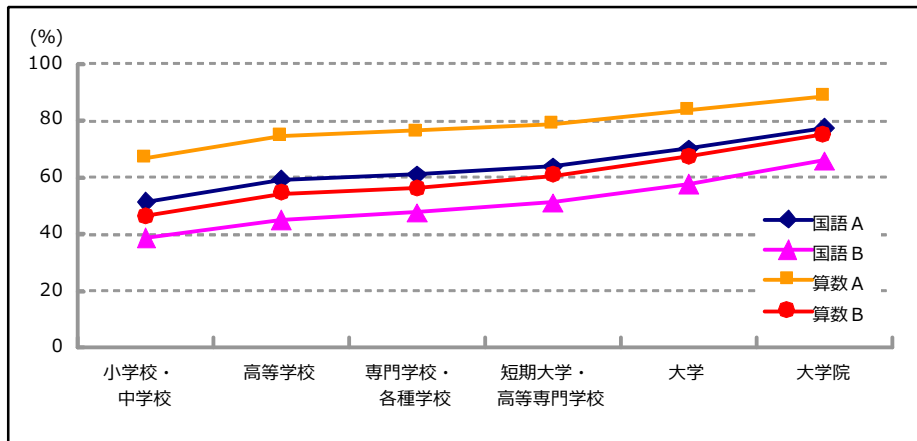
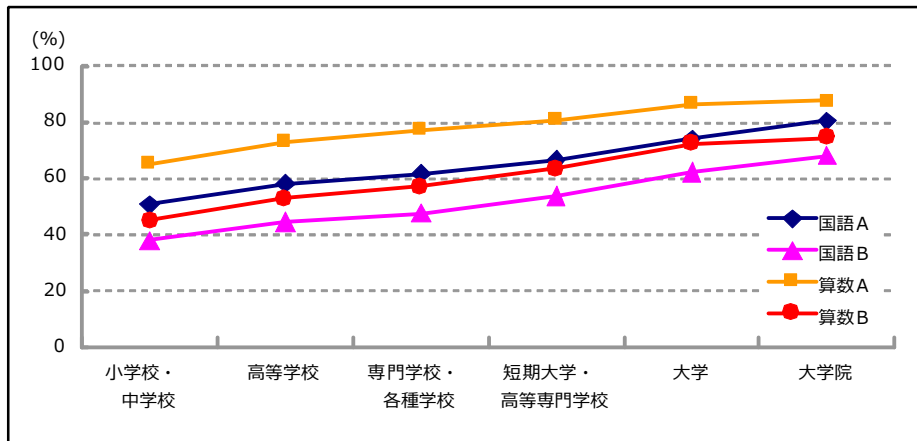


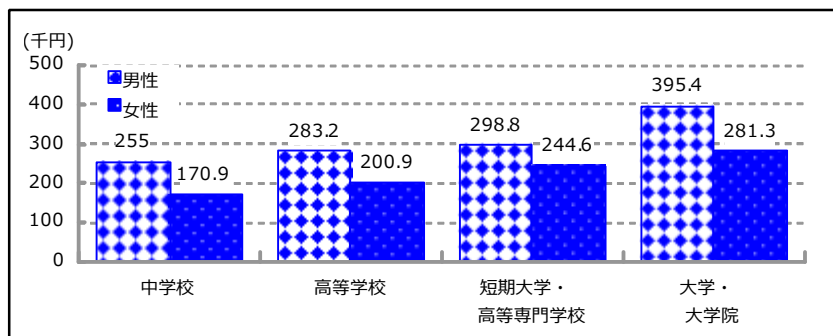
図 3-3 母親の最終学歴と学力テストの正答率（全国）



出典：文部科学省委託研究「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」（国立大学法人お茶の水女子大学）

最終学歴と賃金の相関関係について、厚生労働省「平成 25 年賃金構造基本調査」によると、男女ともに最終学歴が高くなるにつれて、賃金が高くなることが確認されています。

図 4 最終学歴と賃金



出典：厚生労働省「平成 25 年賃金構造基本調査」

収入と学習費支出の関係について、文部科学省「平成 26 年度子供の学習費調査」の結果によると、世帯の年間収入が増加するにつれ、学校種別に依らず、補助学習費支出は増加する傾向があることが示されています。また、公立学校では中学校段階での支出額が多いのに対し、私立学校では小学校段階での支出が多いことがわかります。

図 5-1 世帯の年間収入と補助学習費支出（公立学校）

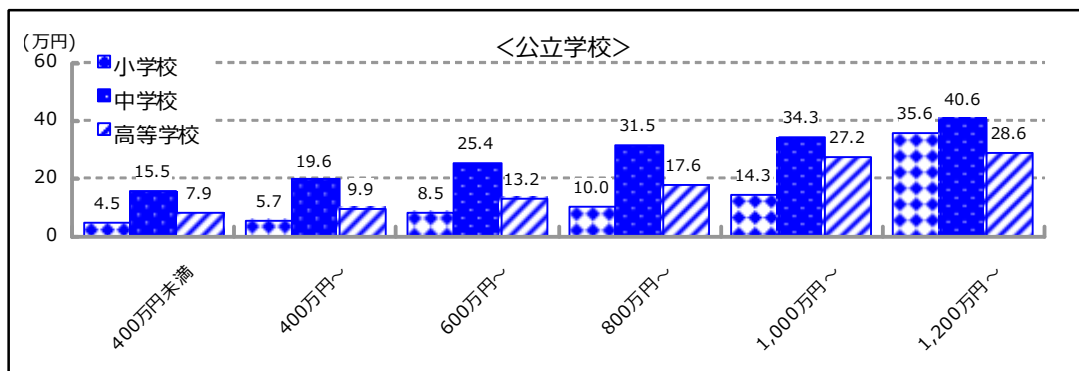
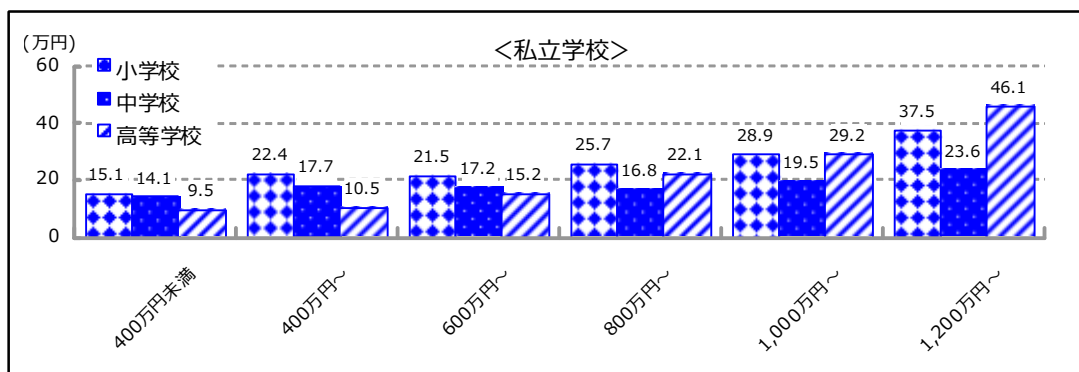


図 5-2 世帯の年間収入と補助学習費支出（私立学校）



出典：文部科学省「平成 26 年度子供の学習費調査」

2 柏市における貧困の状況

(1) 生活保護受給世帯の状況

柏市の生活保護人員は年々増加傾向にあり、平成 27 年度末現在で 4,406 人となっており、平成 17 年からの 10 年間で、2,428 人増加しています。世帯の内訳を見ると、10 年間で母子世帯が 1.8 倍以上に増加していることがわかります。

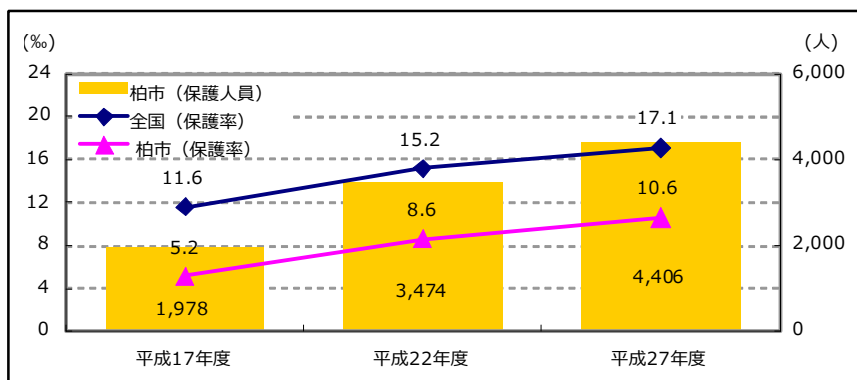
なお、生活保護率について、平成 28 年 1 月時点における中核市での比較では、柏市は全 45 中核市の下位 10 市に含まれており、また、全国平均と比べても保護率は低い状況にあります。

表2 生活保護の状況

区 分		平成17年度	平成22年度	平成27年度
保護率 (%)	全国	11.6	15.2	17.1
	千葉県	7.6	10.8	13.5
	柏市	5.2	8.6	10.6
保護人員 (人)	全国	1,475,838	1,952,063	2,164,154
	千葉県	46,329	66,879	83,781
	柏市	1,978	3,474	4,406
世帯数 (柏市)	高齢者	659 (45.7%)	1,050 (41.4%)	1,608 (49.2%)
	母子	114 (7.9%)	208 (8.2%)	208 (6.4%)
	傷病・障害	609 (42.2%)	1,042 (41.1%)	997 (30.5%)
	その他	60 (4.2%)	234 (9.2%)	453 (13.9%)
	合計	1,442 (100%)	2,534 (100%)	3,266 (100%)
	保護費(千円)	3,768,929	6,334,374	7,597,108

※各年度末現在

図6 生活保護人員及び保護率



出典：厚生労働省「被保護者調査」

(平成25年度年次調査及び平成28年4月分概数)，
千葉県統計年鑑，柏市生活支援課調べ

表3 中核市別生活保護率の状況

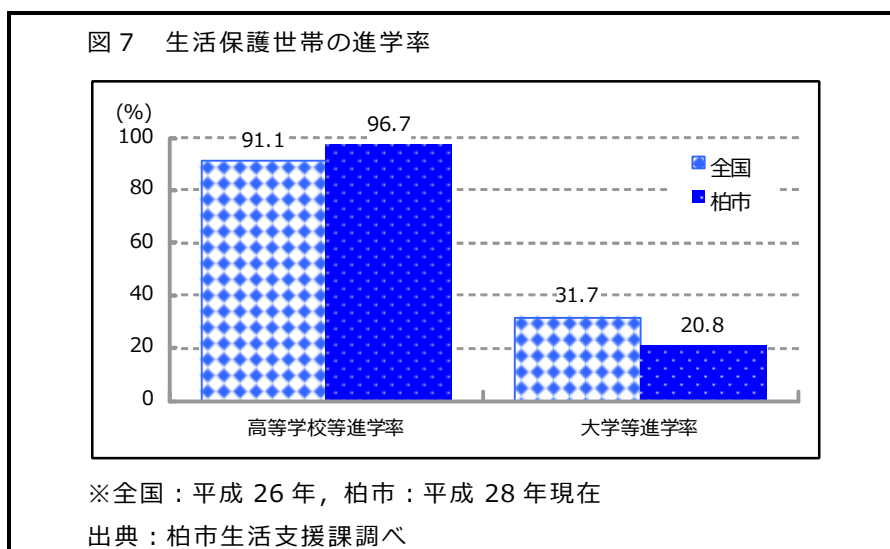
上位10市/45市		下位10市/45市	
函館市	4.70	前橋市	1.17
尼崎市	4.14	柏市	1.08
東大阪市	4.07	郡山市	0.96
旭川市	3.95	金沢市	0.95
那覇市	3.85	高崎市	0.89
高知市	3.77	長野市	0.83
長崎市	3.12	豊橋市	0.63
青森市	2.94	豊田市	0.57
豊中市	2.62	岡崎市	0.53
鹿児島市	2.59	富山市	0.42

※数値は千分率(‰)

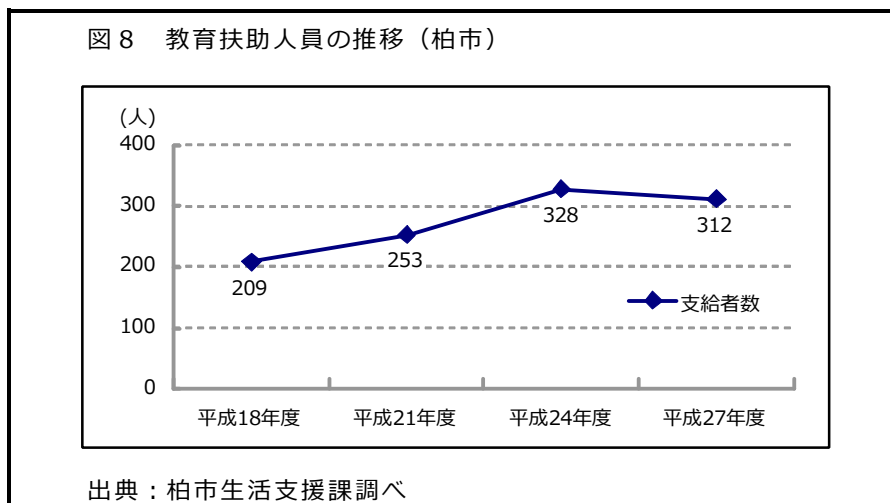
※全国平均1.71‰

出典：平成28年1月25日厚生労働省社会・援護局保護課資料

生活保護世帯の子どもの進学率をみると、柏市は全国値と比較して、高等学校等進学率は5.6ポイント高いものの、大学等進学率は10.9ポイント低くなっています。



次に、柏市の生活保護受給世帯のうち、教育扶助（義務教育に伴って必要な学用品費等を援助）を受けている小・中学生は、平成27年度末現在で312人となっており、平成24年度からの3年間では微減しているものの、平成18年度からの9年間でみると増加傾向にあります。



(2) 就学援助受給世帯の状況

就学援助は、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費，通学用品費，学校給食費，修学旅行費等を援助するものです。

柏市では、平成 27 年度末現在、就学援助の認定者数は、3,013 人、認定率は 9.55%となっており、全国と比較して低い値を維持しています。

表4 就学援助受給者数及び受給率

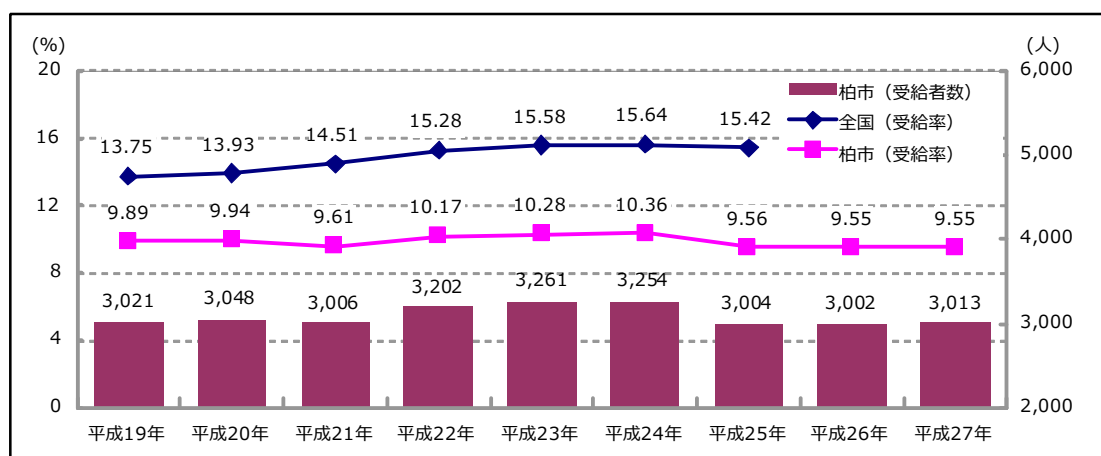
(単位：人)

	公立小中学校 在籍者数	要保護及び準要保護児童生徒			就学援助率 (%)
		要保護児童数	準要保護児童数	計	
全国	9,822,443	148,497	1,366,018	1,514,515	15.42
柏市	31,547	69	2,944	3,013	9.55

※全国：平成25年，柏市：平成27年現在

出典：文部科学省「平成25年就学援助実施状況等調査」，柏市学校教育課調べ

図9 就学援助認定者数・認定率の推移



出典：文部科学省「平成 25 年就学援助実施状況等調査」，柏市学校教育課調べ

(3) 児童扶養手当受給世帯の状況

児童扶養手当は、父母の離婚等により児童を養育されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給するものです。

柏市における児童扶養手当の受給者数は、平成 27 年度末現在で、2,333 人となっています。平成 21 年度からの 6 年間で 337 人増となっており、受給者数は年々増加傾向にあります。

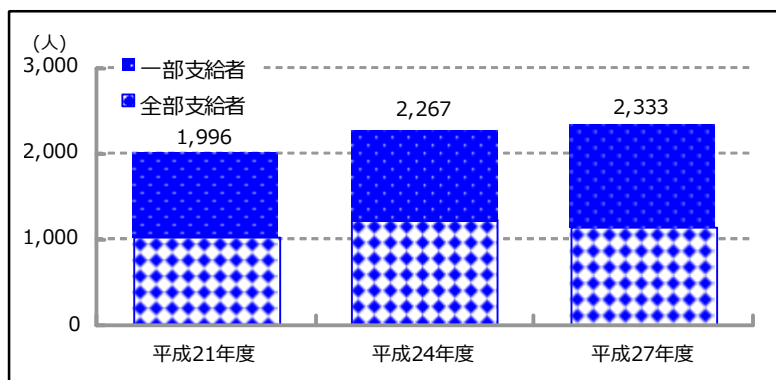
なお、手当受給率について、平成 28 年 3 月末時点における中核市での比較では、柏市は 45 中核市の下位 10 市の中でも、下から 2 番目となっており、全国平均と比べても受給率は低い状況にあります。

表5 児童扶養手当受給者数の推移（柏市） (単位：人)

		平成21年度	平成24年度	平成27年度
全部支給者		1,015	1,221	1,126
一部支給者		981	1,046	1,207
内訳	離婚	1,765	1,958	1,992
	死別	28	33	29
	未婚	166	194	212
	その他	37	82	100
計		1,996	2,267	2,333

※各年度3月末現在

図10 児童扶養手当受給者数（柏市）



出典：柏市こども福祉課調べ

表6 中核市別児童扶養手当受給率の状況

上位10市／45市		下位10市／45市	
那覇市	16.1	豊橋市	7.0
函館市	13.9	川越市	6.7
高知市	13.1	越谷市	6.7
旭川市	12.7	長野市	6.6
宮崎市	12.5	西宮市	6.3
青森市	12.0	豊田市	6.3
久留米市	11.6	岡崎市	6.0
松山市	11.1	富山市	5.8
和歌山市	11.1	柏市	5.7
東大阪市	11.1	船橋市	4.9

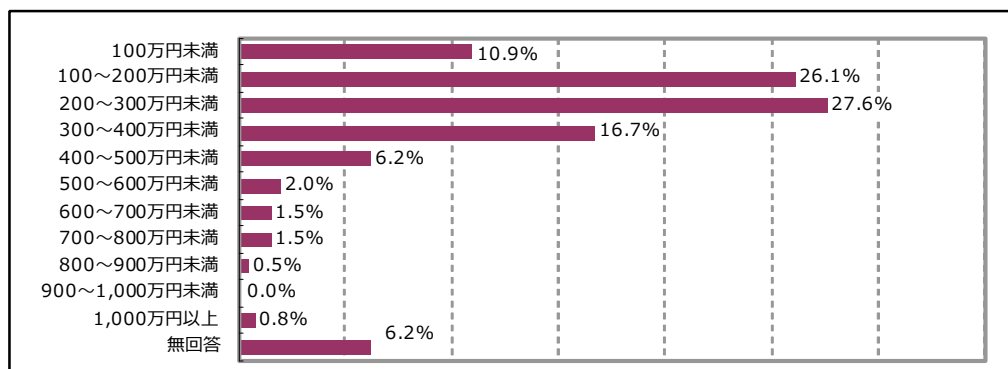
※数値は千分率（‰）

※全国平均9.0‰

出典：厚生労働省「福祉行政報告例第61表」（平成28年3月末現在），
総務省「平成28年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」

柏市の母子世帯の年間収入をみると、平成26年に実施した「柏市ひとり親アンケート」の結果から、年間収入が200万円以上300万円未満の世帯が27.6%と最も多く、次いで100万円以上200万円未満の世帯が多く存在することがわかっています。

図11 母子世帯の年間収入（柏市）



出典：柏市こども福祉課「柏市ひとり親アンケート」（平成26年）

柏市のひとり親家庭等の親の就業率をみてみると、全国値に対し、母子世帯で7.7ポイント、父子世帯で0.1ポイント高くなっています。正社員・常勤雇用率に着目すると、全国値に対し、母子世帯で1.1ポイント高いものの、父子世帯では6.5ポイント低くなっています。

表7 ひとり親家庭等の親の就業状況

(単位：%)

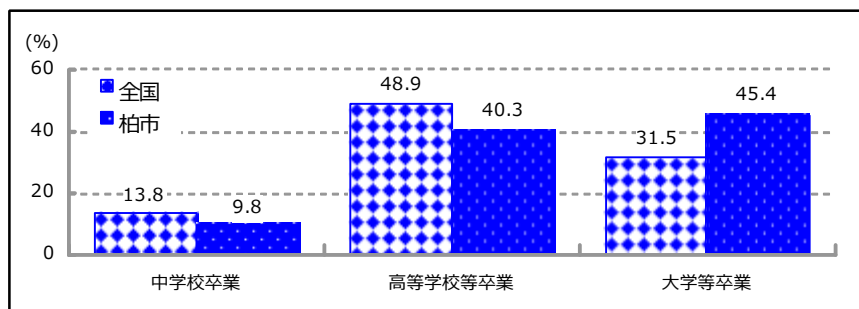
	就業率		正社員・常勤雇用率	
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
全国	80.6	91.3	40.0	68.8
柏市	88.3	91.4	41.1	62.3

※全国：平成23年，柏市：平成26年現在

出典：厚生労働省「平成23年全国母子世帯等調査」，
柏市こども福祉課「柏市ひとり親アンケート」（平成26年）

次に、柏市のひとり親家庭等の親の最終学歴についてみると、全国値に対して、中学校卒業と高等学校等卒業がそれぞれ4.0ポイントと8.6ポイント低く、大学等卒業が13.9ポイント高くなっています。

図12 ひとり親家庭等の親の最終学歴



※全国：平成23年，柏市：平成26年現在

出典：厚生労働省「平成23年全国母子世帯等調査」，

柏市こども福祉課 [柏市ひとり親アンケート] (平成26年)

第3章 子どもの貧困の実態把握

1 支援者ヒアリング

支援者ヒアリングは、日ごろから困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっているかたに対し、日々接している子どもの様子や特徴、家庭の特徴や生活の様子などをうかがうことで、貧困に関連する実態の把握に努め、貧困の原因、背景やその影響を明らかにすることで、今後求められる施策を検討すること等を目的に実施しました。

支援者ヒアリング実施状況一覧

No.	分類	ヒアリング対象者	実施日時
①	市立保育園	保育園職員	H28.5.31
		保育園職員	H28.6.9
②	市立小学校	小学校教諭	H28.5.25
		小学校教諭	H28.5.25
		小学校教諭	H28.6.30
③	小学校学習相談室	学習相談室職員	H28.6.28
④	小学校保健室	養護教諭	H28.6.28
⑤	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ職員	H28.5.19
⑥	市立中学校	中学校教諭	H28.5.27
		中学校教諭	H28.5.30
⑦	児童センター	児童センター職員	H28.6.24
⑧	市役所	母子・父子自立支援員	H28.7.5
⑨		家庭児童相談員	H28.7.5
⑩		生活保護ケースワーカー	H28.6.10
⑪	地域生活支援センター	地域生活支援センター職員	H28.6.6
⑫	ひとり親福祉会	ひとり親福祉会会長	H28.6.29

①市立保育園

実施数	2
実施日時	①H28.5.31（火） 14：00～15：15 ②H28.6.9（木） 13：30～14：45
対象者	①保育園職員（2名） ②保育園職員（2名）
記録者	柏市役所職員（3名）

【親の特徴・課題】

- ・生活苦の大半は母子家庭。
- ・生活苦であっても生活保護を受けていない。
- ・外国人の場合、行政サービス等の情報に乏しい。
- ・外国人の場合、住居の確保が困難。
- ・実家が遠かったり、関係が疎遠で、頼れる親近者がいない。
- ・就労収入が不安定。
- ・小さい子がいるひとり親は、子が病気の際に仕事を休まなければならず、仕事を辞めなければならない状況まで追い込まれることもある。
- ・子が小学校に進学すると、「自分のことは自分でできる」という認識を持つようになり、保育期に比べ子に対し関心・関与が低下する。
- ・仕事が続かない（不就労期間3ヶ月での保育園退園間近になって、手当たり次第にパート就労するも、仕事が継続せず離職）。
- ・ひとり親は、サービスの制約の厳しさから正職員には就けず、非正規就労に流れる。
- ・母子家庭で仕事を掛持ちしている。
- ・衣食住が乱れており、同じ服を着ていることが多い。
- ・両親揃っていても、一方もしくは両方が精神疾患を抱えており、就労が困難。
- ・親の社会性に問題がある。
- ・理解力が不足している。
- ・情報収集ができない。
- ・休みがちの子の家は、ゴミだらけであったり、カーテンが閉めっぱなしなど、生活環境に問題がある。
- ・多子世帯である。

【子の特徴・課題】

- ・お弁当持参日に、持ってこない。
- ・足裏が真っ黒に汚れていたり、服に穴が開いていることがある。
- ・家庭環境による経験不足で、身の回りのことができず、周囲の雰囲気も感じ取れない。
- ・持ち物や着替えなどが不足しており、意欲や自主性が損なわれている。
- ・精神的、知的に発達が遅れがみられる。
- ・同じ洋服を着ており、汚れや臭いが目立つ。
- ・お風呂に入っていない。
- ・お昼ごはんをガツガツ食べる。
- ・生活リズムが親と同じになっているためか、朝遅れて来たり、落ち着きがなかったり、お昼寝の時間に寝つかない。
- ・先生にかまってもらいたがる。

【必要な支援】

- ・保育料の免除の制限の緩和
- ・外国人に対する住居確保支援情報の提供
- ・行政サービス情報（相談窓口や各種制度等）の提供
- ・ひとり親に対する就労支援の拡大
- ・子が病気の際の病児保育の整備
- ・保護者が頼りやすく、相談しやすい環境づくり
- ・子育て・就業等についての情報提供や、仕事の斡旋
- ・家庭訪問や見守りの強化
- ・他機関との連携支援の確立（相談先の一元化）
- ・子育て、就学等に関する相談先がわかりやすい一覧の作成・配布（全ての相談先をまとめた一覧ではなく、子の成長過程に応じた相談先や支援を、必要なタイミングで提供する方法も良い）
- ・見守りが必要な子に対する園内での食事提供や衛生面の支援体制の整備

②市立小学校

実施数	3
実施日時	①H28.5.25（水） 10：00～10：45 ②H28.5.25（水） 13：00～14：20 ③H28.6.30（木） 16：00～17：10
対象者	①小学校教諭（2名） ②小学校教諭（3名） ③小学校教諭（2名）
記録者	柏市役所職員（3名）

【親の特徴・課題】

- ・経済的貧困よりも、精神的な貧困（親の関与不足，愛情不足）が多く見られる。
- ・親としての意識が低い（就学援助金を酒やギャンブルに使ってしまう。電話連絡が不通。学校からの通知を見ない等）。
- ・気になる子の親がひとり親の場合，高い確率で男性の影がある。
- ・市営住宅に住んでいる。
- ・完全なる貧困（経済的困窮世帯）と疑いのある貧困（就学援助金など受け取っていても暮らしが良く，華美な服装などが目立つ）に分類できる。
- ・完全なる貧困には，片親や病気がちの親が多い。
- ・2人親であったとしても，父は働いており忙しく，母はうつ病で子に関与が小さいなどの問題がある。
- ・疑いのある貧困では，良いマンションに居住，高級車を所有，服装が華美，子の面倒を見ない，子の所有物や学校行事に無関心などの特徴がある。
- ・親が外国人（文化の違いなどがあり，学習や生活に対する指導をしても，理解が得られない）。
- ・貧困の家庭でも校納金を頑張って納める人と，収入があるのに納めない人がいる。
- ・子育てに関して無関心（愛情不足，ネグレクト，虐待）。
- ・子に対し，家庭での学習指導がない（学校での対応では不足）。
- ・自分のことで手一杯，自分の生活を優先する親が多い（結果，子は

- 夜も自由に出歩いたりして朝起きられず遅刻したりする)。
- ・自身が育ってきたようにしか子を育てられず，学校が親の意識を変えようと関与しても拒否される。
 - ・要保護（生活保護受給），準要保護（就学援助受給）となっていない家庭が特に貧困。
 - ・仕事が忙しく，夜遅くまで働いている。
 - ・子の連絡帳を見る余裕も無く，提出物も期限内に提出されない。
 - ・親子の会話が少ない。
 - ・意図的に籍を入れずに公的扶助申請をしており，お金には余裕がある家庭が見受けられる。

【子の特徴・課題】

- ・学習塾に通えない。
- ・100円均一の文房具を多く持っている。
- ・林間学校・修学旅行に参加できない子がいる（校納金未払い）。
- ・スマホ所持率が高い傾向がある。
- ・卒業後，早婚⇒離婚の傾向にある。
- ・完全なる貧困の子は同じ服装，臭い，上履きのサイズがあっていない等が目立つ。
- ・疑いのある貧困の子は遅刻気味で持ち物が揃わない。
- ・勉強にやる気が見られない。
- ・基本的な生活習慣が身につけていない（寝坊や遅刻，歯磨きをしない，爪を切らない）。
- ・学力が低い（一般家庭の児童との学力差が顕著）。
- ・朝食や夕食を食べていない（親が忙しくて作れない）。
- ・学習習慣が無く，勉強を根気強く続けることができない。

【必要な支援】

- ・支援すべき人たちに手を差し伸べられるよう，手当や給付金の不正受給の取り締まりの強化
- ・塾のように，一人ひとりのレベルに合わせてプログラムを作って支援していく学習支援の実施
- ・授業以外で，つまづいた時期に遡って教えることができる放課後子ども

も教室の拡充

- ・就学援助金の学校長口座への振り込み（残った分を親に渡す方式）
- ・必要な人に支援が行き渡るように制度の周知を強化
- ・定期的なコンタクト（訪問やヒアリング）を実施
- ・ネグレクトや虐待に対する支援
- ・外国人に向けた通訳支援
- ・ホームヘルパーの派遣（病気時や、身体が不自由な方）
- ・学習支援の拡充
- ・スクールソーシャルワーカー¹を中学校区に1人ずつ配置
- ・学用品の配布（一律支給）
- ・放課後子ども教室の拡充（拡充のためにサポート教員を増員）
- ・学校で貧困の家庭を見つけた後の、行政へのつなぎの体制整備（相談先の情報提供など）
- ・制服のリサイクル
- ・親に対する啓発活動の実施
- ・親に対する広報活動の強化（学校HPのリンクバナーの活用）

¹ **スクールソーシャルワーカー**：教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた環境にさまざまな方法で働きかけて支援を行う者

③小学校学習相談室

実施数	1
実施日時	H28.6.28（火） 15：00～15：40
対象者	学習相談室職員（1名）
記録者	柏市役所職員（5名）

【親の特徴・課題】

- ・ 仕事で精一杯（仕事の掛持ち）で、精神的余裕がないため、子どもに目を向けることができない。
- ・ 生活保護を受給している。
- ・ ひとり親である。
- ・ 病気がちである。
- ・ （外国籍含め）識字能力がないため、
 - ①各種提出書類が提出できない。⇒行政サービスが利用できない。
 - ②継続して仕事ができない。

【子の特徴・課題】

- ・ 学用品や部活のユニフォームが買えない。
- ・ 部活の遠征費や宿泊学習代を払えない。
- ・ 自分が他の子どもと違うことに気づき、不登校、いじめにつながる。

【必要な支援】

- ・ 学習支援の拡充（対象学年は、小学校低学年からの実施が良く、柏市としてに統一的に実施できればなお良い）
- ・ 支援者に対しての子育て、就学等に関する相談先がわかりやすい一覧の作成・配布
- ・ 新たな学習指導室の設置（子どもの居場所の拡充）

④小学校保健室

実施数	1
実施日時	H28.6.28（火） 15：45～16：30
対象者	養護教諭（1名）
記録者	柏市役所職員（5名）

【親の特徴・課題】

- ・生活能力や学力が低い（不規則な生活，生活することに気力がない，環境衛生に気をつけない）。
- ・精神疾患や障害により社会に適応しづらい。
- ・親戚等の子育ての手助けをする人が周囲にいない。
- ・地域から孤立している。
- ・若年で計画性なく妊娠・出産する。
- ・人との関係性が未熟。
- ・異性への依存度が高く，シングルでも異性に気持ちに向いてしまう（親中心の生活）。
- ・子に対する関心が低い。
- ・経済的には余裕があるはずなのに，子どもに対して支出しない精神的貧困の家庭が多い。
- ・親自身が育ってきた環境も悪く，子に対して同じようにしか接することができない。

【子の特徴・課題】

- ・学力が低い（家庭での学習習慣がなく，基礎が身につけていない）。
- ・問題行動，非行，長欠，ひきこもりの状態になる。
- ・不定愁訴で保健室に行く。
- ・身なりが不衛生（お風呂に入らない，服が毎日一緒，散髪しない，臭う）。
- ・給食が唯一まともな食事になっている。
- ・発育，発達が不十分。
- ・自尊心が低い。
- ・規範意識，意欲が乏しい。
- ・病気やケガをしても病院に連れて行ってもらえない。

- ・夜中に子どもだけで過ごすことがある。
- ・1クラスに3～4人は貧困の子が存在し、同じ境遇の子ども達で集団を形成する。
- ・周囲の子ども達にとって当たり前のことが同じようにできないことで、精神的貧困に陥る。
- ・協調性がない（集団生活が苦手）。
- ・突飛な行動をとり、手をかけてもらいたがる（家庭での愛情不足）。
- ・愛情に飢えている為か、異性に対する依存傾向が強い。

【必要な支援】

- ・家庭-学校-行政の橋渡し役となるスクールソーシャルワーカーの増員
- ・経済的支援が直接子どもに還元できるような制度づくり（例：現物支給，学校へ直接振込等）
- ・支援，相談関係者の増員
- ・安心して子を預けられる児童施設の整備
- ・家庭訪問や実態把握のために，強制力や権限をもった調査機関や担当課の整備
- ・子どもの支援全般に関わる制度の整備
- ・給食費の無償化
- ・子ども食堂のような食事面の支援
- ・外国語に対応できる支援の整備
- ・子への支援について，学校と福祉行政のガイドラインの制定

⑤放課後児童クラブ（こどもルーム）

実施数	1
実施日時	H28.5.19（木） 10：00～11：30
対象者	放課後児童クラブ職員（3名）
記録者	柏市役所職員（3名）

【親の特徴・課題】

- ・連絡がつかない。
- ・子に無関心（お迎えはいつも兄弟等）。
- ・病気で休業している。
- ・多子の為か、衣類・持ち物・入浴などの身の回りのことについて構ってられない様子。
- ・母子家庭（頼れる親族が近くに居ない，交流がない）。
- ・母子家庭が連鎖しており，親から金銭的支援も受けられない。
- ・近隣に支援者がいないと，迎えを母のみでしなくてはならない。
- ・収入が不安定（パート，派遣，夜の仕事）。
- ・安定収入は諦めている。
- ・情報収集力に乏しく，必要な手続きができていない。
- ・精神的に不安定（うつ病等）。
- ・ギャンブル依存症（就学援助費なども使ってしまう）。
- ・親になりきれず，子どもよりも自分の身の回りのことを優先する。

【子の特徴・課題】

- ・食べ物に執着（落ちているものまで食べてしまう）。
- ・朝ごはんを食べていないせいか，朝から空腹。
- ・身の回りが清潔でない，服装が乱れている（3～4日同じ洋服を着用，入浴せず悪臭，服に穴，冬でも靴下を履いてこない）。
- ・多子世帯では服を買い与えられず，兄弟のお古を着まわしている。
- ・学習に対する意識が低い。
- ・夜勤等による親の生活のリズムに影響を受けており，基本的な生活習慣が乱れている（入浴，起床・就寝時間，ご飯抜き）。
- ・感情の起伏が激しく，周囲とのトラブルが多い。
- ・林間学校や修学旅行に参加できない。

- ・家庭での愛情不足のためか、わざと悪いことをして指導員の気を引こうとする。
- ・諦めの気持ちが生じている（貧乏だからと言って我慢）。
- ・こどもルームにお迎えが来ずに 1 人で帰る子もいる。
- ・家に帰ってから学習の時間がない（親が勉強を教えられない）。
- ・小学校の中学年あたりから食事の提供などにも遠慮し始める。

【必要な支援】

- ・訪問型の支援の拡充（必要に応じて専門機関につなぐ）
- ・夜に子どもだけでの留守番をさせない居場所づくり
- ・小学校の低学年の時期から、1 人ひとりに寄り添ってケアする体制の構築（自尊心の形成）
- ・地域など、周囲の人が注意して見守る意識を持った社会づくり
- ・親の意識を変えることが 1 番大切（子が生まれる前からの相談支援の強化）
- ・食事が満足に与えられていない子に対する食の確保（子ども食堂など）
- ・情報を得やすい環境づくり（特に女性が就ける仕事の情報）
- ・放課後子ども教室の回数増
- ・より低学年からの学習支援の実施
- ・学習に必要な学用品の一律提供

⑥市立中学校

実施数	2
実施日時	①H28.5.27（木） 10：00～10：40 ②H28.5.30（月） 10：00～10：45
対象者	①中学校教諭（3名） ②中学校教諭（1名）
記録者	柏市役所職員（3名）

【親の特徴・課題】

- ・校納金を滞納している（故意・意図的に支払わないケースもある）。
 - ・就学援助費を目的外利用する。
 - ・親としての意識が薄い（親になりきれていない）。
 - ・子の学校生活への関心が薄く、ネグレクト気味。
 - ・ひとり親が多い。
 - ・市営住宅に住んでいることが多い。
 - ・働きづめになっており、子に関わるできない。
 - ・連れ子同士の再婚は、虐待の可能性が高い。
 - ・無計画に多子世帯となり困窮する。
- （以下、外国人のケースについて）
- ・両親が共に外国人であり、日本語の理解力が乏しい。
 - ・子が怪我をしても病院に行かせていない。

【子の特徴・課題】

- ・学習に遅れをとったまま進路決定期を迎え、進学 of 厳しさを知る。
 - ・お風呂に入っておらず、服の汚れや臭いが目立つ。
 - ・学力が低い（家に人がいない⇒子どもは家に居たくない⇒さびしくて外に遊びに行く⇒家庭学習の時間が無い⇒小学校低学年で学習習慣が身に付いていない⇒高学年になってもわからない⇒高校入試の時に初めて学習が必要となるが、身に付いていないためできない）。
 - ・朝ごはんを食べてこないのが、給食の食べ方に表れる。
 - ・人懐っこい。愛されたい気持ちの表れと思われる。
- （以下、親が外国人のケースについて）
- ・日本語の読み書きが苦手、日本語の文章が不自然。

- ・勉強もほぼ全教科苦手（小学生のときに授業の内容がわからないまま中学に進学）。

【必要な支援】

- ・就学援助金の学校長口座への振り込み
- ・個別指導や授業のフォローができる学習支援
- ・スクールソーシャルワーカーや通訳の配置
- ・最低限必要な学用品や制服などを，全員に一律支給
- ・児童の精神的な安定と心の醸成のための相談体制の強化
- ・教員のスキルアップによる児童の学ぶ意欲の引き上げ
- ・読書活動の推進（想像力の醸成）
- ・福祉部門の相談
- ・啓発活動の強化（人材育成や人員の確保）
- ・職の斡旋
- ・教員やスクールソーシャルワーカーの増員が必要（親の意識を変える関わり）

⑦児童センター

実施数	1
実施日時	H28.6.24（金） 15：00～16：10
対象者	児童センター職員（2名）
記録者	柏市役所職員（2名）

【親の特徴・課題】

- ・ひとり親家庭が多い。
- ・仕事の掛け持ちや夜勤をしている関係で、
 - ①起床時間等の生活リズムが不安定。
 - ②子どもと関わる時間が少ない。
 - ③朝食や昼食の準備ができない。
 （特に、子が長期休暇のときに顕著に現れる）
- ・家庭内に問題を抱えており、子育ての環境が悪い。
- ・児童センターに来館しても、他の来館者との交流が少ない。

【子の特徴・課題】

- ・洋服の汚れや臭いが目立つ。
- ・お昼ごはんを持参せずに関館中ずっと遊んでいる（家に帰っても、誰もおらず、ご飯もない）。
- ・コミュニケーションが得意でない。
- ・保護者に対して顔色を覗う。
- ・いじめの対象となる。

【必要な支援】

- ・子どもに関する関係機関で構成するケース会議機能の強化
- ・保護者が相談しやすい環境づくり，関係づくり
- ・子育て，就学等に関する相談先がわかりやすい一覧の作成・配布
⇒支援者に対して保護者から相談があった際，的確に担当部署へ繋げることができるようにする
- ・子どもにとって安心して参加できる，定期的で継続的な居場所づくり（地域住民や教員OBによる学習支援，子ども食堂等）
⇒親以外の大人との交流ができる機会づくり

⑧市役所（母子・父子自立支援員）

実施数	1
実施日時	H28.7.5（火） 9：30～10：50
対象者	母子・父子自立支援員（3名）
記録者	柏市役所職員（1名）

【親の特徴・課題】

- ・就労が困難。
（理由）
 - ①精神疾患
 - ②中卒
 - ③子育てとの両立の兼ね合い
- ・親族や友人等の頼れる人が周りにいないため、孤立（特にDV避難時）。
- ・発達障害等により、養育能力や生活能力が欠如。
- ・DVや元夫の居場所不明等により養育費の確保が困難。

【子の特徴・課題】

- ・DV避難や施設入所により生活環境に変化があり、心のケアがないまま孤独化してしまう。
- ・経済的理由により習い事や旅行等の経験体験の機会が少ない。
- ・嫌われたくないから「いい子」になり、家庭内の親や親族、学校の先生に遠慮してしまう（本音を言える相手が周りにいない）。

【必要な支援】

- ・母子家庭の母や障害者といった社会的弱者の雇用を推進している企業に対する表彰制度
- ・特定求職者雇用開発助成金制度等の周知
- ・事務経験がない母子家庭の母を柏市役所臨時職員として採用（一般企業の採用が厳しいため）
- ・相談ではなく気軽に話ができる居場所の充実（パレット柏等のフリースペースの活用等）
- ・ひとり親福祉社会の案内強化

- ・食育や料理教室等を通じての定期的継続的な食事の提供
- ・低料金もしくは無料（市負担）での家事支援
- ・病児保育，病後児保育の充実

◎市役所（家庭児童相談室）

実施数	1
実施日時	H28.7.5（火） 13：00～14：15
対象者	家庭児童相談員（3名）
記録者	柏市役所職員（1名）

【親の特徴・課題】

- ・精神疾患を抱えている。
- ・ひとり親。
- ・夜間の仕事をする親が多く、子との生活時間が合わず、ご飯を作れない。
- ・身近に頼れる親族等がない。
- ・家に引きこもる。
- ・支援を拒否する。
- ・育児をしながらの就労となり、収入が低い。
- ・子が病気でも仕事を休めず、育児のために退職に追い込まれることもある。
- ・親自身が愛情を注がれた経験がなく、子に対して同じ接し方しかできない。

【子の特徴・課題】

- ・親から基本的な生活習慣を教えられておらず、身につけていない。
- ・親と同じ社会性（の無さ）を身につける。
- ・朝食や夕食を食べていない。
- ・不登校や引きこもりになる。

【必要な支援】

- ・病児保育の実施
- ・ファミリー・サポート・センターの24時間体制化
- ・ファミリー・サポート・センター利用料助成制度をふたり親にも拡充
- ・ショートステイの拠点の充実
- ・子ども食堂支援（NPO等が立ち上げやすいよう支援）
- ・訪問型支援（孤立させず、支援につなげる）

- ・ 1 対 1 の学習支援の拡充（低学年から切れ目のない支援）
- ・ 家以外で基本的な生活習慣を身につけたり、信頼できる大人（将来像を想像できる大学生など）と接することができる居場所の充実
- ・ （要保護児童対策地域協議会²のような）貧困ネットワークの整備

² **要保護児童対策地域協議会**：保護や支援が必要な児童やその保護者に対し、適切な対応を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものであり、代表者会議、実務者会議、ケース会議によって組織されている。

⑩市役所（生活保護ケースワーカー）

実施数	1
実施日時	H28.6.10（金） 15：00～16：00
対象者	生活保護ケースワーカー（1名）
記録者	柏市役所職員（2名）

【親の特徴・課題】

- ・中卒者が多く、学歴が低い傾向にあり、勉強の意義がわからない。
- ・仕事が続かない。
- ・校納金を滞納している。
- ・光熱水費の滞納など、金銭管理ができない。
- ・ひとり親，多子家庭，病気・障害を持っている人は，子どもに手が回っていない。
- ・ひとり親で，親族等の支援がない場合，子どもが病気になると休まなければならないため，月収10万円以下の家庭が多い。
- ・両親ともに外国人である場合や，親の知的レベルが低い場合，通知が読めない等で情報に触れることができず，必要な手続きが取れない。

【子の特徴・課題】

- ・勉強や進学への意識が低い。
- ・大学進学を諦めている（進学すると生活保護から除外されるため，家計に負担をかけないよう進学を断念）。
- ・中卒者は仕事やアルバイトに就くことができない。
- ・親が面倒を見きれていないため，非行に走る。
- ・妊娠が早い（親から大切にされていないことから，自身も子どもに手間をかけなくてもよいと認識し，出産を安易に考えている）。
- ・高校を中退する（生活保護対象外費用の支払いが苦しくなり中退）。

【必要な支援】

- ・保育園のバス送迎（待機児童対策を兼ねる）
- ・病児保育の実施
- ・外国語版の各種制度案内を対象家庭へ配布
- ・学習支援事業の拡充（より早い時期での学習支援）

- ・学童保育の充実（小 6 までの受け入れ確保）
- ・親以外の大人と接する機会の確保（市民参加型の学習支援など）

⑪地域生活支援センター

実施数	1
実施日時	H28.6.6(月) 14:00~15:15
対象者	地域生活支援センター職員(2名)
記録者	柏市役所職員(6名)

【親の特徴】

- ・住宅ローンを抱えており、配偶者が病気等になると、支払いが困難になり、家を手放す決断をする人もいる。
- ・貧困に陥るきっかけは、精神疾患や、離婚など。
- ・母子家庭では子が病気で保育園を休む時、母も休みとなり、収入が減ってしまう。更に、会社の理解が無いと仕事の継続も難しくなる。
- ・生活保護を受けずに生活（プライドや、保護申請時の制約により）。
- ・親族と関係が疎遠で、相談相手も居らず、孤立していると誰もSOSを感じる事ができない。
- ・往々にして非正規労働者が多い。
- ・収入が多くても、高い食費や遊費、借金で家計をひっ迫。
- ・親自身、貧困家庭で育っていたり、親からの愛情を受けていないため、子にも愛情を注げない（注ぎ方がわからない）。
- ・親の支援がなく、経済的貧困状態にあると、子どもに問題が起こりやすい。

【子の特徴】

- ・小さい頃から親から愛された経験や、社会経験が少ない。
- ・親の教育がない。
- ・精神年齢が実年齢よりも低い。
- ・社会とのつながりが無く、相談相手もいない。
- ・貧困の環境から抜け出す力や意欲が無い。
- ・小学校での不登校や引きこもりが、その後も続く。
- ・親の浪費癖により、修学旅行に行けない。

【必要な支援】

- ・ひとり親の就労に対する企業の理解の向上

- ・ひとり親等が市内で就労しやすい環境の整備
- ・引きこもりの子の就労に対する企業の理解の向上
- ・病児保育の環境整備
- ・ファミリー・サポート・センター事業に関する偏り（地域によって協力会員数にばらつきがある等）の解消，使いやすい制度への改善
- ・子の学習環境の整備
- ・各種福祉サービス制度の狭間の年齢の児童に対する支援の整備
- ・高校段階での中退予防，就労支援
- ・スクールソーシャルワーカーの増員
- ・教育部門と福祉部門が連携できるケース会議の実施（1つの事例に対し，色々な職種の人が意見を話し合う）
- ・親以外にしっかりした大人（スクールソーシャルワーカー等）が関われる環境の整備

⑫ひとり親福祉会

実施数	1
実施日時	H28.6.29（水） 14：30～15：10
対象者	ひとり親福祉会会員（1名）
記録者	柏市役所職員（2名）

【親の特徴・課題】

- ・内気で、周りとの関係を持たない。
- ・話し相手や、気持ちを共有できる相手が周りにいない。
- ・自分のための時間を持つことができない。
- ・生活に余裕がなく、ストレスが溜まり子どもにあたる。
- ・自分勝手、わがまま、笑顔がない。

【必要な支援】

- ・ひとり親家庭を対象にした訪問型の相談事業（孤立させない）
- ・学童保育や児童センター等を活用した食糧支援，子ども食堂制度（子どもだけでなく保護者も参加でき，他の参加者と交友関係を築け，基本的な生活習慣を身に付けることができる居場所づくり）

特徴・課題まとめ

【親の特徴・課題】


- ・親自身，不十分な教育，生活環境下での生育歴
- ・子に無関心で，放任や虐待の傾向
- ・衣食住の養育環境や生活習慣の乱れ
- ・キャンブル依存や自身の趣味優先の浪費等，経済観念に問題
- ・低い労働意欲
- ・社会性の欠如により，家族や地域等から社会的孤立状態
- ・外国人のため，言葉や情報収集面で困難
→生活に困難，不利益が生じやすい環境
- ・ひとり親家庭は時間的制約により，子の養育不十分
- ・低学歴等による非正規雇用，低収入，ダブルワーク
- ・子育てや子の看病に対する理解が得られないなど，就労環境に問題
- ・精神疾患等や発達障害等により，養育能力・生活能力不足
- ・必要な手続きをするための理解力，情報収集能力不足
- ・DVや元夫の居場所不明等により養育費確保が困難
- ・生活保護を受けられる水準であっても未申請

親自身の生育歴や子への関与不足が貧困の連鎖に深く関係する


【子の特徴・課題】

- ・衣服の汚れ，破損，不足
- ・身体の不衛生
- ・親の影響による生活習慣の乱れ
- ・欠食（ネグレクト等）による食べ物への執着
- ・病気やケガをしても医療機関未受診
- ・夜間に子どもだけで生活
- ・学用品や部活動用品などの必要品が不足
- ・弁当の不持参
- ・経済的理由による行事の不参加
- ・親からの教育がなく，学習塾に通うことも困難


- ・学力が低く，進学も困難
- ・低い学習意欲や進学意識
- ・外国人の場合，日本語の読み書き能力や教科の理解不足
- ・家庭環境による社会経験不足で，社会性，規範意識等が欠如
- ・低い自尊心
- ・感情の起伏が激しく，協調性がない。
- ・精神的，知的に発達が遅れがち
- ・家庭での愛情不足による他者への過度な愛着
- ・いじめ，問題行動，非行，不登校，ひきこもりの状態
- ・低学歴による就労困難で低収入
- ・若年出産，将来の計画性の欠如



意欲や忍耐力，
自主性が損なわれ
ている



自尊心が低い，
諦めの気持ちが
生じている



本音を言えない，
孤立化している

2 実態調査アンケート

経済的に困難な状況にあると考えられる世帯として、生活保護を受給している世帯，児童扶養手当を受給しているひとり親世帯，就学援助を受給している小中学校生のいる世帯があります。

国のすくすくサポート・プロジェクトでも、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題だとされています。

アンケート調査では、支援を要する緊急度が高い子どもや家庭の実態について把握すること及び必要とする支援策等に関するご意見から効果的な施策展開を図ることを目的に実施しました。

(1) 調査対象（2,500世帯）

18歳未満の子どもがいる世帯のうち、児童扶養手当受給世帯1,000世帯，就学援助受給世帯750世帯，生活保護受給世帯250世帯，その他世帯500世帯

※各世帯は、重複しないように抽出しています。

(2) 調査期間

平成28年12月16日から平成29年2月1日まで
(回答期限設定は平成29年1月5日)

(3) 調査方法

郵送配布・郵送回収，無記名，返信用封筒同封

(4) 調査票の回収状況

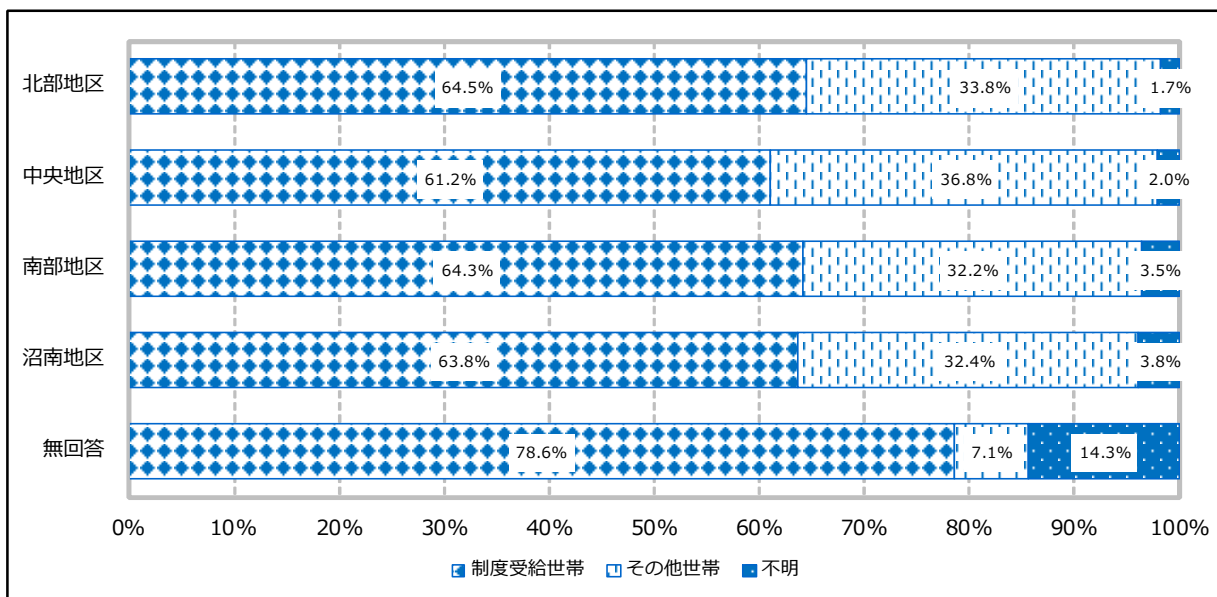
(世帯数)

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
児童扶養手当受給世帯	1,000	414	41.4%
就学援助受給世帯	750	101	13.5%
生活保護受給世帯	250	25	10.0%
その他世帯	500	288	57.6%
世帯区分不明	—	23	—
計	2,500	851	34.0%

(5) 結果の集計と考察

問 1. あなたのお住まいの地域の郵便番号をお教えてください（番号を記入）

	全世帯		(内訳)					
	世帯数	割合	制度受給世帯		その他世帯		不明	
			世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
北部地区	234	27.5%	151	64.5%	79	33.8%	4	1.7%
中央地区	299	35.1%	183	61.2%	110	36.8%	6	2.0%
南部地区	199	23.4%	128	64.3%	64	32.2%	7	3.5%
沼南地区	105	12.3%	67	63.8%	34	32.4%	4	3.8%
無回答	14	1.7%	11	78.6%	1	7.1%	2	14.3%
計	851	100%	540		288		23	



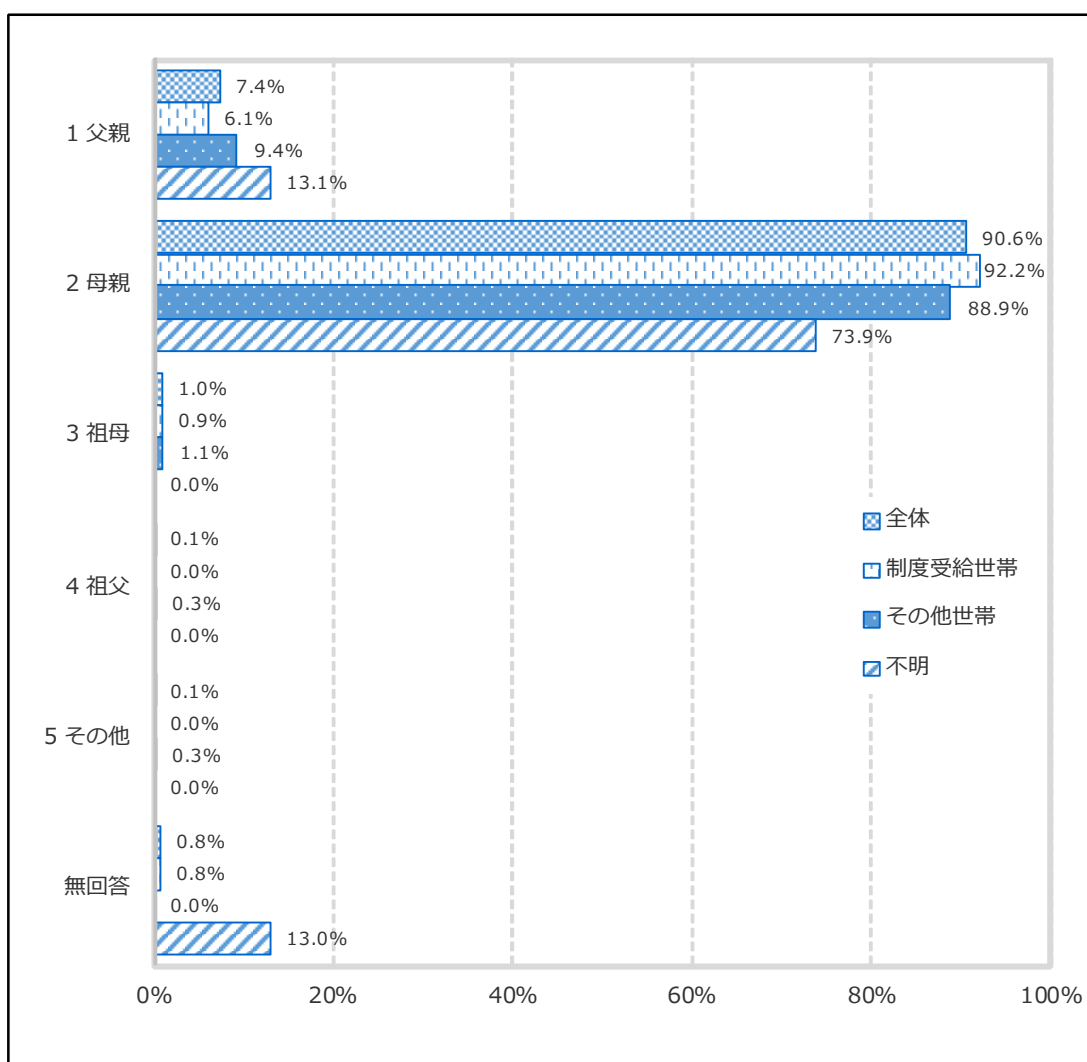
※全世帯における「割合」は、全 851 世帯を母数とした割合

※内訳における「割合」は、各地区の全世帯数を母数とした割合

- ・回答者の世帯は、中央、北部、南部、沼南地区の順に多く分布している。
- ・制度受給世帯の割合について、中央地区が他の地区と比較して若干低いものの、各地区に6割以上とほぼ均等に分布している。

問 2. あなたについて、お子さんからみた続柄をお教えてください（あてはまる番号 1 つに○）

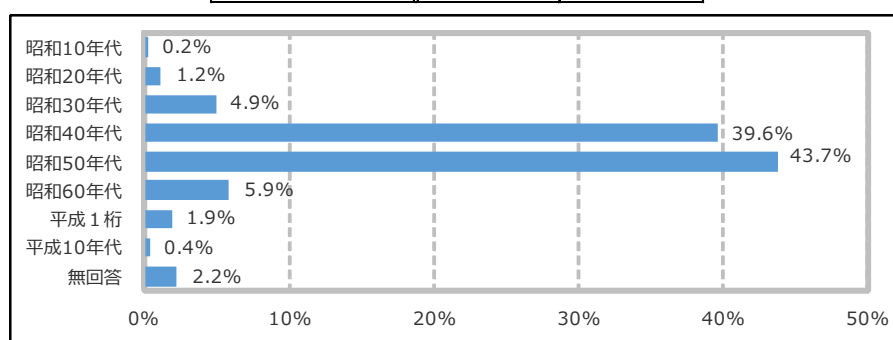
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 父親	63	7.4%	33	6.1%	27	9.4%	3	13.1%
2 母親	771	90.6%	498	92.2%	256	88.9%	17	73.9%
3 祖母	8	1.0%	5	0.9%	3	1.1%	0	0.0%
4 祖父	1	0.1%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
5 その他	1	0.1%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
無回答	7	0.8%	4	0.8%	0	0.0%	3	13.0%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・全体では、回答者が母親の割合が9割以上を占めており、父親は1割に満たない。この割合は、制度受給世帯及びその他世帯でもほぼ同様の傾向にある。

問 3. あなたの生年月を数字でご記入ください（西暦でも構いません）

	人数	割合
昭和10年代	2	0.2%
昭和20年代	10	1.2%
昭和30年代	42	4.9%
昭和40年代	337	39.6%
昭和50年代	372	43.7%
昭和60年代	50	5.9%
平成1桁	16	1.9%
平成10年代	3	0.4%
無回答	19	2.2%
計	851	100%



- ・回答者の年齢層は、30代前半～50代前半（昭和40年代～50年代生まれ）のかたが、8割以上を占めている。

問 4. ふだん一緒にお住まいで、生計をともにしている方（世帯員）について、該当する区分欄ごとに人数をお教えてください（あなたを含め、人数を記入）

【子どもの人数】

	小学校 入学前	小学生	中学生	高校生	大学、短大 専門学校	社会人	その他	計
人数	328	703	342	229	60	170	34	1866
割合	17.6%	37.7%	18.3%	12.3%	3.2%	9.1%	1.8%	100%

※ 全 851 世帯のうち、子どもの人数を回答した 846 世帯の合計数

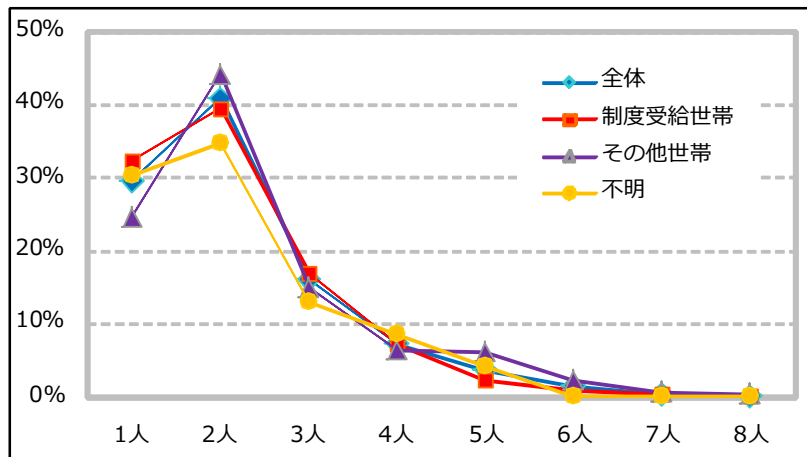
【子ども以外的人数】

	父母	祖父母	曾祖父母	父母の 兄弟姉妹	その他	計
人数	767	241	4	28	20	1060
割合	72.4%	22.7%	0.4%	2.6%	1.9%	100%

※ 全 851 世帯のうち、子ども以外的人数を回答した 571 世帯の合計数

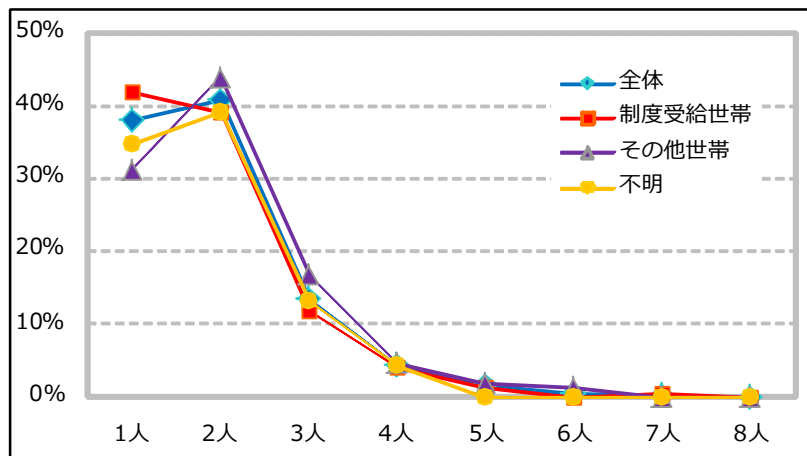
(子どもの人数別世帯分布：全ての子ども)

		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	無回答	計
全体	世帯数	252	348	137	61	31	12	4	1	5	851
	割合	29.6%	40.9%	16.1%	7.2%	3.6%	1.4%	0.5%	0.1%	0.6%	100%
制度受給世帯	世帯数	174	213	91	40	12	5	2	0	3	540
	割合	32.2%	39.4%	16.9%	7.4%	2.2%	0.9%	0.4%	0.0%	0.6%	100%
その他世帯	世帯数	71	127	43	19	18	7	2	1	0	288
	割合	24.7%	44.1%	14.9%	6.6%	6.3%	2.4%	0.7%	0.3%	0.0%	100%
不明	世帯数	7	8	3	2	1	0	0	0	2	23
	割合	30.4%	34.8%	13.0%	8.7%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	8.7%	100%



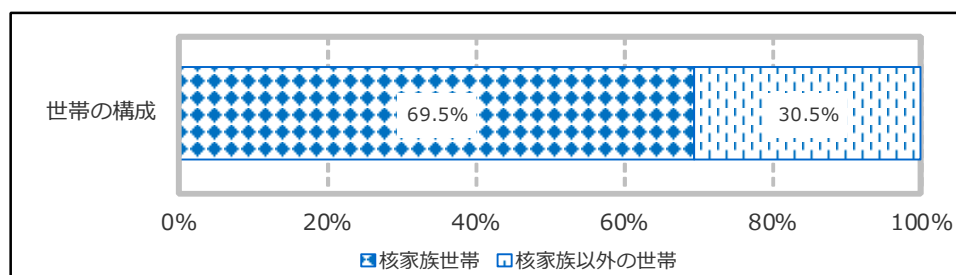
(子どもの人数別世帯分布：高校生以下の子どものみ)

		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	無回答	計
全体	世帯数	324	347	114	36	12	4	2	0	12	851
	割合	38.1%	40.8%	13.4%	4.2%	1.4%	0.5%	0.2%	0.0%	1.4%	100%
制度受給世帯	世帯数	226	212	63	22	7	0	2	0	8	540
	割合	41.8%	39.2%	11.7%	4.1%	1.3%	0.0%	0.4%	0.0%	1.5%	100%
その他世帯	世帯数	90	126	48	13	5	4	0	0	2	288
	割合	31.2%	43.8%	16.7%	4.5%	1.7%	1.4%	0.0%	0.0%	0.7%	100%
不明	世帯数	8	9	3	1	0	0	0	0	2	23
	割合	34.8%	39.1%	13.1%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.7%	100%



(世帯の構成)

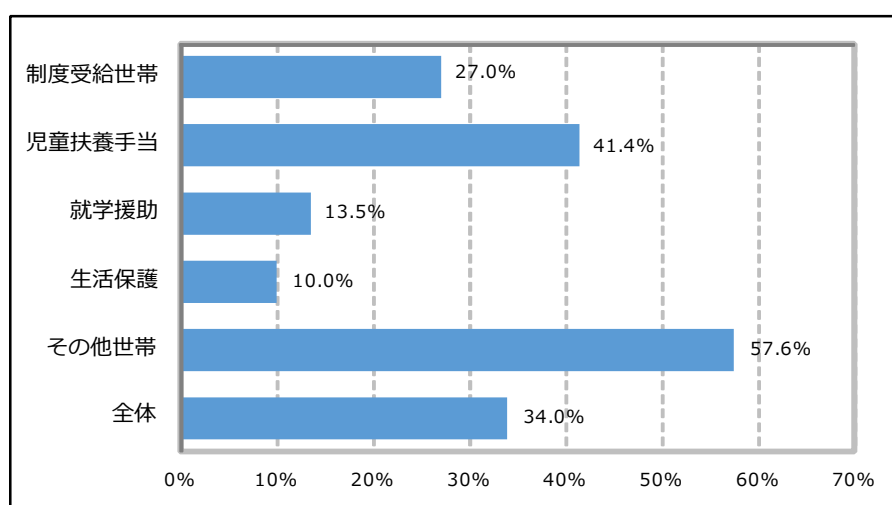
	全世帯	(内訳)	
		核家族世帯	核家族以外の世帯
世帯数	571	397	174
割合	100%	69.5%	30.5%



- ・アンケート送付対象である18歳未満の子どもがいる世帯において、小・中学生の子ども的人数が最も多く、とりわけ小学生の人数が4割弱を占める。
- ・子ども的人数別世帯分布について、全ての子どもでみると、子ども2人の世帯が4割以上と最も多く、制度受給世帯及びその他世帯で同様の傾向が見られる。高校生以下の子どもに限定してみると、子ども1人の世帯について、制度受給世帯は41.8%であり、その他世帯の31.2%よりも10.6ポイント高く、制度受給世帯では子ども的人数が若干少ない傾向がうかがえる。
- ・世帯構成について、核家族世帯が7割弱を占めており、核家族以外の世帯の2倍以上多く存在していることがわかる。

問5. あなたの世帯の状況についてお教えてください（あてはまる番号全てに○）

区分	送付数	回答数	回答率
制度受給世帯	2,000	540	27.0%
児童扶養手当	1,000	414	41.4%
就学援助	750	101	13.5%
生活保護	250	25	10.0%
その他世帯	500	288	57.6%
不明（無回答）		23	
計	2,500	851	34.0%



※1 児童扶養手当受給世帯は、生活保護や就学援助受給世帯を含む。

※2 生活保護受給世帯は、児童扶養手当受給世帯を含まない。

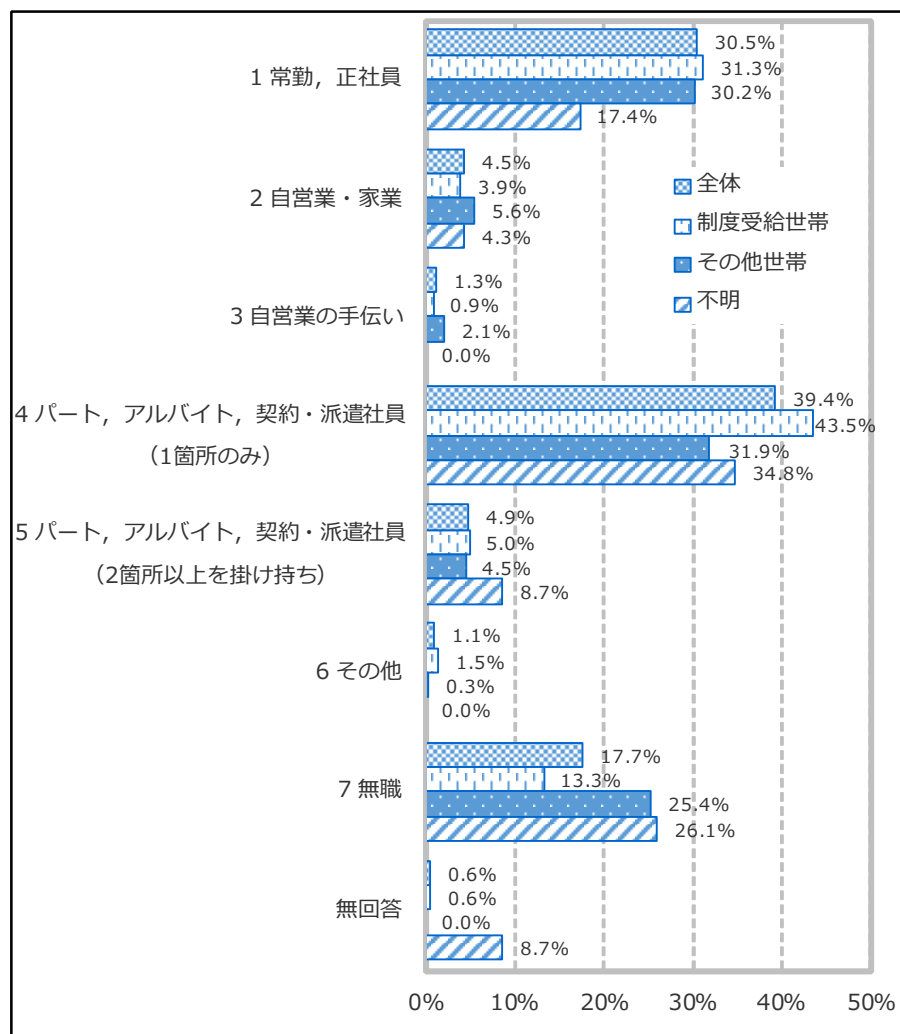
※3 就学援助受給世帯は、児童扶養手当や生活保護受給世帯を含まない。

・回答率は、その他世帯が57.6%で、制度受給世帯の27.0%よりも30.6ポイント高い。制度受給世帯の回答率が低い理由として、生活保護受給世帯と就学援助受給世帯の回答率の低さ（それぞれ10.0%と13.5%）が大きく影響していることが挙げられる。

問 6. あなたとあなたの配偶者について、現在の仕事の就業形態は次のどれにあてはまりますか（あてはまる番号全てに○，無職の場合はその理由としてあてはまる番号全てに○）

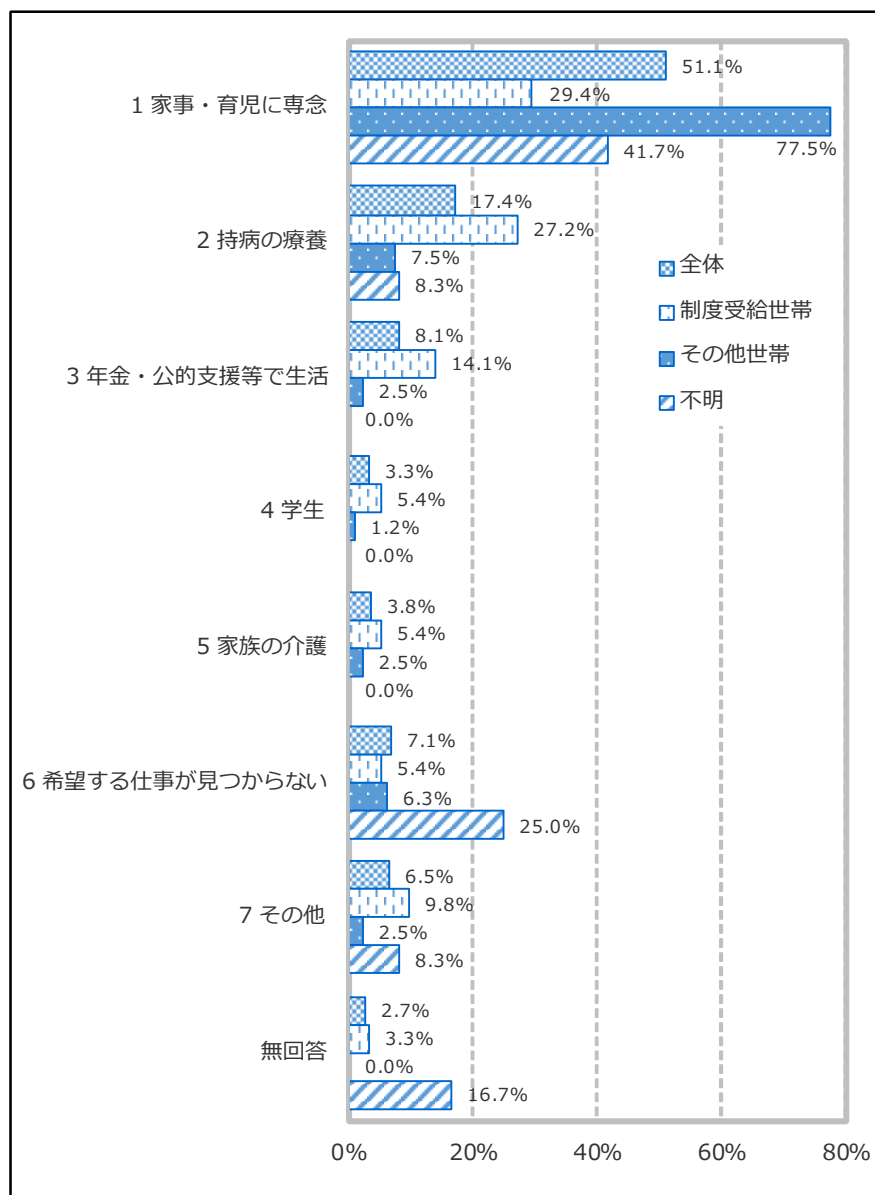
【あなた：就業状況】

	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 常勤，正社員	260	30.5%	169	31.3%	87	30.2%	4	17.4%
2 自営業・家業	38	4.5%	21	3.9%	16	5.6%	1	4.3%
3 自営業の手伝い	11	1.3%	5	0.9%	6	2.1%	0	0.0%
4 パート，アルバイト，契約・派遣社員 (1箇所のみ)	335	39.4%	235	43.5%	92	31.9%	8	34.8%
5 パート，アルバイト，契約・派遣社員 (2箇所以上を掛け持ち)	42	4.9%	27	5.0%	13	4.5%	2	8.7%
6 その他	9	1.1%	8	1.5%	1	0.3%	0	0.0%
7 無職	151	17.7%	72	13.3%	73	25.4%	6	26.1%
無回答	5	0.6%	3	0.6%	0	0.0%	2	8.7%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



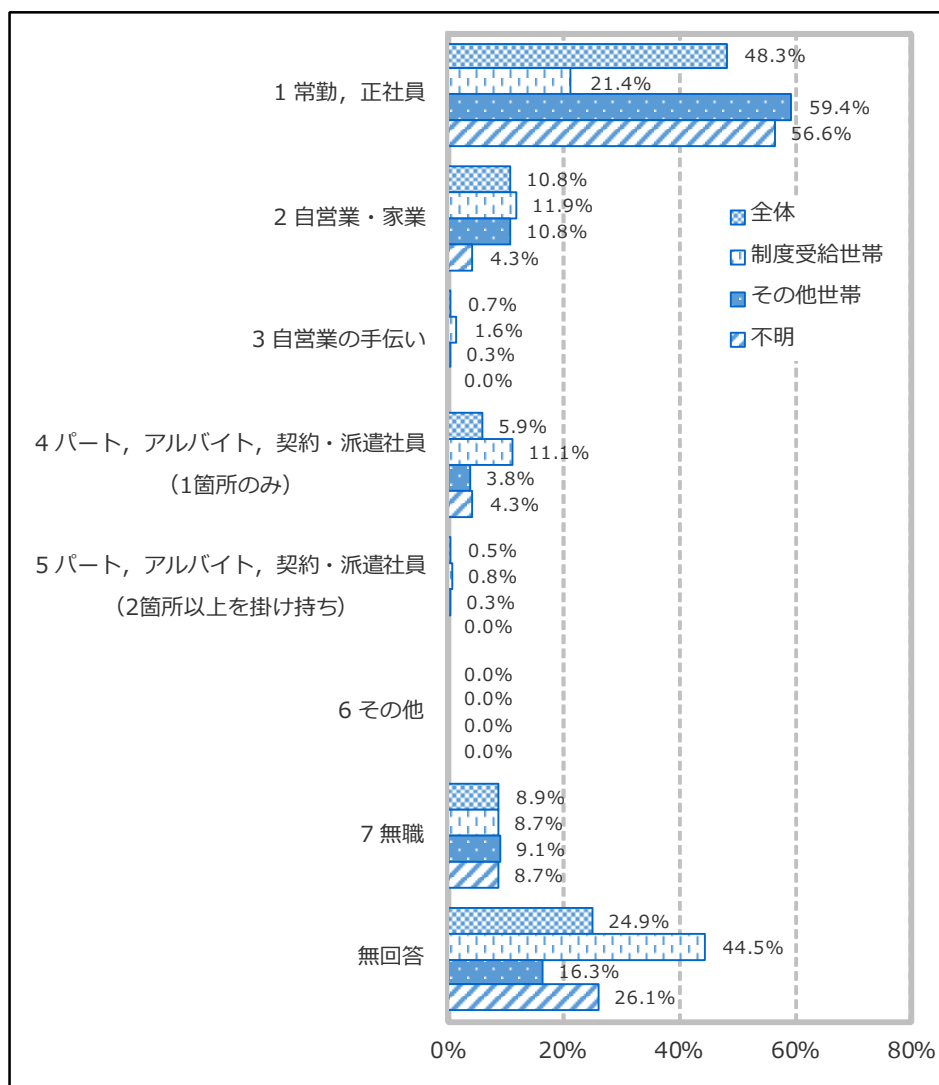
【あなた：無職の理由】

	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 家事・育児に専念	94	51.1%	27	29.4%	62	77.5%	5	41.7%
2 持病の療養	32	17.4%	25	27.2%	6	7.5%	1	8.3%
3 年金・公的支援等で生活	15	8.1%	13	14.1%	2	2.5%	0	0.0%
4 学生	6	3.3%	5	5.4%	1	1.2%	0	0.0%
5 家族の介護	7	3.8%	5	5.4%	2	2.5%	0	0.0%
6 希望する仕事が見つからない	13	7.1%	5	5.4%	5	6.3%	3	25.0%
7 その他	12	6.5%	9	9.8%	2	2.5%	1	8.3%
無回答	5	2.7%	3	3.3%	0	0.0%	2	16.7%
計	184	100%	92	100%	80	100%	12	100%



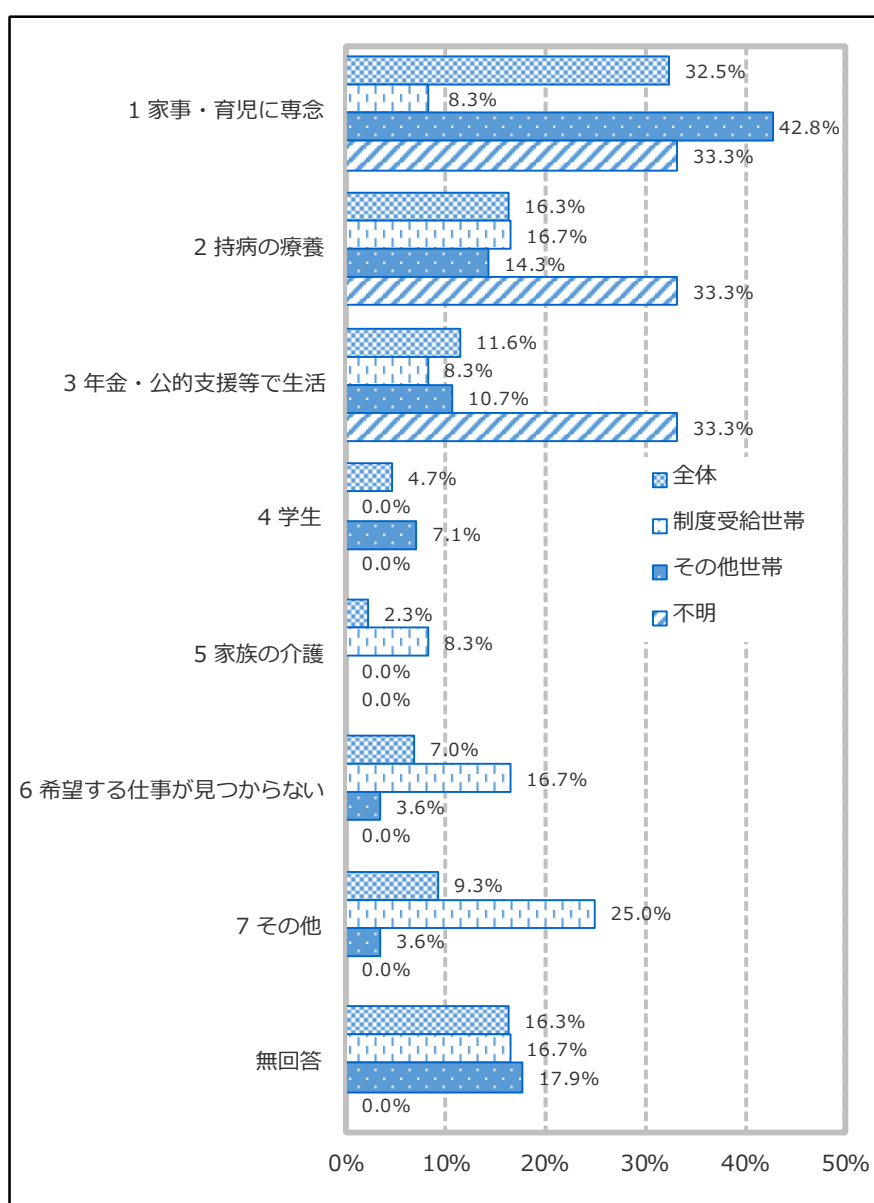
【配偶者：就業状況】

	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 常勤，正社員	211	48.3%	27	21.4%	171	59.4%	13	56.6%
2 自営業・家業	47	10.8%	15	11.9%	31	10.8%	1	4.3%
3 自営業の手伝い	3	0.7%	2	1.6%	1	0.3%	0	0.0%
4 パート，アルバイト，契約・派遣社員 (1箇所のみ)	26	5.9%	14	11.1%	11	3.8%	1	4.3%
5 パート，アルバイト，契約・派遣社員 (2箇所以上を掛け持ち)	2	0.5%	1	0.8%	1	0.3%	0	0.0%
6 その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7 無職	39	8.9%	11	8.7%	26	9.1%	2	8.7%
無回答	109	24.9%	56	44.5%	47	16.3%	6	26.1%
計	437	100%	126	100%	288	100%	23	100%



【配偶者：無職の理由】

	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 家事・育児に専念	14	32.5%	1	8.3%	12	42.8%	1	33.3%
2 持病の療養	7	16.3%	2	16.7%	4	14.3%	1	33.3%
3 年金・公的支援等で生活	5	11.6%	1	8.3%	3	10.7%	1	33.3%
4 学生	2	4.7%	0	0.0%	2	7.1%	0	0.0%
5 家族の介護	1	2.3%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%
6 希望する仕事が見つからない	3	7.0%	2	16.7%	1	3.6%	0	0.0%
7 その他	4	9.3%	3	25.0%	1	3.6%	0	0.0%
無回答	7	16.3%	2	16.7%	5	17.9%	0	0.0%
計	43	100%	12	100%	28	100%	3	100%

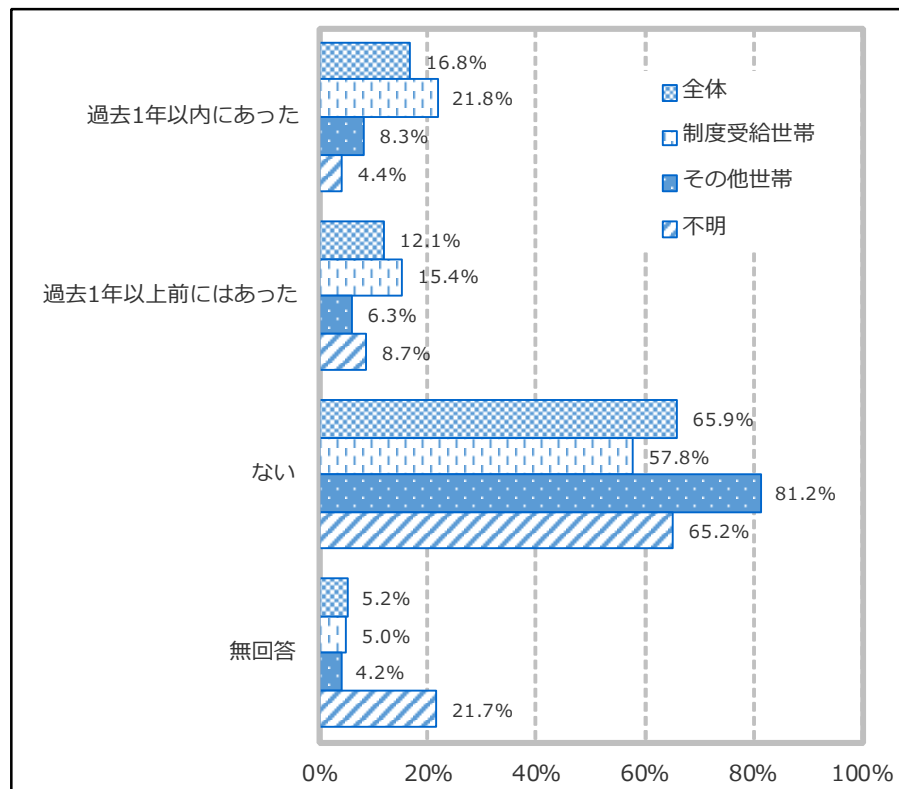


- ・回答者の就業状況について、全体として、「パート、アルバイト、契約・派遣社員」の割合が4割以上を占めているが、これは回答者が主に母親（問2参照）であることが影響していると推測できる。なお、制度受給世帯では、「無職」の割合がその他世帯と比べて12.1ポイント低くなっているが、この理由としては、最も回答数の多かった児童扶養手当受給世帯のひとり親が、生活のために働かざるを得ない状況にあることが影響しているものと推測できる。
- ・回答者の無職理由のうち、全体では、「家事・育児に専念」が回答の5割以上を占めているものの、制度受給世帯とその他世帯との比較では48.1ポイントもの差がある。これには、制度受給世帯はその他世帯と比較して、「持病の療養」や「家族の介護」など、自身や家族の心身の都合を理由とする割合が高いことが影響していると推測できる。
- ・配偶者の就業状況について、全体として「常勤、正社員」の割合が最も高くなっているのは、配偶者が主に父親（問2参照）であることが影響していると推測できる。なお制度受給世帯では、「常勤、正社員」の割合がその他世帯に比べて38.0ポイント低く、逆に「パート、アルバイト、契約・派遣社員」の割合は7.8ポイント高くなっている。

問7. あなたの世帯では、過去に、経済的な理由により次の経験がありましたか（(ア)～(ク)のそれぞれについて、あてはまる番号1つに○）

(ア) 必要とする衣料品が買えなかった

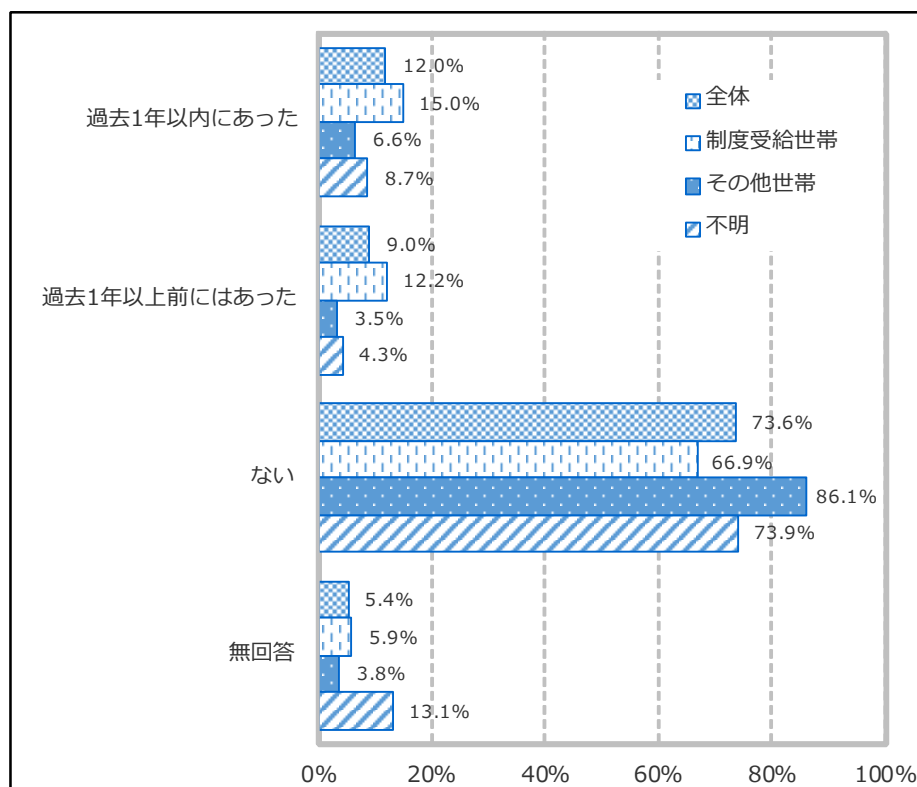
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
過去1年以内にあった	143	16.8%	118	21.8%	24	8.3%	1	4.4%
過去1年以上前にはあった	103	12.1%	83	15.4%	18	6.3%	2	8.7%
ない	561	65.9%	312	57.8%	234	81.2%	15	65.2%
無回答	44	5.2%	27	5.0%	12	4.2%	5	21.7%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・ 過去に必要な衣料品が買えなかった経験のある世帯は、全体で28.9%、制度受給世帯は37.2%であり、制度受給世帯では3人に1人以上が衣料品を購入できなかった経験がある。また、その他世帯の14.6%と比較すると約2.5倍高い。

(イ) 必要とする食料品が買えなかった

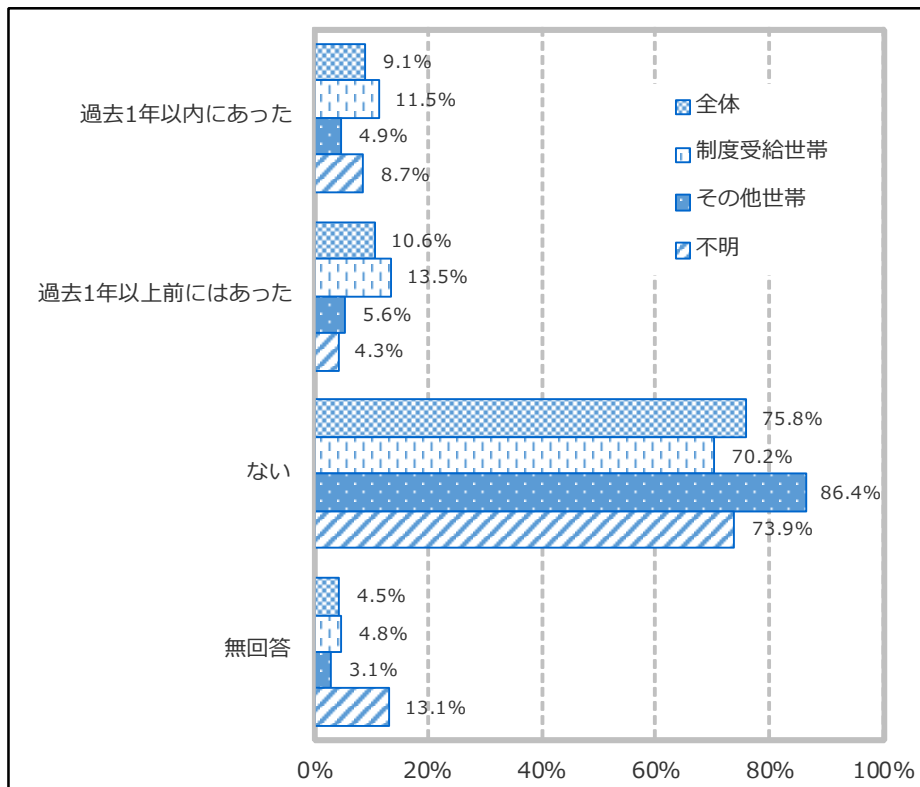
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
過去1年以内にあった	102	12.0%	81	15.0%	19	6.6%	2	8.7%
過去1年以上前にはあった	77	9.0%	66	12.2%	10	3.5%	1	4.3%
ない	626	73.6%	361	66.9%	248	86.1%	17	73.9%
無回答	46	5.4%	32	5.9%	11	3.8%	3	13.1%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・過去に必要な食料品が買えなかった経験のある世帯は、全体で21.0%、制度受給世帯は27.2%であり、制度受給世帯では4人に1人以上が食料品を購入できなかった経験がある。また、その他世帯の10.1%と比較すると約2.7倍高い。

(ウ)家賃や住宅ローンを払えずに滞納してしまった

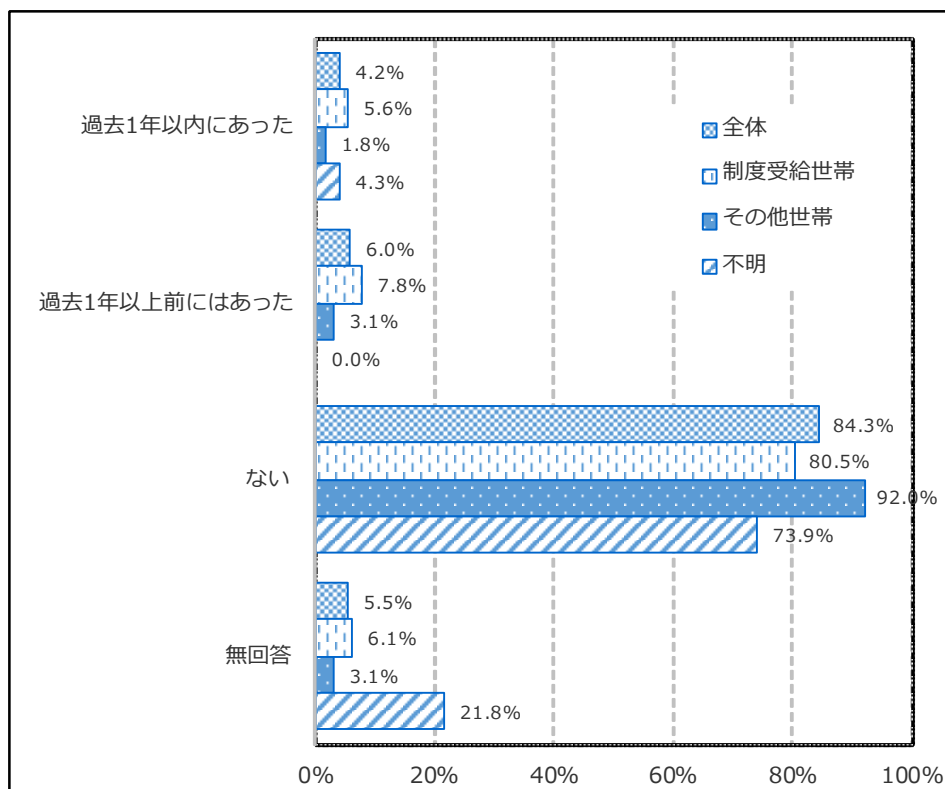
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
過去1年以内にあった	78	9.1%	62	11.5%	14	4.9%	2	8.7%
過去1年以上前にはあった	90	10.6%	73	13.5%	16	5.6%	1	4.3%
ない	645	75.8%	379	70.2%	249	86.4%	17	73.9%
無回答	38	4.5%	26	4.8%	9	3.1%	3	13.1%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・過去に家賃や住宅ローンを払えずに滞納してしまった経験のある世帯は、全体で19.7%、制度受給世帯は25.0%であり、制度受給世帯では4人に1人が家賃や住宅ローンを払えなかった経験がある。また、その他世帯の10.5%と比較すると約2.4倍高い。

(工)水道光熱費を払えずに止められてしまった

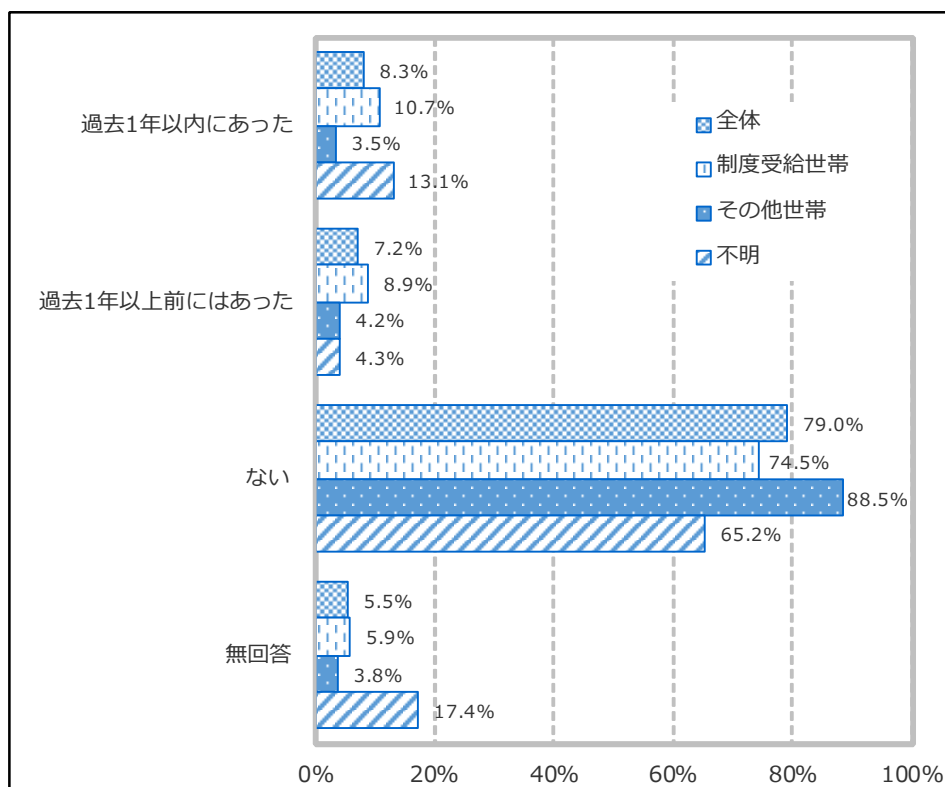
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
過去1年以内にあった	36	4.2%	30	5.6%	5	1.8%	1	4.3%
過去1年以上前にはあった	51	6.0%	42	7.8%	9	3.1%	0	0.0%
ない	717	84.3%	435	80.5%	265	92.0%	17	73.9%
無回答	47	5.5%	33	6.1%	9	3.1%	5	21.8%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・過去に水道光熱費を払えずに止められてしまった経験のある世帯は、全体で10.2%、制度受給世帯は13.4%であり、制度受給世帯では8人に1人以上は水道光熱費を払えなかった経験がある。また、その他世帯の4.9%と比較すると約2.7倍高い。

(オ) 病院の受診ができなかった

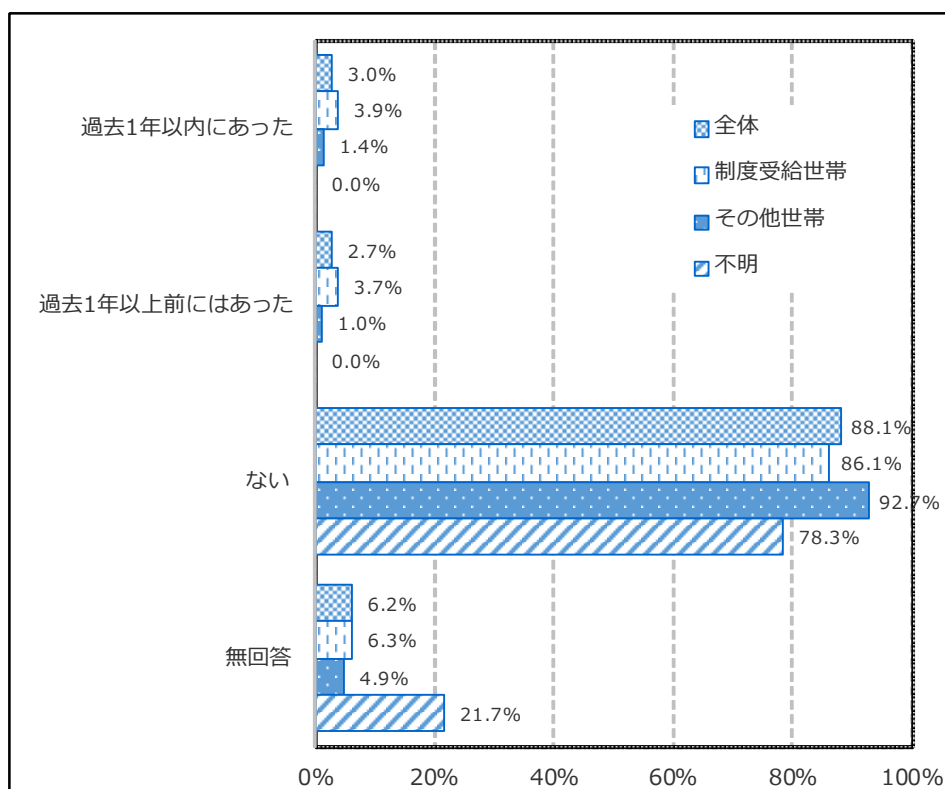
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
過去1年以内にあった	71	8.3%	58	10.7%	10	3.5%	3	13.1%
過去1年以上前にはあった	61	7.2%	48	8.9%	12	4.2%	1	4.3%
ない	672	79.0%	402	74.5%	255	88.5%	15	65.2%
無回答	47	5.5%	32	5.9%	11	3.8%	4	17.4%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・ 過去に病院の受診ができなかった経験のある世帯は、全体で 15.5%、制度受給世帯は 19.6%であり、制度受給世帯では 6 人に 1 人以上は病院の受診を控えた経験がある。また、その他世帯の 7.7%と比較すると約 2.5 倍高い。

(カ) 子どもに進学を諦めさせたり学校を中退させた

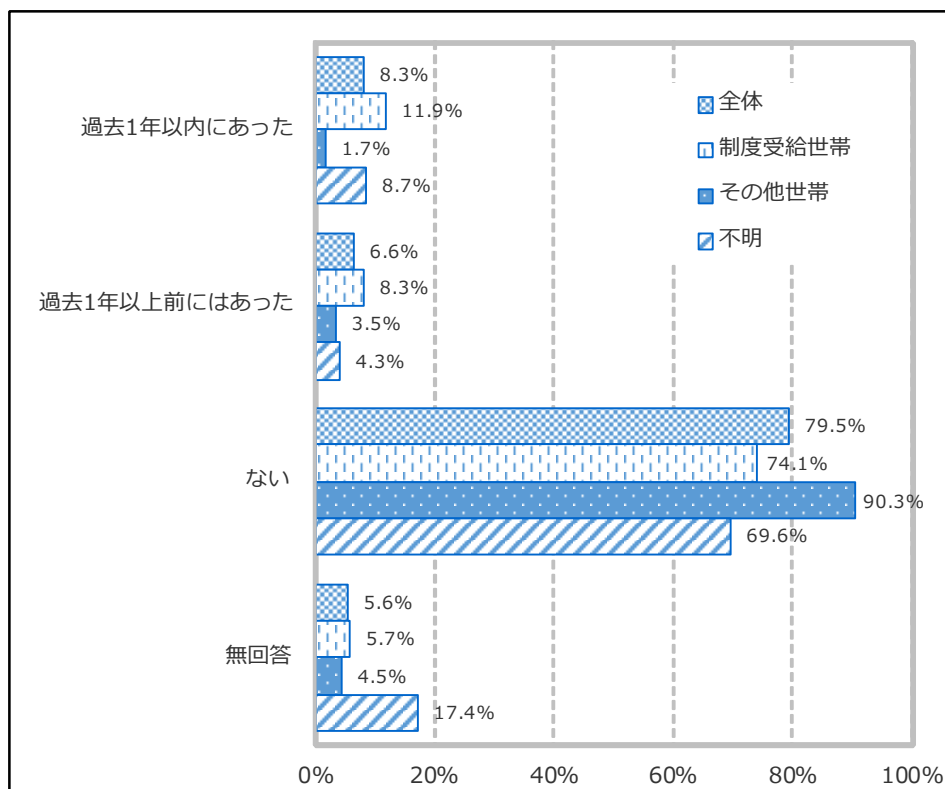
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
過去1年以内にあった	25	3.0%	21	3.9%	4	1.4%	0	0.0%
過去1年以上前にはあった	23	2.7%	20	3.7%	3	1.0%	0	0.0%
ない	750	88.1%	465	86.1%	267	92.7%	18	78.3%
無回答	53	6.2%	34	6.3%	14	4.9%	5	21.7%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・過去に子どもに進学を諦めさせたり中退させた経験のある世帯は、全体で5.7%、制度受給世帯は7.6%であり、制度受給世帯では14人に1人以上は進学を諦めさせたり中退させた経験がある。また、その他世帯の2.4%と比較すると約3.2倍高い。

(キ)子どもが必要とする文具や教材が買えなかった

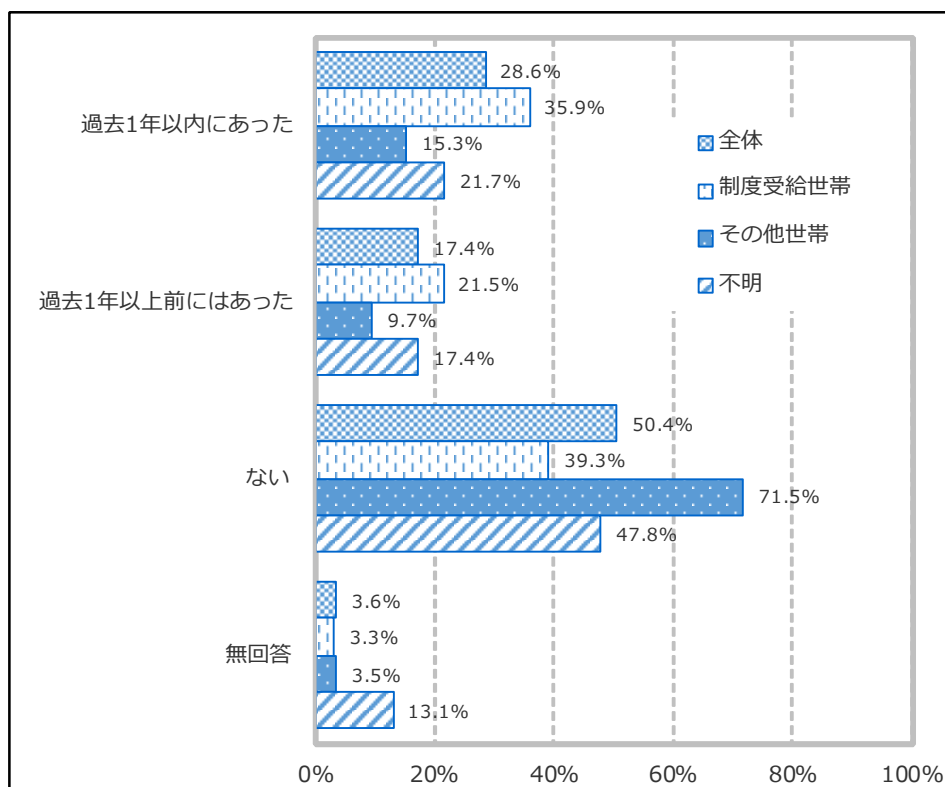
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
過去1年以内にあった	71	8.3%	64	11.9%	5	1.7%	2	8.7%
過去1年以上前にはあった	56	6.6%	45	8.3%	10	3.5%	1	4.3%
ない	676	79.5%	400	74.1%	260	90.3%	16	69.6%
無回答	48	5.6%	31	5.7%	13	4.5%	4	17.4%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・過去に子どもが必要とする文具や教材が買えなかった経験のある世帯は、全体で14.9%、制度受給世帯は20.2%であり、制度受給世帯では5人に1人以上は文具や教材を購入できなかった経験がある。また、その他世帯の5.2%と比較すると約3.9倍高い。

(ク) 子どもを習い事に通わすことができなかった

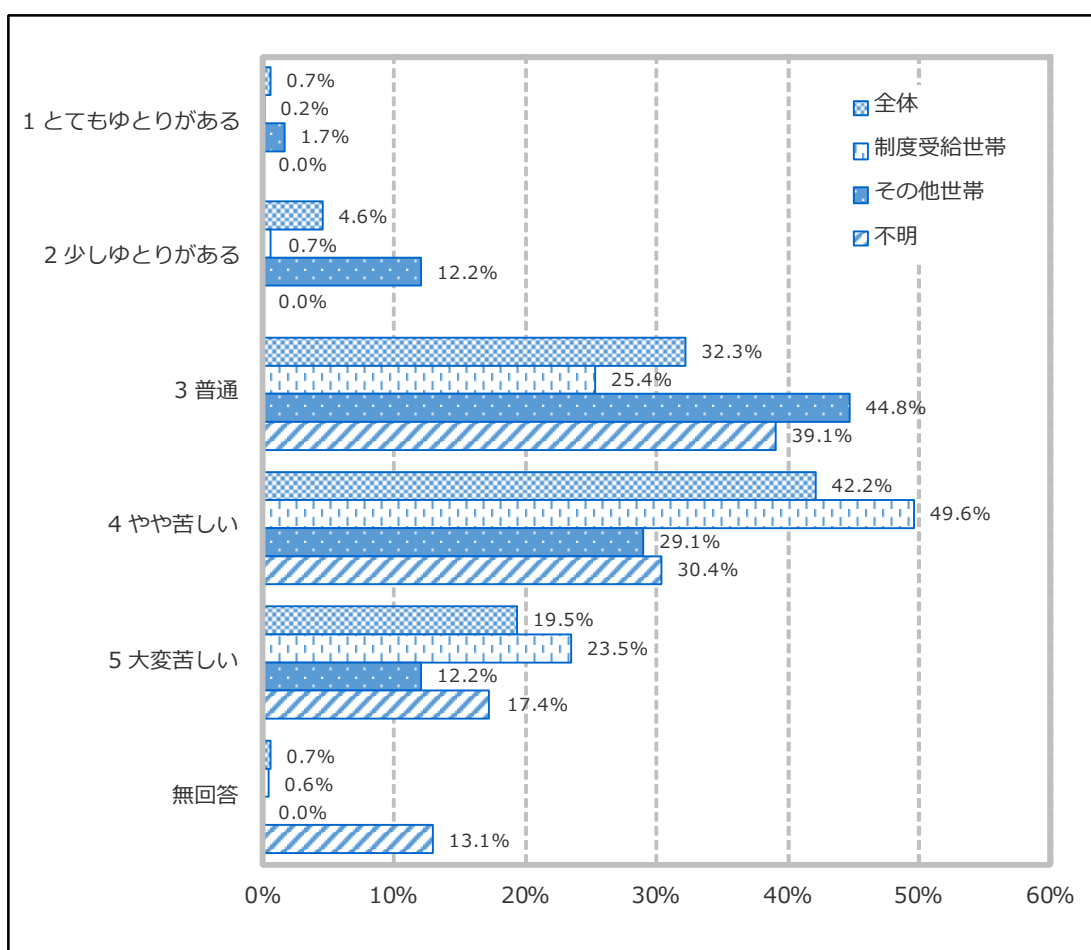
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
過去1年以内にあった	243	28.6%	194	35.9%	44	15.3%	5	21.7%
過去1年以上前にはあった	148	17.4%	116	21.5%	28	9.7%	4	17.4%
ない	429	50.4%	212	39.3%	206	71.5%	11	47.8%
無回答	31	3.6%	18	3.3%	10	3.5%	3	13.1%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・過去に子どもを習い事に通わすことができなかった経験のある世帯は、全体で46.0%、制度受給世帯は57.4%であり、制度受給世帯では2人に1人以上は習い事に通わすことができなかった経験がある。また、その他世帯の25.0%と比較すると約2.3倍高い。

問 8. 現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか（あてはまる番号 1 つに○）

	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 とてもゆとりがある	6	0.7%	1	0.2%	5	1.7%	0	0.0%
2 少しゆとりがある	39	4.6%	4	0.7%	35	12.2%	0	0.0%
3 普通	275	32.3%	137	25.4%	129	44.8%	9	39.1%
4 やや苦しい	359	42.2%	268	49.6%	84	29.1%	7	30.4%
5 大変苦しい	166	19.5%	127	23.5%	35	12.2%	4	17.4%
無回答	6	0.7%	3	0.6%	0	0.0%	3	13.1%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%

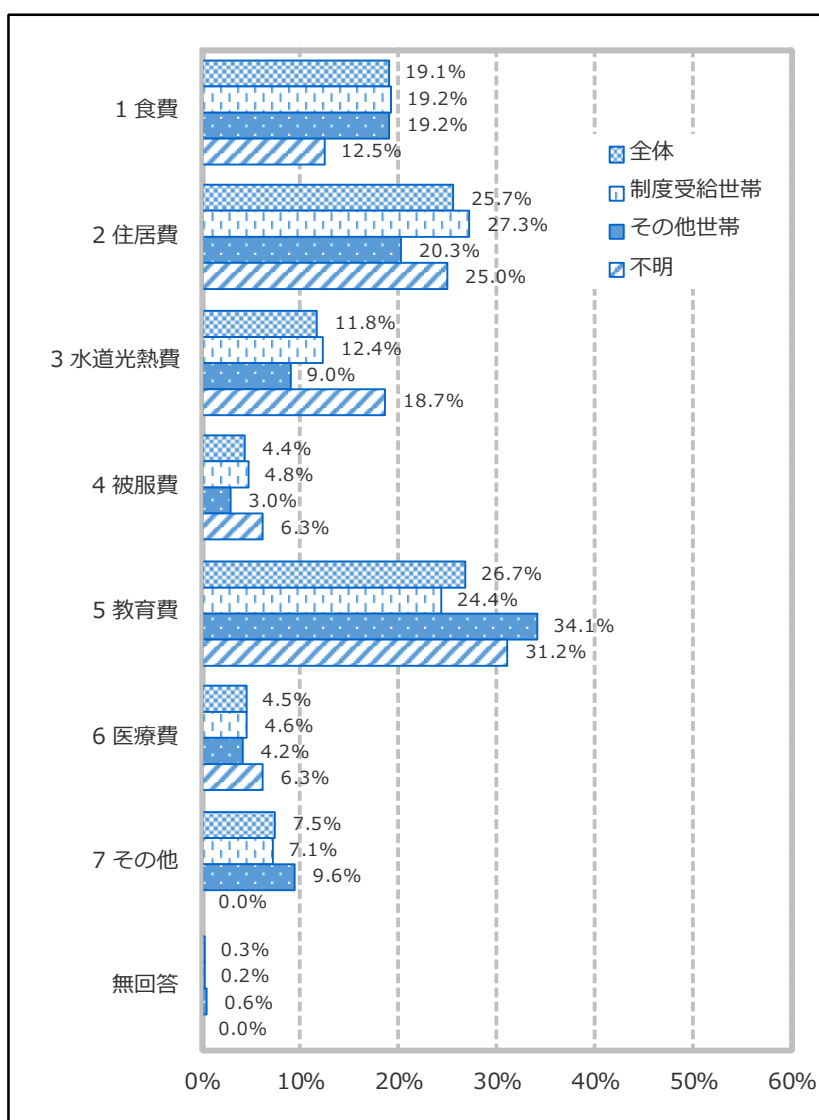


- ・現在の暮らしの状況について、全体では、「やや苦しい」42.2%、「普通」32.3%、「大変苦しい」19.5%の順で多く、6割以上の世帯が困窮を感じながら生活をしていることがわかる。
- ・制度受給世帯とその他世帯の比較では、「大変苦しい」と回答した割合は、制度受給世帯で23.5%、その他世帯で12.2%と2倍近くの差が生じており、制度受給世帯は、より困窮度合いが高い状態にあることがうかがえる。

問 9. (問 8 で, 4 又は 5 を選んだ方におたずねします)

あなたの世帯の家計を圧迫している費用をお教えてください(あてはまる番号 1 つに○)

	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 食費	139	19.1%	105	19.2%	32	19.2%	2	12.5%
2 住居費	187	25.7%	149	27.3%	34	20.3%	4	25.0%
3 水道光熱費	86	11.8%	68	12.4%	15	9.0%	3	18.7%
4 被服費	32	4.4%	26	4.8%	5	3.0%	1	6.3%
5 教育費	195	26.7%	133	24.4%	57	34.1%	5	31.2%
6 医療費	33	4.5%	25	4.6%	7	4.2%	1	6.3%
7 その他	55	7.5%	39	7.1%	16	9.6%	0	0.0%
無回答	2	0.3%	1	0.2%	1	0.6%	0	0.0%
計	729	100%	546	100%	167	100%	16	100%

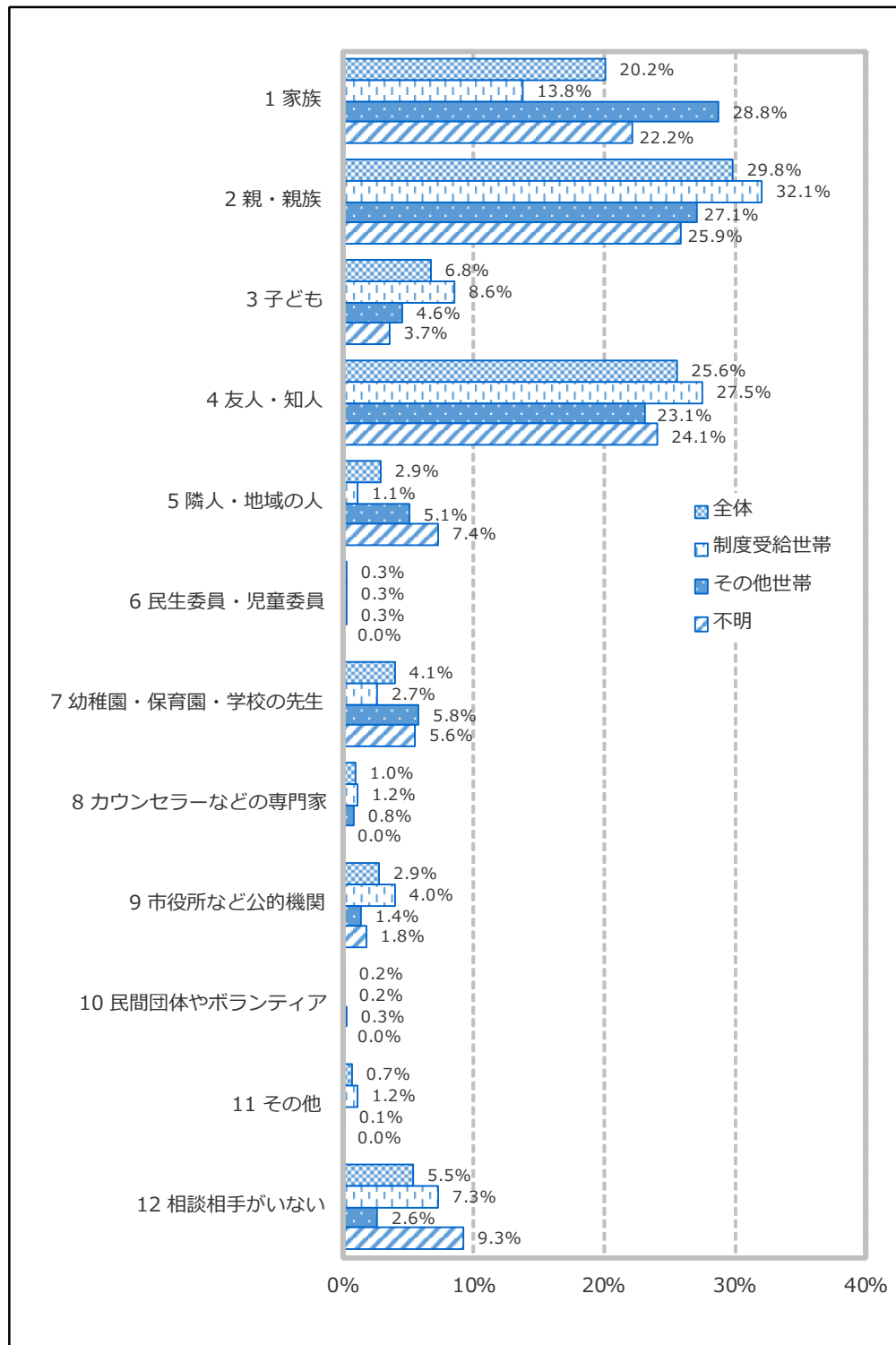


※複数番号回答者が多かったため、選択された全ての番号を集計対象とした。

- ・家計を圧迫している費用について、全体では、「教育費」26.7%、「住居費」25.7%、「食費」19.1%の順が多い。
- ・制度受給世帯及びその他世帯においても同様の傾向にあり、教育費・住居費・食費が家計を圧迫していると感じている割合は7割を超えている。

問10. あなたが困ったときに、相談できる相手をお教えてください（あてはまる番号全てに○）

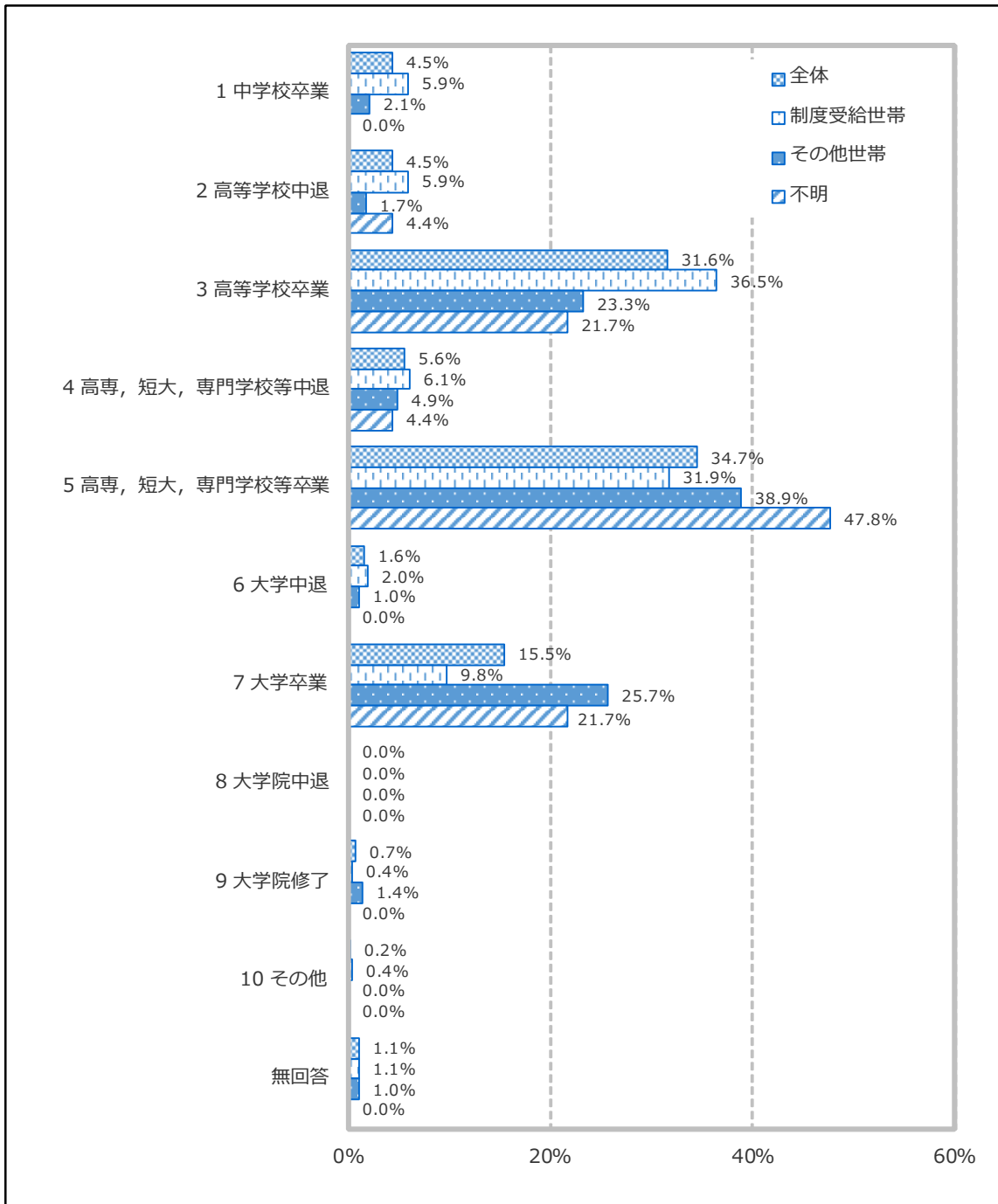
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 家族	358	20.2%	138	13.8%	208	28.8%	12	22.2%
2 親・親族	530	29.8%	320	32.1%	196	27.1%	14	25.9%
3 子ども	121	6.8%	86	8.6%	33	4.6%	2	3.7%
4 友人・知人	455	25.6%	275	27.5%	167	23.1%	13	24.1%
5 隣人・地域の人	52	2.9%	11	1.1%	37	5.1%	4	7.4%
6 民生委員・児童委員	5	0.3%	3	0.3%	2	0.3%	0	0.0%
7 幼稚園・保育園・学校の先生	72	4.1%	27	2.7%	42	5.8%	3	5.6%
8 カウンセラーなどの専門家	18	1.0%	12	1.2%	6	0.8%	0	0.0%
9 市役所など公的機関	51	2.9%	40	4.0%	10	1.4%	1	1.8%
10 民間団体やボランティア	4	0.2%	2	0.2%	2	0.3%	0	0.0%
11 その他	13	0.7%	12	1.2%	1	0.1%	0	0.0%
12 相談相手がない	97	5.5%	73	7.3%	19	2.6%	5	9.3%
計	1776	100%	999	100%	723	100%	54	100%



- ・相談できる相手について、全体では、「親・親族」29.8%、「友人・知人」25.6%、「家族」20.2%の順が多い。
- ・制度受給世帯とその他世帯の比較では、「相談相手がない」と回答した割合は、制度受給世帯で7.3%、その他世帯で2.6%と3倍近くの差が生じており、制度受給世帯は、身近に相談できる相手が少ない状況がうかがえる。

問 1 1. あなたの最終学歴は次のうちどれですか（あてはまる番号 1 つに○）

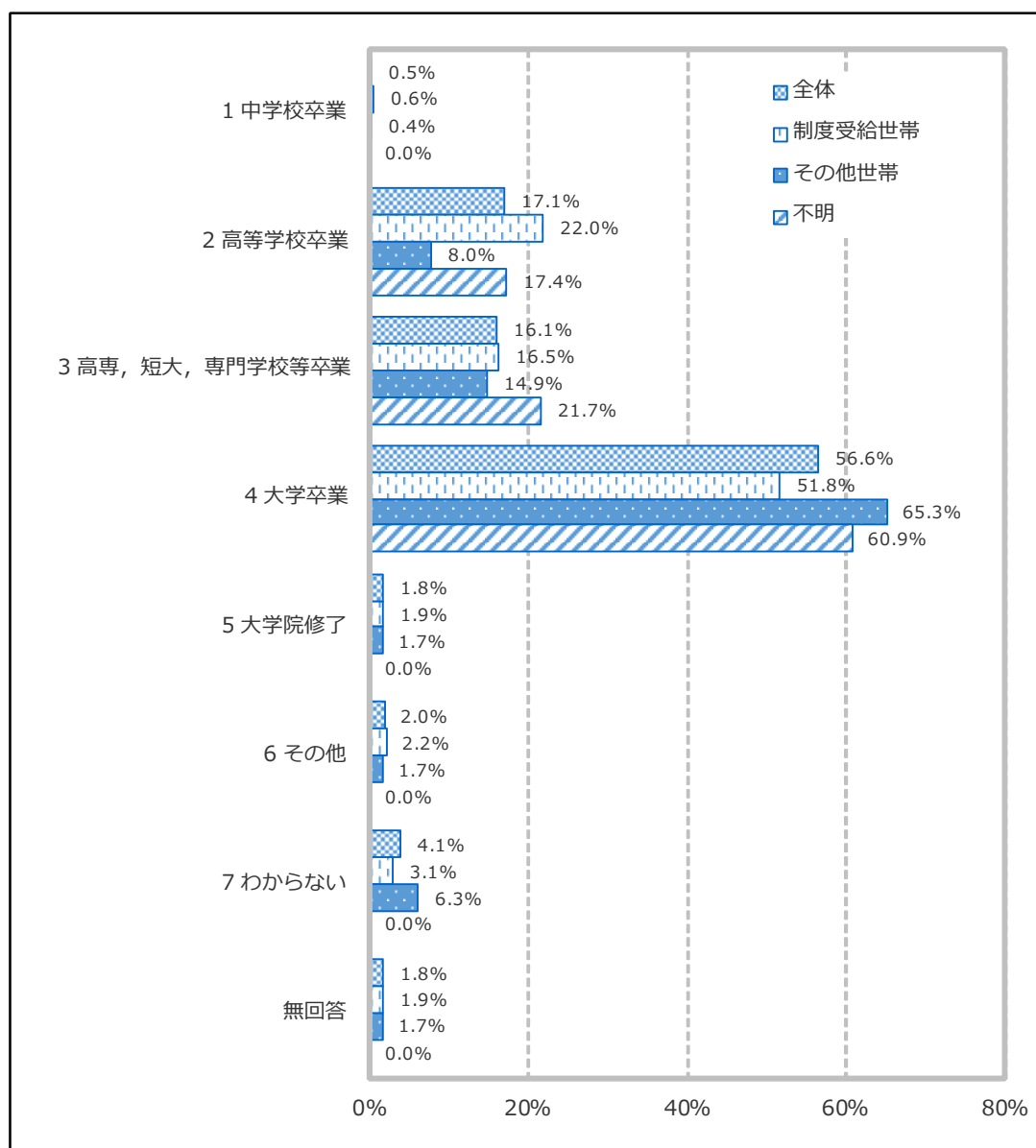
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 中学校卒業	38	4.5%	32	5.9%	6	2.1%	0	0.0%
2 高等学校中退	38	4.5%	32	5.9%	5	1.7%	1	4.4%
3 高等学校卒業	269	31.6%	197	36.5%	67	23.3%	5	21.7%
4 高専, 短大, 専門学校等中退	48	5.6%	33	6.1%	14	4.9%	1	4.4%
5 高専, 短大, 専門学校等卒業	295	34.7%	172	31.9%	112	38.9%	11	47.8%
6 大学中退	14	1.6%	11	2.0%	3	1.0%	0	0.0%
7 大学卒業	132	15.5%	53	9.8%	74	25.7%	5	21.7%
8 大学院中退	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9 大学院修了	6	0.7%	2	0.4%	4	1.4%	0	0.0%
10 その他	2	0.2%	2	0.4%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	9	1.1%	6	1.1%	3	1.0%	0	0.0%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・ 回答者の最終学歴をみると、全体では、「高専，短大，専門学校等卒業」34.7%、「高等学校卒業」31.6%、「大学卒業」15.5%の順で多い。
- ・ 制度受給世帯とその他世帯の比較では、制度受給世帯は「中学校卒業」，「高等学校中退」が共に5.9%だが、その他世帯はそれぞれ2.1%、1.7%と低い水準にある。このことから、その他世帯は高等学校卒業以上の学歴を持つ回答者（問2結果より主に母親）の割合が高いことがうかがえる。

問 12. お子さんの最終学歴について、どこまで希望しますか（あてはまる番号 1 つに○，就職している場合には就職前の最終学歴としてあてはまる番号 1 つに○）

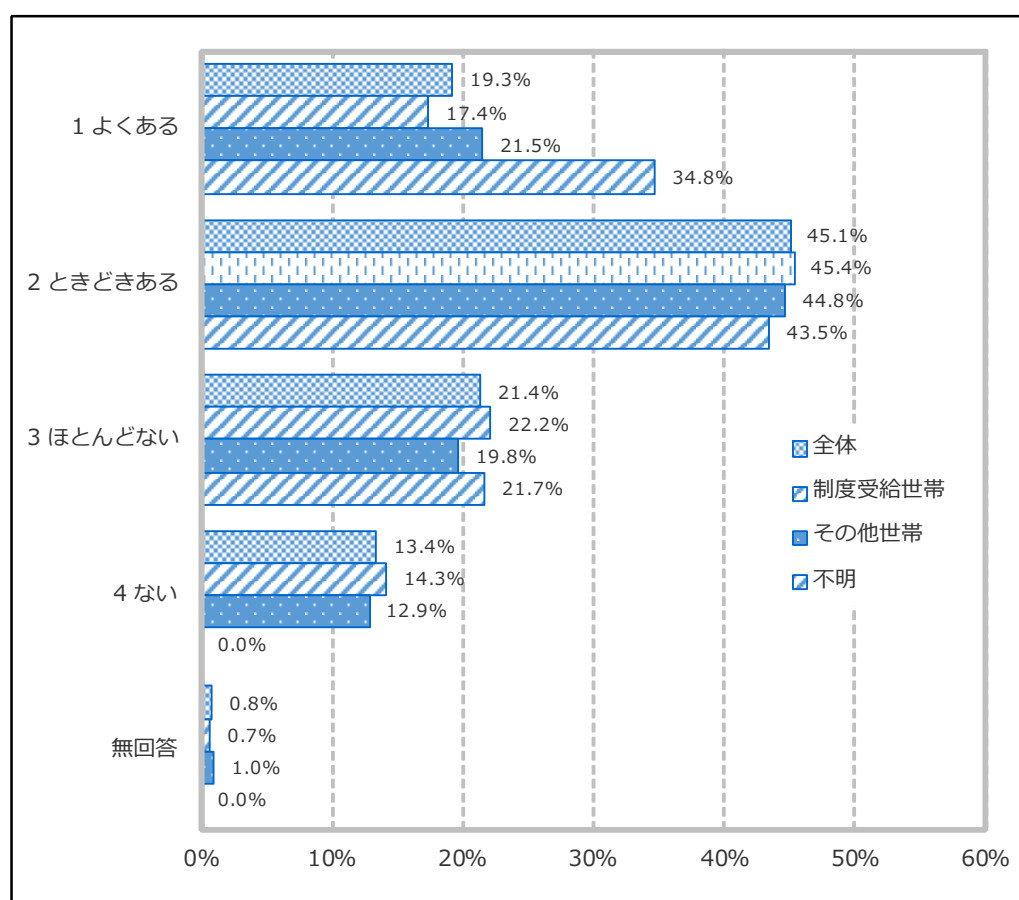
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 中学校卒業	4	0.5%	3	0.6%	1	0.4%	0	0.0%
2 高等学校卒業	146	17.1%	119	22.0%	23	8.0%	4	17.4%
3 高専，短大，専門学校等卒業	137	16.1%	89	16.5%	43	14.9%	5	21.7%
4 大学卒業	482	56.6%	280	51.8%	188	65.3%	14	60.9%
5 大学院修了	15	1.8%	10	1.9%	5	1.7%	0	0.0%
6 その他	17	2.0%	12	2.2%	5	1.7%	0	0.0%
7 わからない	35	4.1%	17	3.1%	18	6.3%	0	0.0%
無回答	15	1.8%	10	1.9%	5	1.7%	0	0.0%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・子どもの最終学歴への期待をみると、全体では、「大学卒業」56.6%、「高等学校卒業」17.1%、「高専，短大，専門学校等卒業」16.1%の順に多く，高等学校卒業以上の学歴を期待している世帯が9割以上を占める。
- ・制度受給世帯とその他世帯の比較では，高等学校卒業よりも高い学歴を期待する割合が，制度受給者では70.2%であるのに対し，その他世帯は81.9%と11.7ポイント高い。このことから，その他世帯は，より高い学歴を子どもに期待する傾向にあることがうかがえる。

問 13. あなたは、ふだん、お子さんに勉強を教えることはありますか
(あてはまる番号 1 つに○)

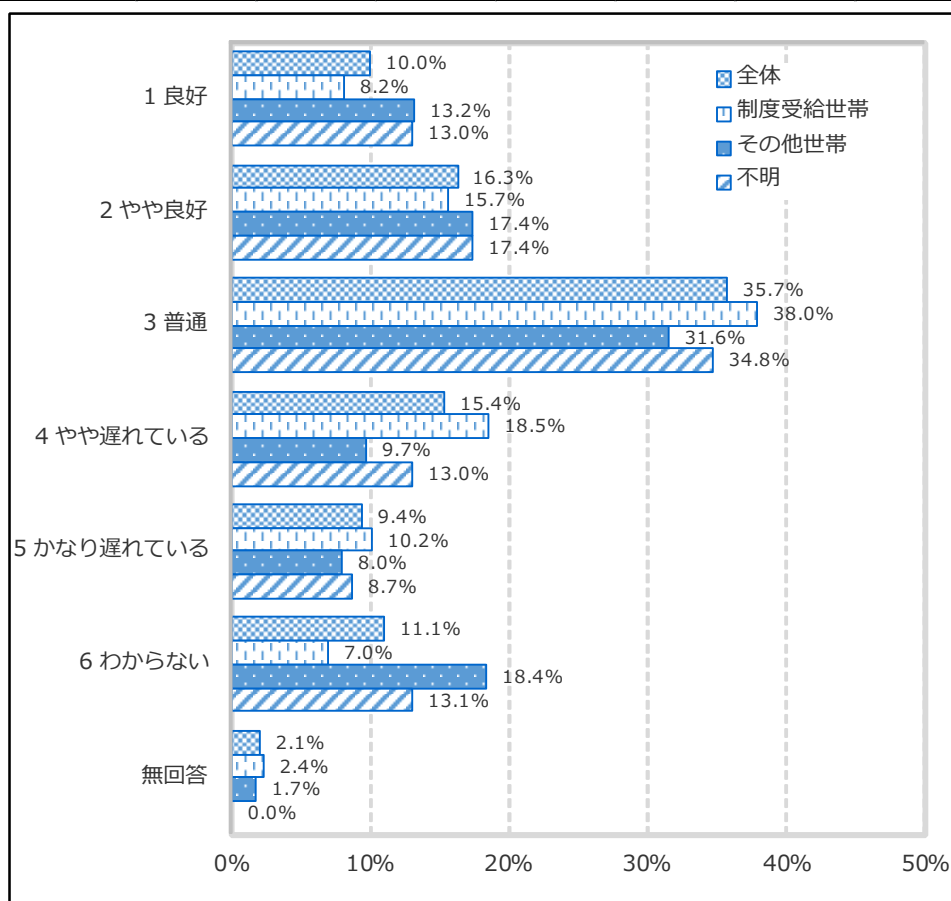
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 よくある	164	19.3%	94	17.4%	62	21.5%	8	34.8%
2 ときどきある	384	45.1%	245	45.4%	129	44.8%	10	43.5%
3 ほとんどない	182	21.4%	120	22.2%	57	19.8%	5	21.7%
4 ない	114	13.4%	77	14.3%	37	12.9%	0	0.0%
無回答	7	0.8%	4	0.7%	3	1.0%	0	0.0%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・子どもに勉強を教える頻度をみると、全体では、「ときどきある」45.1%、「ほとんどない」21.4%、「よくある」19.3%の順に多い。
- ・制度受給世帯とその他世帯の比較では、「よくある」又は「ときどきある」と回答したかたの割合が、制度受給世帯で62.8%、その他世帯では66.3%と3.5ポイントの差が生じており、制度受給世帯では、子どもの家庭学習への関与度が若干低い傾向にあることがうかがえる。

問 1 4. お子さんの学校での成績についてお教えてください（あてはまる番号 1 つに○）

	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 良好	85	10.0%	44	8.2%	38	13.2%	3	13.0%
2 やや良好	139	16.3%	85	15.7%	50	17.4%	4	17.4%
3 普通	304	35.7%	205	38.0%	91	31.6%	8	34.8%
4 やや遅れている	131	15.4%	100	18.5%	28	9.7%	3	13.0%
5 かなり遅れている	80	9.4%	55	10.2%	23	8.0%	2	8.7%
6 わからない	94	11.1%	38	7.0%	53	18.4%	3	13.1%
無回答	18	2.1%	13	2.4%	5	1.7%	0	0.0%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%

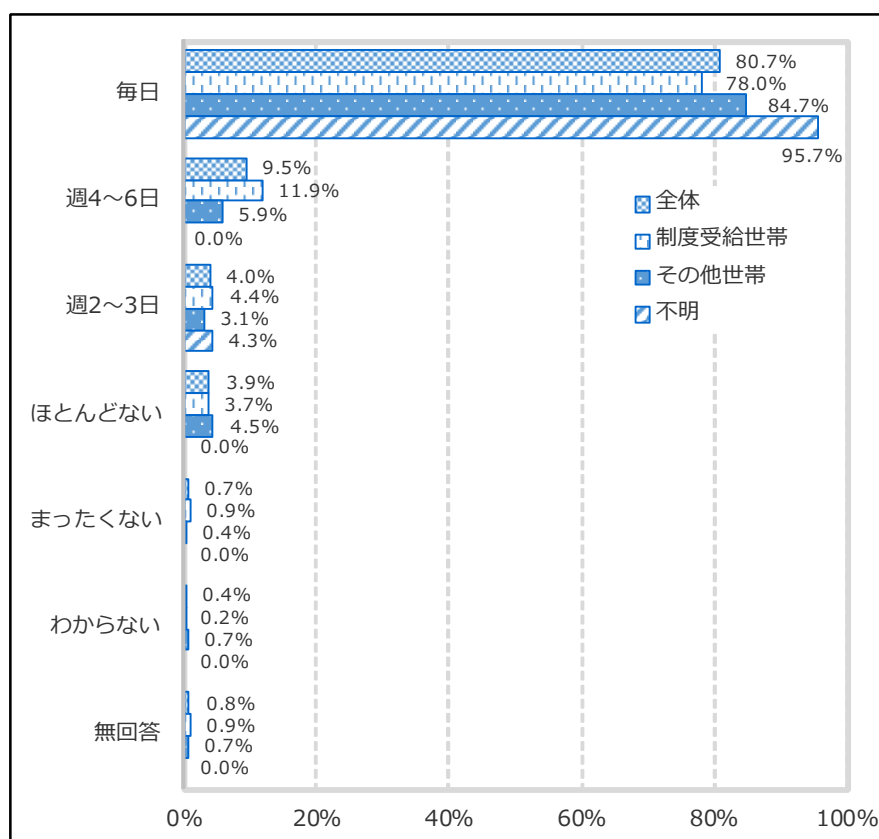


- ・子どもの成績をみると、全体では、「普通」35.7%、「やや良好」16.3%、「やや遅れている」15.4%の順に多い。
- ・制度受給世帯とその他世帯の比較では、「やや遅れている」又は「かなり遅れている」と回答したかたの割合が、制度受給世帯で28.7%、その他世帯で17.7%と11.0ポイントの差が生じており、制度受給世帯では、成績が遅れていると捉えているかたが多いことがうかがえる。

問 15. お子さんについて、1 週間のうち、どのくらい次のことがありますか ((ア)~(ケ)のそれぞれについて、あてはまる番号 1 つに○)

(ア) 朝食を食べる

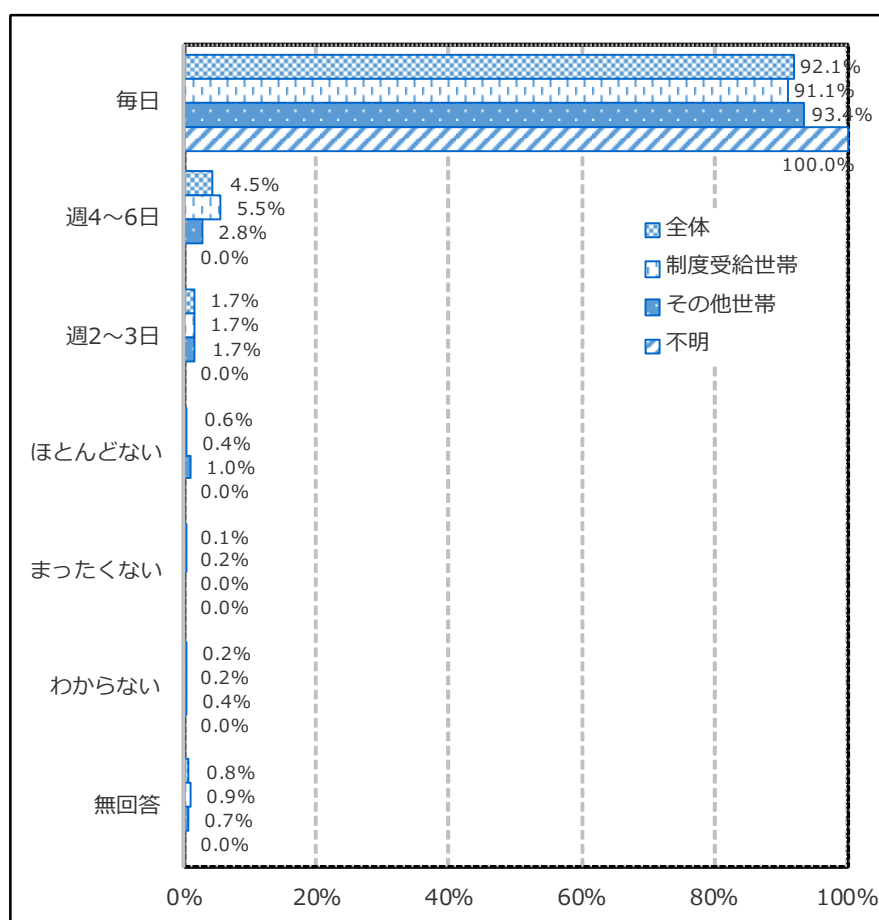
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
毎日	687	80.7%	421	78.0%	244	84.7%	22	95.7%
週4~6日	81	9.5%	64	11.9%	17	5.9%	0	0.0%
週2~3日	34	4.0%	24	4.4%	9	3.1%	1	4.3%
ほとんどない	33	3.9%	20	3.7%	13	4.5%	0	0.0%
まったくない	6	0.7%	5	0.9%	1	0.4%	0	0.0%
わからない	3	0.4%	1	0.2%	2	0.7%	0	0.0%
無回答	7	0.8%	5	0.9%	2	0.7%	0	0.0%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・子どもが朝食を食べる頻度について、全体では、「毎日」80.7%、「週4~6日」9.5%、「週2~3日」4.0%の順に多い。
- ・制度受給世帯とその他世帯の比較では、「毎日」と回答したかたの割合が、制度受給世帯で78.0%、その他世帯で84.7%と6.7ポイントの差が生じており、制度受給世帯では、朝食摂取率が低い傾向にあることがうかがえる。

(イ)洗濯した衣服を着る

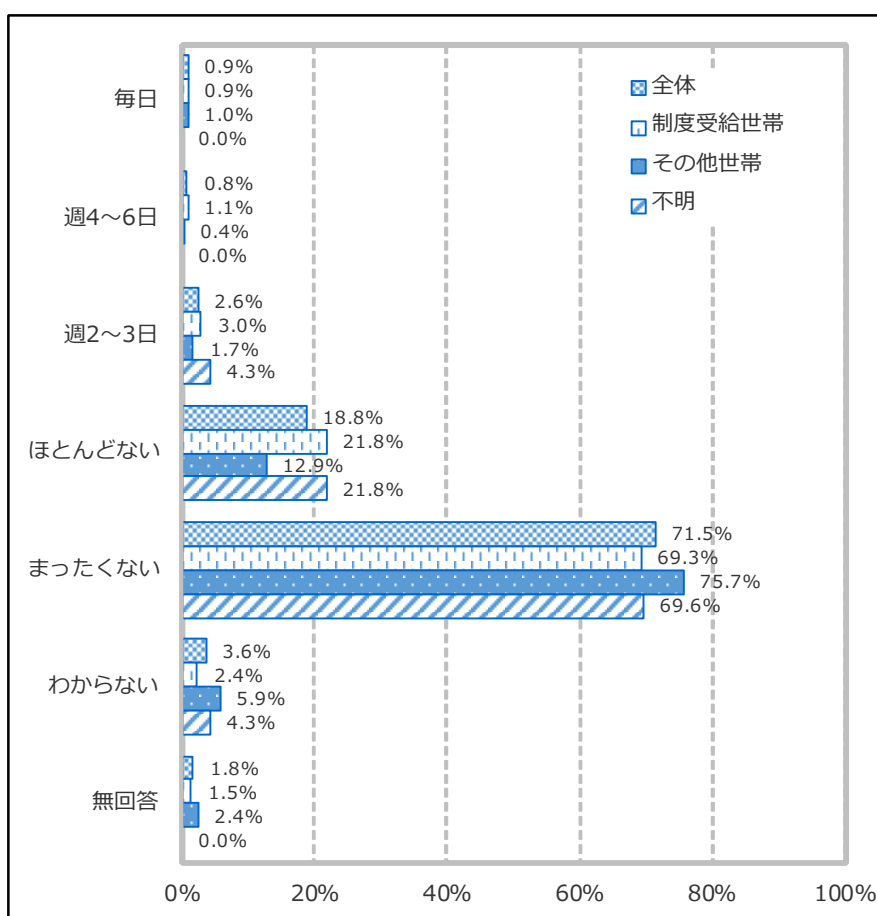
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
毎日	784	92.1%	492	91.1%	269	93.4%	23	100.0%
週4～6日	38	4.5%	30	5.5%	8	2.8%	0	0.0%
週2～3日	14	1.7%	9	1.7%	5	1.7%	0	0.0%
ほとんどない	5	0.6%	2	0.4%	3	1.0%	0	0.0%
まったくない	1	0.1%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
わからない	2	0.2%	1	0.2%	1	0.4%	0	0.0%
無回答	7	0.8%	5	0.9%	2	0.7%	0	0.0%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・子どもが洗濯した衣服を着る頻度について、全体では、「毎日」92.1%、「週4～6日」4.5%、「週2～3日」1.7%の順に多い。
- ・制度受給世帯とその他世帯の比較では、「毎日」と回答したかたの割合が、制度受給世帯で91.1%、その他世帯は93.4%と2.3ポイントの差が生じているものの、どちらの世帯も大差なく、高い水準にあることがわかる。

(ウ) 学校に遅刻する

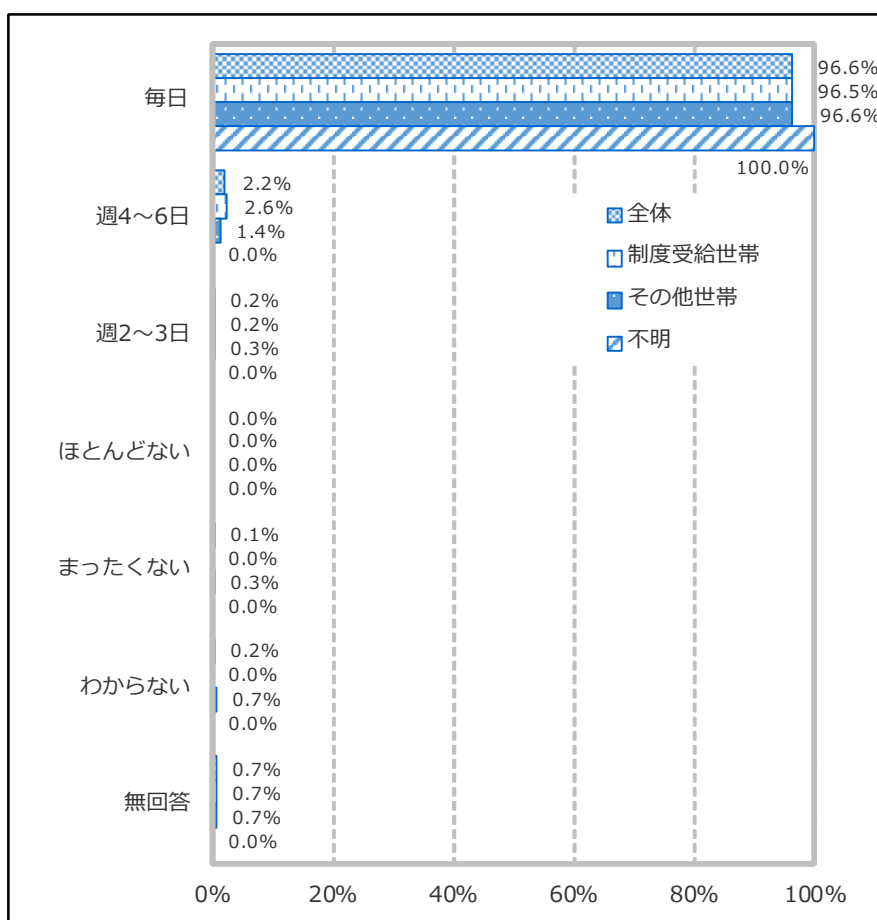
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
毎日	8	0.9%	5	0.9%	3	1.0%	0	0.0%
週4～6日	7	0.8%	6	1.1%	1	0.4%	0	0.0%
週2～3日	22	2.6%	16	3.0%	5	1.7%	1	4.3%
ほとんどない	160	18.8%	118	21.8%	37	12.9%	5	21.8%
まったくない	608	71.5%	374	69.3%	218	75.7%	16	69.6%
わからない	31	3.6%	13	2.4%	17	5.9%	1	4.3%
無回答	15	1.8%	8	1.5%	7	2.4%	0	0.0%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・子どもが学校に遅刻する頻度について、全体では、「まったくない」71.5%、「ほとんどない」18.8%の順に多い。
- ・制度受給世帯とその他世帯の比較では、「まったくない」と回答したかたの割合が、制度受給世帯で69.3%、その他世帯で75.7%と6.4ポイントの差が生じている。ただし、「ほとんどない」の割合も加えると、その差は2.5ポイントであり、どちらの世帯も遅刻の頻度に大差なく、低い水準にあることがわかる。

(工)夕食を食べる

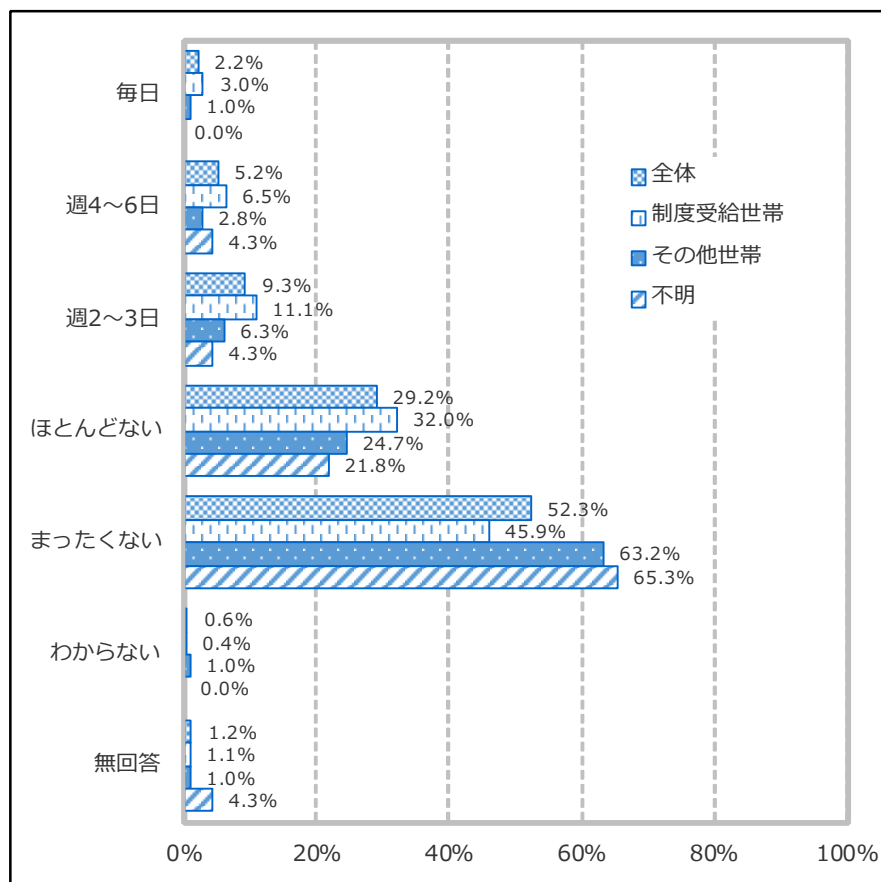
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
毎日	822	96.6%	521	96.5%	278	96.6%	23	100.0%
週4～6日	18	2.2%	14	2.6%	4	1.4%	0	0.0%
週2～3日	2	0.2%	1	0.2%	1	0.3%	0	0.0%
ほとんどない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
まったくない	1	0.1%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
わからない	2	0.2%	0	0.0%	2	0.7%	0	0.0%
無回答	6	0.7%	4	0.7%	2	0.7%	0	0.0%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・子どもが夕食を食べる頻度について、全体では、「毎日」96.6%、「週4～6日」2.2%、「週2～3日」0.2%の順に多い。
- ・制度受給世帯とその他世帯の比較では、「毎日」と回答したかた割合が、どちらの世帯も96%台であり、夕食摂取率に差はなく、高い水準にあることがわかる。

(オ)夕食を子どもだけで食べる

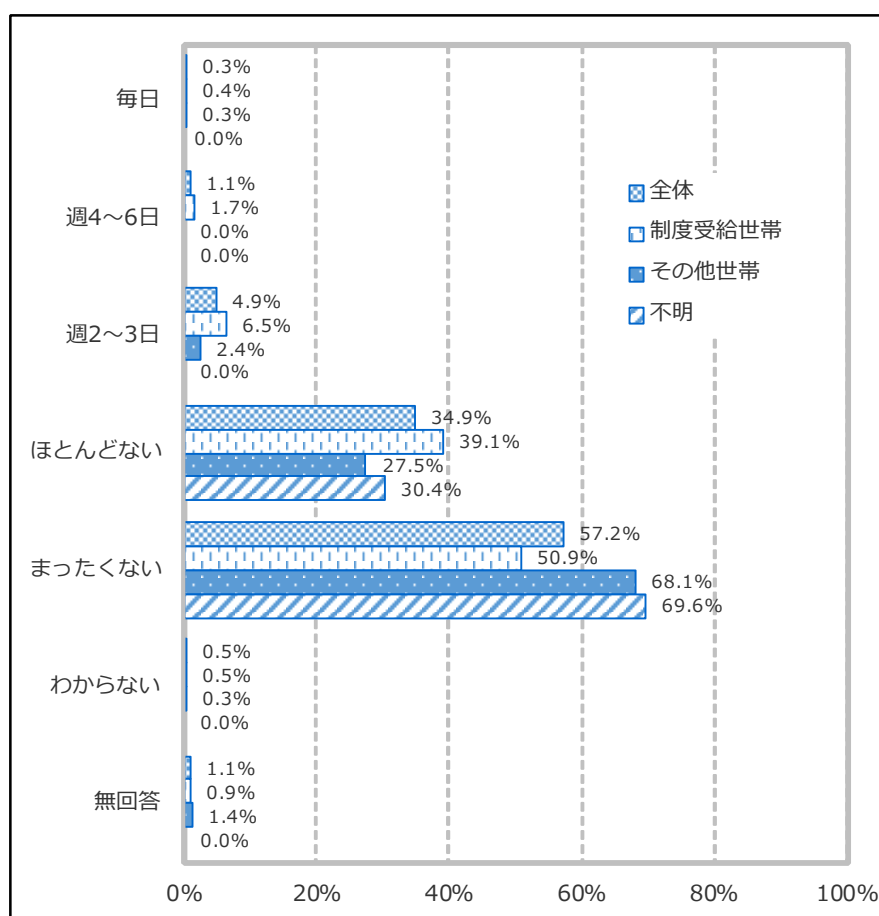
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
毎日	19	2.2%	16	3.0%	3	1.0%	0	0.0%
週4～6日	44	5.2%	35	6.5%	8	2.8%	1	4.3%
週2～3日	79	9.3%	60	11.1%	18	6.3%	1	4.3%
ほとんどない	249	29.2%	173	32.0%	71	24.7%	5	21.8%
まったくない	445	52.3%	248	45.9%	182	63.2%	15	65.3%
わからない	5	0.6%	2	0.4%	3	1.0%	0	0.0%
無回答	10	1.2%	6	1.1%	3	1.0%	1	4.3%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・夕食を子どもだけで食べる頻度について、全体では、「まったくない」52.3%、「ほとんどない」29.2%、「週2～3日」9.3%の順に多い。
- ・制度受給世帯とその他世帯の比較では、週2日以上と回答したかたの割合が、制度受給世帯で20.6%、その他世帯で10.1%と10.5ポイントの差が生じており、制度受給世帯では、夕食を子どもだけで食べる頻度が高い傾向にあることがうかがえる。

(カ)夕食を，お菓子，菓子パン，インスタント食品等で済ませる

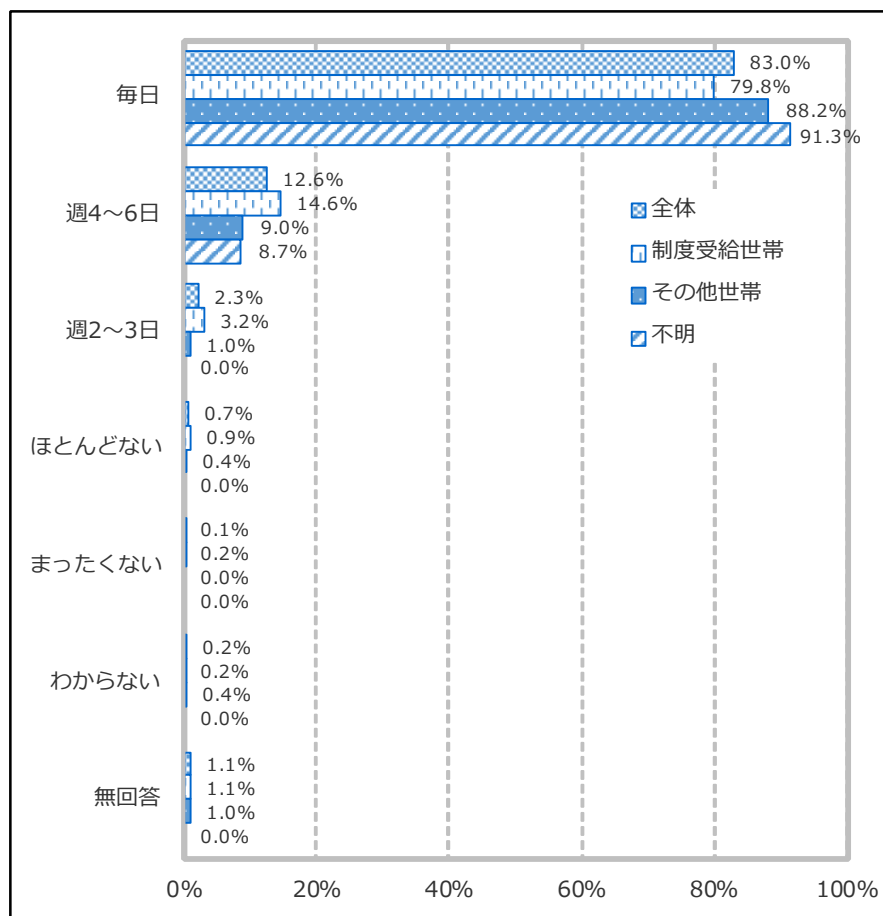
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
毎日	3	0.3%	2	0.4%	1	0.3%	0	0.0%
週4～6日	9	1.1%	9	1.7%	0	0.0%	0	0.0%
週2～3日	42	4.9%	35	6.5%	7	2.4%	0	0.0%
ほとんどない	297	34.9%	211	39.1%	79	27.5%	7	30.4%
まったくない	487	57.2%	275	50.9%	196	68.1%	16	69.6%
わからない	4	0.5%	3	0.5%	1	0.3%	0	0.0%
無回答	9	1.1%	5	0.9%	4	1.4%	0	0.0%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・夕食を，お菓子，菓子パン，インスタント食品等で済ませる頻度について，全体では，「まったくない」57.2%，「ほとんどない」34.9%，「週2～3日」4.9%の順に多い。
- ・制度受給世帯とその他世帯の比較では，週2日以上と回答したかたの割合が，制度受給世帯で8.6%，その他世帯で2.7%と5.9ポイントの差が生じており，制度受給世帯では，夕食を軽食で済ませる頻度が高い傾向にあることがうかがえる。

(キ)お風呂に入る（シャワーのみの場合も含む）

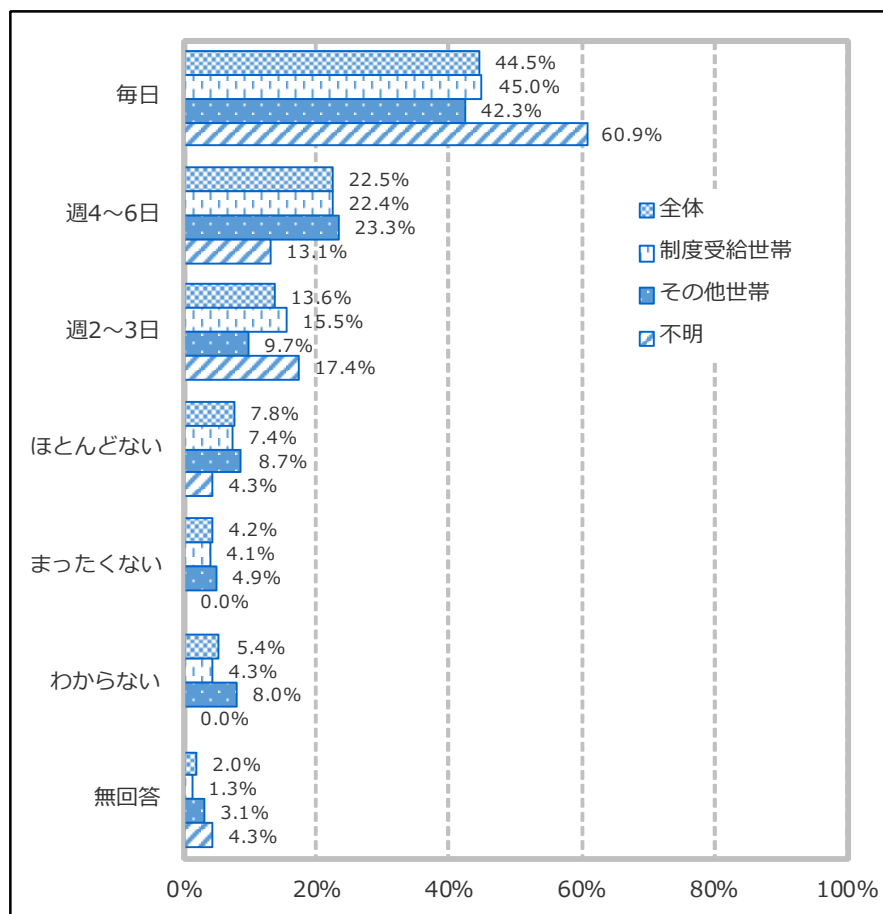
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
毎日	706	83.0%	431	79.8%	254	88.2%	21	91.3%
週4～6日	107	12.6%	79	14.6%	26	9.0%	2	8.7%
週2～3日	20	2.3%	17	3.2%	3	1.0%	0	0.0%
ほとんどない	6	0.7%	5	0.9%	1	0.4%	0	0.0%
まったくない	1	0.1%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
わからない	2	0.2%	1	0.2%	1	0.4%	0	0.0%
無回答	9	1.1%	6	1.1%	3	1.0%	0	0.0%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・子どもがお風呂に入る頻度について、全体では、「毎日」83.0%、「週4～6日」12.6%、「週2～3日」2.3%の順に多い。
- ・制度受給世帯とその他世帯の比較では、「毎日」と回答したかたの割合が、制度受給世帯で79.8%、その他世帯で88.2%と8.4ポイントの差が生じており、制度受給世帯では、子どもがお風呂に入る頻度が低い傾向にあることがうかがえる。

(ク)家で勉強をする

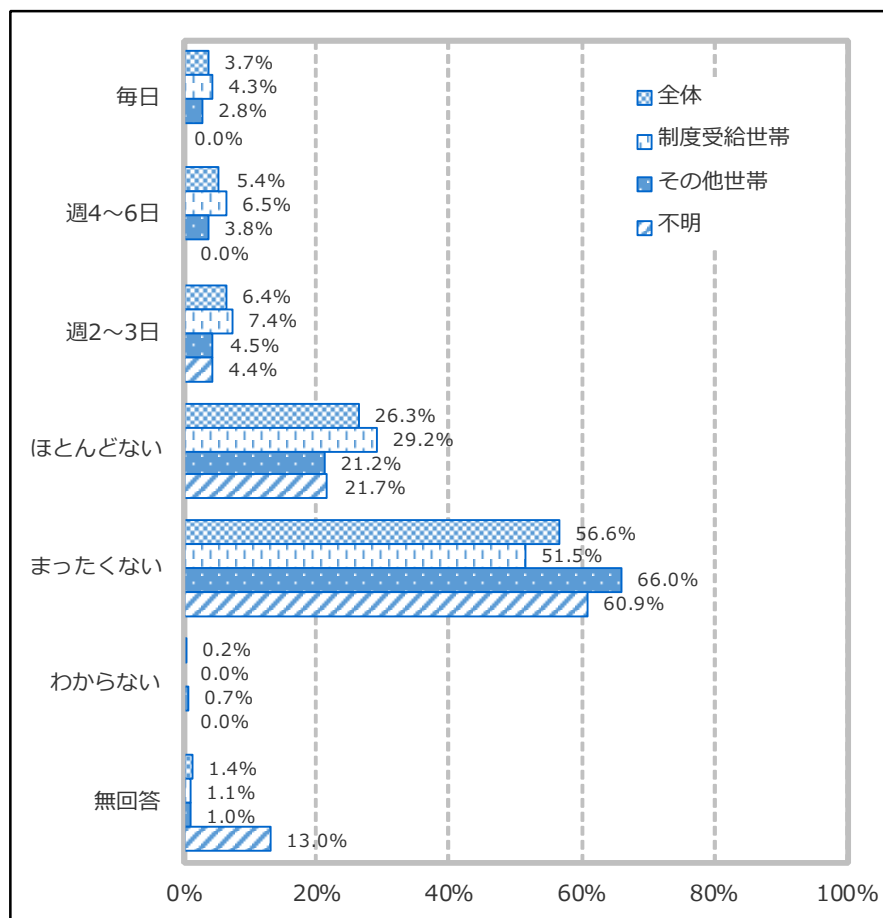
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
毎日	379	44.5%	243	45.0%	122	42.3%	14	60.9%
週4～6日	191	22.5%	121	22.4%	67	23.3%	3	13.1%
週2～3日	116	13.6%	84	15.5%	28	9.7%	4	17.4%
ほとんどない	66	7.8%	40	7.4%	25	8.7%	1	4.3%
まったくない	36	4.2%	22	4.1%	14	4.9%	0	0.0%
わからない	46	5.4%	23	4.3%	23	8.0%	0	0.0%
無回答	17	2.0%	7	1.3%	9	3.1%	1	4.3%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・子どもが家で勉強をする頻度について、全体では、「毎日」44.5%、「週4～6日」22.5%、「週2～3日」13.6%の順に多い。
- ・制度受給世帯とその他世帯の比較では、「毎日」又は「週4～6日」と回答したかたの割合が、制度受給世帯とその他世帯でそれぞれ67.4%、65.6%と大差ないものの、「週2～3日」の割合を加えると、その差が7.6ポイントに拡がり、制度受給世帯では、子どもが家で勉強をする頻度が若干高い傾向にあることがうかがえる。

(ケ)夕方から夜の時間帯を子どもだけで過ごす

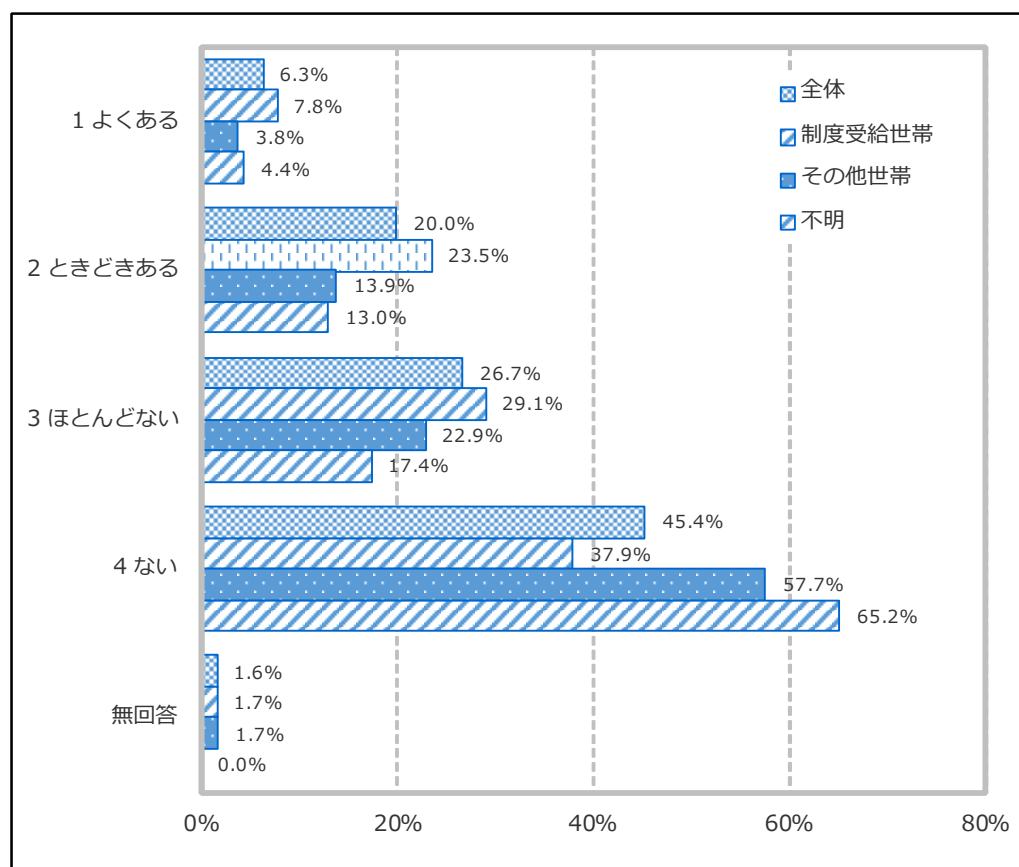
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
毎日	31	3.7%	23	4.3%	8	2.8%	0	0.0%
週4～6日	46	5.4%	35	6.5%	11	3.8%	0	0.0%
週2～3日	54	6.4%	40	7.4%	13	4.5%	1	4.4%
ほとんどない	224	26.3%	158	29.2%	61	21.2%	5	21.7%
まったくない	482	56.6%	278	51.5%	190	66.0%	14	60.9%
わからない	2	0.2%	0	0.0%	2	0.7%	0	0.0%
無回答	12	1.4%	6	1.1%	3	1.0%	3	13.0%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・夕方から夜の時間帯を子どもだけで過ごす頻度について、全体では、「まったくない」56.6%、「ほとんどない」26.3%、「週2～3日」6.4%の順に多い。
- ・制度受給世帯とその他世帯の比較では、週2日以上と回答したかたの割合が、制度受給世帯で18.2%、その他世帯で11.1%と7.1ポイントの差が生じており、制度受給世帯では、夕方から夜の時間帯を子どもだけで過ごす頻度が高い傾向にあることがうかがえる。

問 16. あなたは、土日や、お子さんが夏休み等の長期休業時に、お子さんの昼食（お弁当を含む）を用意できないことがありますか（あてはまる番号 1 つに○）

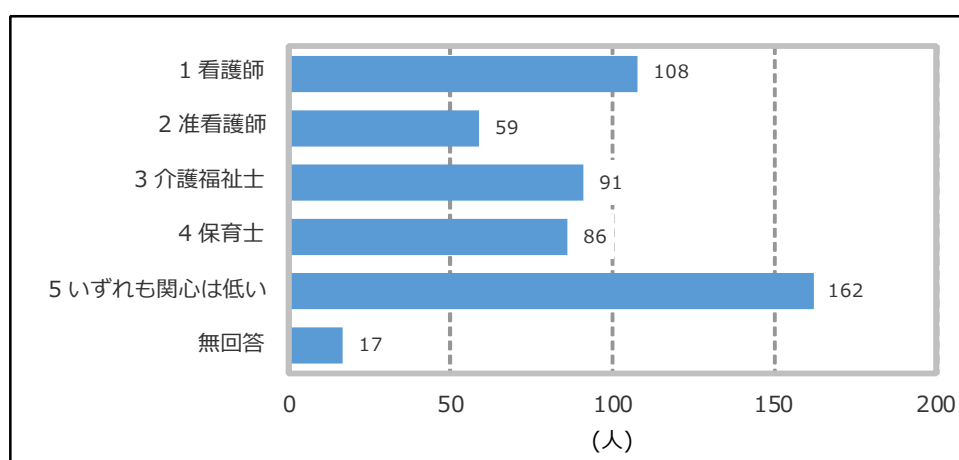
	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 よくある	54	6.3%	42	7.8%	11	3.8%	1	4.4%
2 ときどきある	170	20.0%	127	23.5%	40	13.9%	3	13.0%
3 ほとんどない	227	26.7%	157	29.1%	66	22.9%	4	17.4%
4 ない	386	45.4%	205	37.9%	166	57.7%	15	65.2%
無回答	14	1.6%	9	1.7%	5	1.7%	0	0.0%
計	851	100%	540	100%	288	100%	23	100%



- ・学校の休業中における昼食の用意ができない頻度について、全体では、「ない」45.4%、「ほとんどない」26.7%、「ときどきある」20.0%の順で多い。
- ・制度受給世帯とその他世帯との比較では、「よくある」又は「ときどきある」と回答したかたの割合が、制度受給世帯で31.3%、その他世帯で17.7%と13.6ポイントの差が生じており、制度受給世帯では、昼食の用意が困難な状況にある傾向がうかがえる。

問 17. 以下の国家資格等について、関心のある資格をお教えてください（児童扶養手当受給世帯のみ回答、あてはまる番号全てに○）

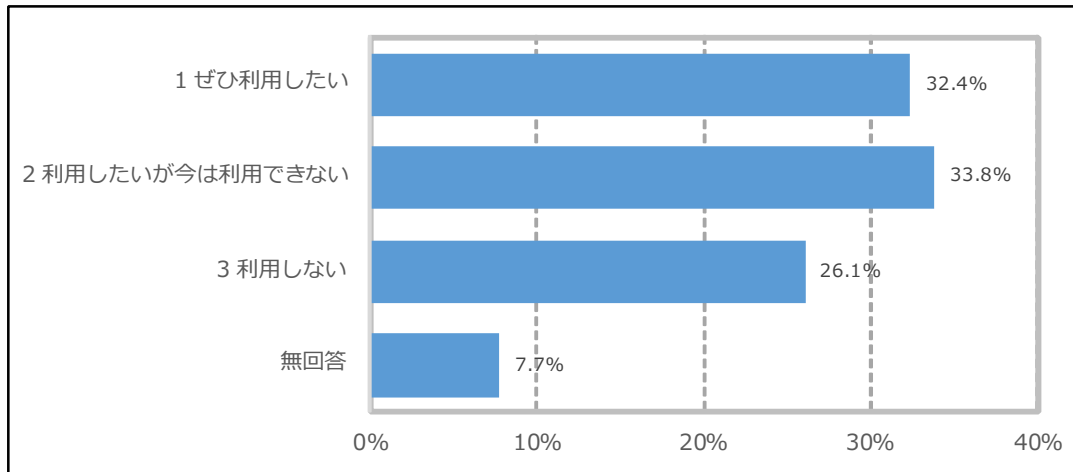
	人数	割合
1 看護師	108	20.6%
2 准看護師	59	11.3%
3 介護福祉士	91	17.4%
4 保育士	86	16.4%
5 いずれも関心は低い	162	31.0%
無回答	17	3.3%
計	523	100%



- ・ 関心のある国家資格について、「いずれも関心は低い」を除くと、「看護師」20.6%、「介護福祉士」17.4%、「保育士」16.4%、「准看護師」11.3%の順で多く、例示した4資格全てにおいて、それぞれ1割以上のかたが関心を持っていることがわかる。

問 18. 問 17の資格取得のための修学期間中、各種手当以外に、毎月15万円の公的支援が受けられる場合、利用したいと思いますか（児童扶養手当受給世帯のみ回答、あてはまる番号1つに○）

	人数	割合
1 ぜひ利用したい	134	32.4%
2 利用したいが今は利用できない	140	33.8%
3 利用しない	108	26.1%
無回答	32	7.7%
計	414	100%

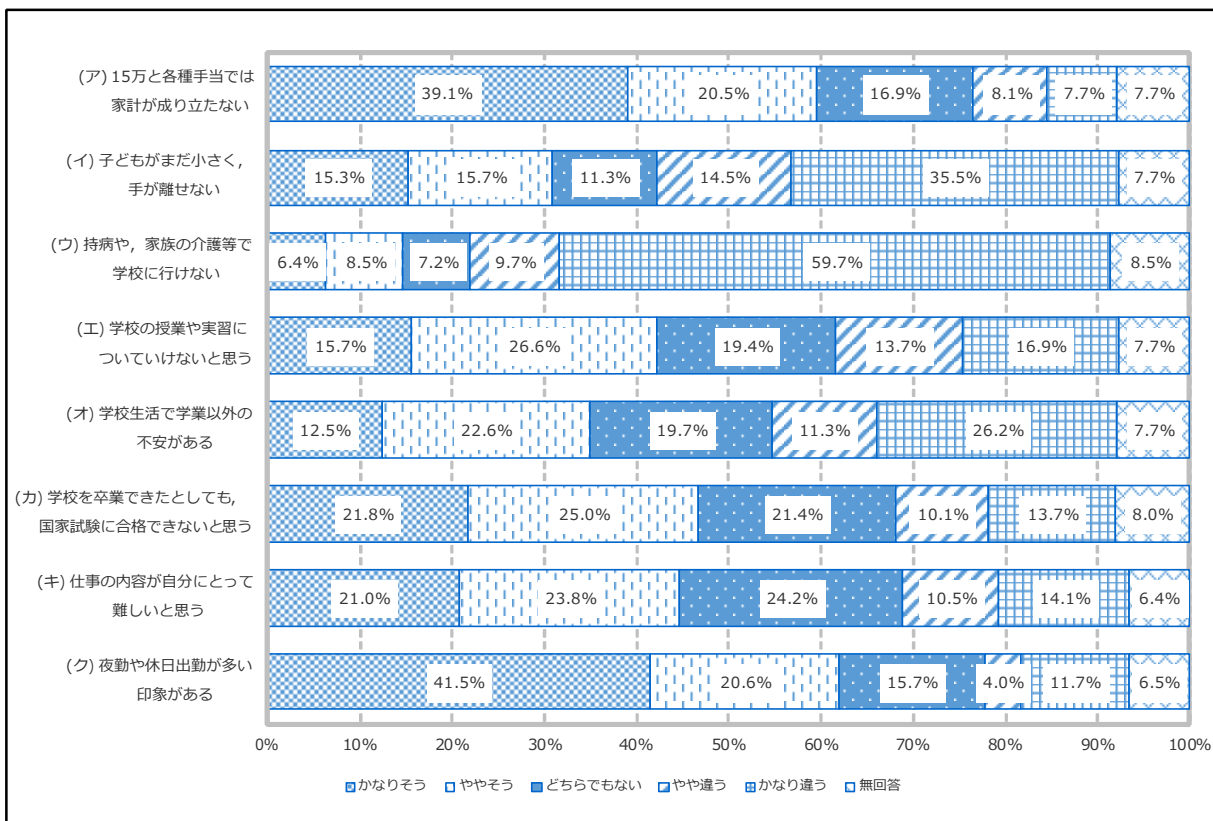


- ・ 問 17 の資格取得のために修学期間中毎月 15 万円の公的支援が受けられる場合の利用希望について、「利用したいが今は利用できない」33.8%、「ぜひ利用したい」32.4%、「利用しない」26.1%の順で多く、7 割弱が当制度を利用したいと考えている。

問 19. (問 18 で、2 又は 3 を選んだ方におたずねします)

利用の意思が低い理由をお教えてください ((ア)~(ク)のそれぞれについて、あてはまる番号 1 つに○)

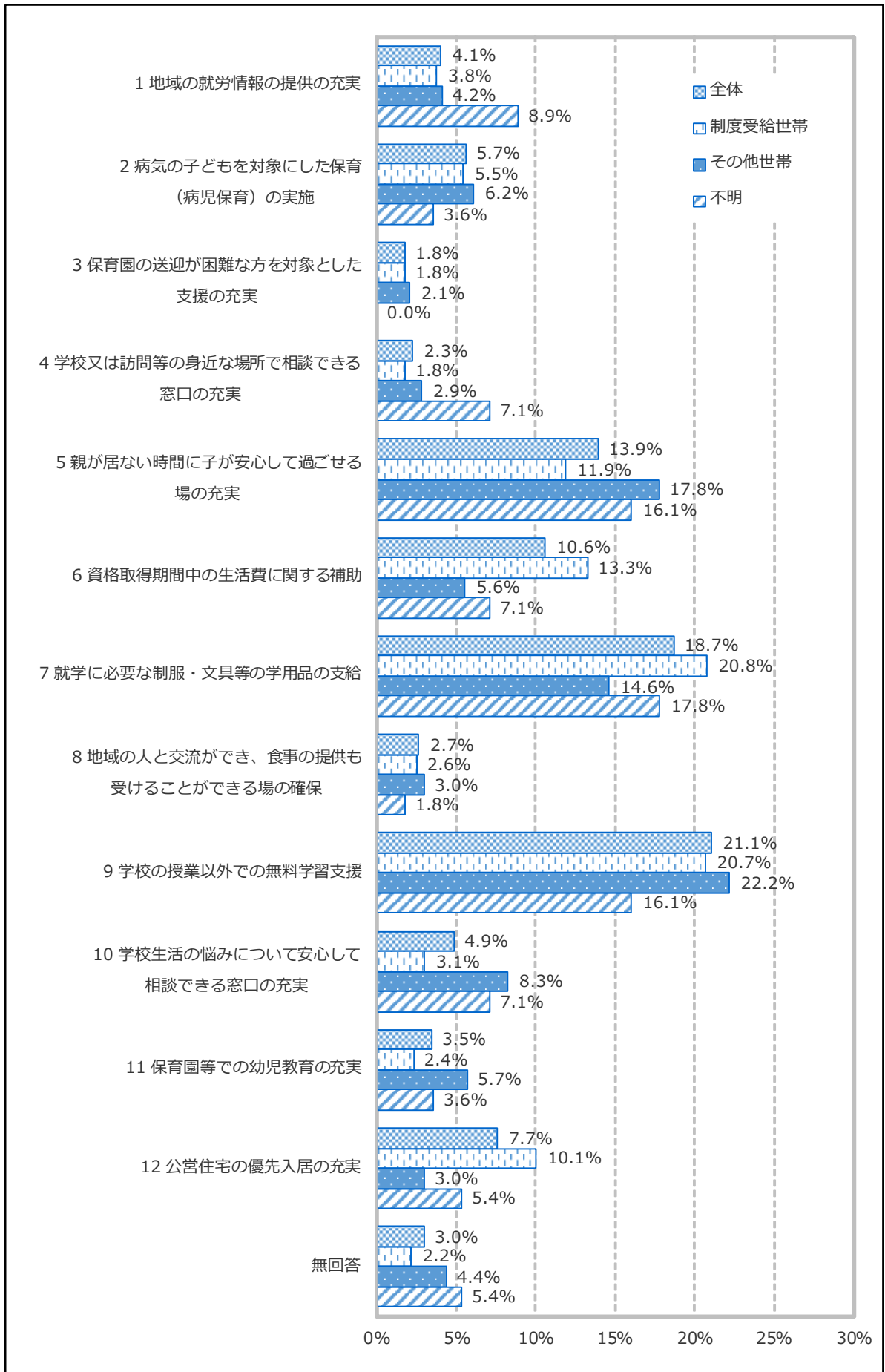
	かなりそう		ややそう		どちらでもない		やや違う		かなり違う		無回答		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(ア) 15万と各種手当では家計が成り立たない	97	39.1%	51	20.5%	42	16.9%	20	8.1%	19	7.7%	19	7.7%	248	100%
(イ) 子どもがまだ小さく、手が離せない	38	15.3%	39	15.7%	28	11.3%	36	14.5%	88	35.5%	19	7.7%	248	100%
(ウ) 持病や、家族の介護等で学校に行けない	16	6.4%	21	8.5%	18	7.2%	24	9.7%	148	59.7%	21	8.5%	248	100%
(エ) 学校の授業や実習についていけないと思う	39	15.7%	66	26.6%	48	19.4%	34	13.7%	42	16.9%	19	7.7%	248	100%
(オ) 学校生活で学業以外の不安がある	31	12.5%	56	22.6%	49	19.7%	28	11.3%	65	26.2%	19	7.7%	248	100%
(カ) 学校を卒業できたとしても、国家試験に合格できないと思う	54	21.8%	62	25.0%	53	21.4%	25	10.1%	34	13.7%	20	8.0%	248	100%
(キ) 仕事の内容が自分にとって難しいと思う	52	21.0%	59	23.8%	60	24.2%	26	10.5%	35	14.1%	16	6.4%	248	100%
(ク) 夜勤や休日出勤が多い印象がある	103	41.5%	51	20.6%	39	15.7%	10	4.0%	29	11.7%	16	6.5%	248	100%



・ 問 17 の資格取得時において強く感じている阻害要因としては、「夜勤や休日出勤が多い印象がある」41.5%、「15万円と各種手当では生計が成り立たない」39.1%、「学校を卒業できたとしても、国家試験に合格できないと思う」21.8%の順で多い。

問 21. 今後、あなたとお子さんにとって重要だと思う支援を次よりお選びください（あてはまる番号を最大3つまで選択）

	全体		制度受給世帯		その他世帯		不明	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 地域の就労情報の提供の充実	88	4.1%	54	3.8%	29	4.2%	5	8.9%
2 病気の子どもの対象とした保育（病児保育）の実施	122	5.7%	77	5.5%	43	6.2%	2	3.6%
3 保育園の送迎が困難な方を対象とした支援の充実	40	1.8%	25	1.8%	15	2.1%	0	0.0%
4 学校又は訪問等の身近な場所で相談できる窓口の充実	50	2.3%	26	1.8%	20	2.9%	4	7.1%
5 親が居ない時間に子が安心して過ごせる場の充実	300	13.9%	167	11.9%	124	17.8%	9	16.1%
6 資格取得期間中の生活費に関する補助	229	10.6%	186	13.3%	39	5.6%	4	7.1%
7 就学に必要な制服・文具等の学用品の支給	403	18.7%	291	20.8%	102	14.6%	10	17.8%
8 地域の人と交流ができ、食事の提供も受けられることができる場の確保	58	2.7%	36	2.6%	21	3.0%	1	1.8%
9 学校の授業以外での無料学習支援	454	21.1%	290	20.7%	155	22.2%	9	16.1%
10 学校生活の悩みについて安心して相談できる窓口の充実	105	4.9%	43	3.1%	58	8.3%	4	7.1%
11 保育園等での幼児教育の充実	75	3.5%	33	2.4%	40	5.7%	2	3.6%
12 公営住宅の優先入居の充実	165	7.7%	141	10.1%	21	3.0%	3	5.4%
無回答	65	3.0%	31	2.2%	31	4.4%	3	5.4%
計	2154	100%	1400	100%	698	100%	56	100%



- ・重要だと思う支援策について、全体では、「学校の授業以外での無料の学習支援」21.1%、「就学に必要な制服・文具等の学用品の支給」18.7%、「親が居ない時間に子が安心して過ごせる場の充実」13.9%の順が多い。
- ・制度受給世帯とその他世帯との比較では、「学校の授業以外での無料の学習支援」に関してはいずれの世帯も2割を超えて高いが、「就学に必要な制服・文具等の学用品の支給」については、制度受給世帯の20.8%に対して、その他世帯は14.6%と6.2ポイント低い。逆に「親が居ない時間に子が安心して過ごせる場の充実」については、制度受給世帯の11.9%に対して、その他世帯は17.8%と5.9ポイント高い。

まとめ・考察

(1) 回答者の属性について

- ・制度受給世帯全体として回答率は低かったものの、児童扶養手当受給世帯の回答率は高く、関心の高さが伺える。
- ・回答者の9割以上が母親，8割以上が30代前半～50代前半の働きざかりの世代である。

(2) 生活の状況について

- ・家計を圧迫する費用は「住居費」及び「教育費」の回答が多い。
- ・制度受給世帯の1割弱は相談相手がいないと回答しており，社会的に孤立しやすいことがうかがえる。
- ・子どもの生活習慣について，制度受給世帯では親子で過ごす時間が少なく，基本的な生活習慣等が乱れがちである。
- ・制度受給世帯では，子どもが休みの日に昼食を用意できないことが多い。
- ・制度受給世帯の中でも，特に児童扶養手当受給世帯では，親の不規則な勤務時間や不安定な収入が子どもの生活水準や習慣に大きな影響を及ぼすことが考えられる。
- ・以上のことから，妊娠期から切れ目のない支援，相談体制の拡充，子どもの居場所や食事の場の充実が必要であると考えられる。

(3) 仕事について

- ・回答者（主に母親）について，制度受給世帯ではパートやアルバイト等の非正規雇用者が多い。
- ・児童扶養手当受給世帯では，長時間勤務と子育ての両立が困難であることや，離婚後の再就職が困難であることが正規雇用への妨げとなっていることが考えられる。
- ・配偶者（主に父親）について，制度受給世帯では常勤や正社員の正規雇用者が少なく，低収入になることで暮らし向きが苦しくなりやすいことが考えられる。
- ・以上のことから，親の就労支援による収入改善などが重要であると考えられる。

(4) 経済的な理由による過去の経験について

- ・過去に経済的な理由により医療受診等を断念した経験について、制度受給世帯は経験率が高く、特に「子どもを習い事に通わすことができなかった」経験は2人に1人と高い。
- ・こうした状況は、子どもの旺盛な好奇心や可能性の幅を狭めたり、健全な成長を妨げる要因となりかねない。

(5) 学歴や学力について

- ・制度受給世帯の回答者は、最終学歴が中学校又は高等学校卒業のかたが多く、子に対しても高学歴を望まない傾向にある。
- ・制度受給世帯では、子どもが学校の勉強に遅れをとっていると感じているかたが多い。
- ・制度受給世帯では、子どもを塾に通わせる経済的余裕が無いことや、親の低学歴等の理由により家庭内での学習習慣が身に付きにくい状況であると考えられる。
- ・以上のことから、貧困の連鎖を抑止するためにも、学習支援の充実が必要であると考えられる。

(6) 支援策について

- ・「制服・文具等の現物支給」と「無料の学習支援」といった子ども学習に関する支援が望まれる傾向にあり、同時にこうした支出が家計にとって大きな負担となっていることがわかる。
- ・制度受給世帯では、より良い就労環境を目指すための資格取得に対する意欲関心が高い一方で、その他世帯では子どもの居場所に対する支援に関心が高い。
- ・児童扶養手当受給世帯のうち半数以上が国家資格等の取得に対し関心を持っており、安定的な収入の確保のために、国家資格等の取得に対する支援は重要であると考えられる。

第4章 子どもの貧困に関する指標及び成果目標

本計画の進捗や対策の効果等を検証・評価するために、国の大綱で掲げている「子供の貧困に関する25の指標」に基づいて、成果目標を設定します。

目標値としては、本市における直近数値（平成28年9月10日現在）が、全国数値を下回っている「生活保護世帯に属する子供の大学等進学率」、「小学校におけるスクールカウンセラーの配置率」及び「父子家庭の親の就業率」について、全国数値を目標値とします。

指標や成果目標については、追加や修正等、必要に応じた見直しを行っていきます。

No.	指標	全国 (子供の貧困に関する25の指標)		柏市					
				平成26年9月10日現在		平成27年9月10日現在		平成28年9月10日現在	
		数値	調査時点	数値	全国との比較	数値	全国との比較	数値	全国との比較
1	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	90.8%	平成25年4月1日現在	94.6%	3.8ポイント	97.6%	6.8ポイント	96.7%	5.9ポイント
2	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3%	平成25年度	11.3%	-6.0ポイント	2.2%	3.1ポイント	2.4%	2.9ポイント
3	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	32.9%	平成25年4月1日現在	28.6%	-4.3ポイント	40%	7.1ポイント	20.8%	-12.1ポイント
4	生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後)	2.5%	平成25年4月1日現在	1.8%	0.7ポイント	0%	2.5ポイント	0%	2.5ポイント
5	生活保護世帯に属する子供の就職率(高等学校等卒業後)	46.1%	平成25年4月1日現在	57.1%	11.0ポイント	30%	-16.1ポイント	62.5%	16.4ポイント
6	児童養護施設の子供の中学校卒業後の進学率(中学校卒業後)	96.6%	平成25年5月1日現在	-	-	-	-	-	-
7	児童養護施設の子供の中学校卒業後の就職率(中学校卒業後)	2.1%	平成25年5月1日現在	-	-	-	-	-	-
8	児童養護施設の子供の高等学校等卒業後の進学率(高等学校等卒業後)	22.6%	平成25年5月1日現在	-	-	-	-	-	-
9	児童養護施設の子供の高等学校等卒業後の就職率(高等学校等卒業後)	69.8%	平成25年5月1日現在	-	-	-	-	-	-
10	ひとり親家庭の子供の就園率(保育所、幼稚園)	72.3%	平成23年度現在	89.7% ※保育所のみ	17.4ポイント	89.5% ※保育所のみ	17.2ポイント	88.8% ※保育所のみ	16.5ポイント
11	ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)	93.9%	平成23年度現在	-	-	-	-	-	-
12	ひとり親家庭の子供の就職率(中学校卒業後)	0.8%	平成23年度現在	-	-	-	-	-	-
13	ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校等卒業後)	41.6%	平成23年度現在	-	-	-	-	-	-
14	ひとり親家庭の子供の就職率(高等学校等卒業後)	33.0%	平成23年度現在	-	-	-	-	-	-
15	スクールソーシャルワーカーの配置人数	1,008人	平成25年度現在	東葛管内1人	-	東葛管内1人	-	柏市内2人	-
16	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	37.6%	平成24年度現在	16.7%	-20.9ポイント	26.2%	-11.4ポイント	28.6%	-9.0ポイント
17	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	82.4%	平成24年度現在	100.0%	17.6ポイント	100.0%	17.6ポイント	100.0%	17.6ポイント
18	就学援助制度に関する周知状況(毎年度の進級時に学校で書類を配布)	61.9%	平成25年度現在	100.0%	38.1ポイント	100.0%	38.1ポイント	100.0%	38.1ポイント
19	就学援助制度に関する周知状況(入学時に学校で書類を配布)	61.0%	平成25年度現在	100.0%	39.0ポイント	100.0%	39.0ポイント	100.0%	39.0ポイント
20	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)	予約採用段階：40% 在学採用段階：100%	平成25年度現在	-	-	-	-	-	-
21	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)	予約採用段階：100% 在学採用段階：100%	平成25年度現在	-	-	-	-	-	-
22	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	80.6%	平成23年度現在	85.2%	4.6ポイント	84.2%	3.6ポイント	86.0%	5.4ポイント
23	ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	91.3%	平成23年度現在	86.2%	-5.1ポイント	85.5%	-5.8ポイント	82.4%	-8.9ポイント
24	子供の貧困率	16.3%	平成25年度現在	-	-	-	-	-	-
25	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%	平成25年度現在	-	-	-	-	-	-

(注1) 「-」の表記は、柏市における数値を算出していないもの

(注2) 「全国との比較」は、全国よりも状況が良い項目は整数表記し、状況が悪い項目はマイナス(-)表記としている。

第5章 施策の展開

1 取り組みの方向性

本市における子どもを取り巻く状況としては、生活保護受給者の増加など、支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、貧困の現状は明るい状況にはありません。

また、貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもへの直接的な支援はもとより、子どもの貧困が親の貧困問題と密接に関係していることを認識し、就労支援などにより親の自立支援に取り組む必要があります。

このため、本市の貧困対策を「教育の支援」「生活の支援」「就労支援」「経済的支援」の4つの柱のもと、推進していくこととします。

「教育の支援」では、学校を窓口として、支援が必要な子どもを早期に見つけ出し、関連機関や福祉担当等につないでいくため、スクールソーシャルワーカーの増員などによる支援体制の充実を図るとともに、全ての子どもに適切な教育機会を提供するため、幼保、小、中、高等学校等の連携強化など、成長ステージに即した支援に取り組んでいきます。

「生活の支援」では、困窮世帯は様々な困難を抱え、社会的に孤立する傾向にあるため、子育て世代包括支援センター開設など保護者への支援と併せて、子どもの居場所の確保支援などに取り組みます。

「就労支援」では、特に貧困率の高いひとり親に対し、新たに貸付事業を開始し、雇用形態の改善に向けてキャリアアップ等を支援していくほか、育児と仕事の両立を支援するため保育の充実など、子育ての負担軽減に取り組んでいきます。

「経済的支援」では、生活に困窮している世帯の子どもを経済的に下支えしていくため、生活保護や各種手当の適切な支給、養育費確保の支援、就学にかかる支援制度の充実など、各種制度の着実な運用により、子どもの健全な養育環境確保に取り組んでいきます。

2 教育の支援

No.	事業名	方向性	担当課
(1)ーア	スクールソーシャルワーカーの配置	拡充	生徒指導室
(1)ーイ	スクールカウンセラーの配置	拡充	生徒指導室
(1)ーウ	放課後子ども教室	拡充	生涯学習課
(1)ーエ	貧困に対する教職員の理解促進		指導課
(1)ーオ	コミュニティ・スクールの推進		指導課
(2)ーア	幼保小連携の推進		教育研究所
(2)ーイ	柏市学力・学習状況調査		学校教育課
(2)ーウ	ICTを利活用した教育の推進		教育研究所
(2)ーエ	学びづくりフロンティアプロジェクト	拡充	指導課
(2)ーオ	学校図書館の活用推進		指導課
(2)ーカ	国際理解教育に関する事業		指導課
(3)ーア	学習支援事業	拡充	生活支援課
(3)ーイ	子どもの生活・学習支援事業		こども福祉課
(4)ーア	幼児教育の推進		教育研究所
(4)ーイ	家庭教育支援		生涯学習課
(5)ーア	生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外		生活支援課
(5)ーイ	生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外		生活支援課
(5)ーウ	法外援護事業（修学旅行支度費）		生活支援課
(5)ーエ	生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給		生活支援課
(5)ーオ	特別支援教育就学奨励費負担等		学校教育課

(1) 学校をプラットフォームとした支援体制の整備

ア スクールソーシャルワーカーの配置

様々な環境で問題を抱えている児童生徒や保護者に対し、教育分野や社会福祉分野等の知識を用いた相談支援，関係機関へのつなぎ，教職員への情報提供等を実施することで，児童生徒や保護者を取り巻く環境の改善に向けた支援をしています。

現在，市内の学習相談室に3名配置していますが，今後は，スクールソーシャルワーカーの増員とスクールソーシャルワークの質の向上に向けた研修の充実化を図り，平成31年度までに全中学校区に各1名の配置を目指します。

イ スクールカウンセラー³の配置

児童生徒及びその保護者の教育・子育ての悩み等を中心にカウンセリングを行うことで，心の安定を図るため，現在，市内9地区の拠点小学校及び全中学校へのスクールカウンセラーの配置をしています。

今後は，増員配置や勤務時間延長等の体制強化を検討し，平成31年度末までに市内全小中学校に各1名の配置を目指します。

³ スクールカウンセラー：児童生徒及びその保護者の心の悩みなどを中心にカウンセリングを行う者

ウ 放課後子ども教室⁴

児童の学習意欲の向上と学習習慣の定着を目的とした平日のステップアップ学習会及び子どもたちにより多くの体験の機会を与えることを目的とした体験講座を実施しています。今後、事業拡大のための人材の確保と、内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ（こどもルーム）と一体型での実施を検討していきます。

また、ステップアップ学習会は、平成28年度は35校で実施していますが、平成30年度末までには市内全42小学校での実施を目指します。

エ 貧困に対する教職員の理解促進

学校教職員に対して様々な機会に研修を実施することで、困難を抱える子どもの生活状況、貧困が子どもの成長過程に及ぼす影響、貧困対策としての取り組み等の理解を促進します。

オ コミュニティ・スクールの推進

柏市では、保護者や地域の皆さんが、学校運営に参画する機能を有する学校支援地域本部⁵を推進しており、子どもの教育に対する課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりを進めていきます。

⁴ **放課後子ども教室**：小学校の特別教室等を活用し、放課後や週末等に、地域住民の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施する事業

⁵ **学校支援地域本部**：学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加を調整する組織を設置し、学校のニーズと地域のかをつなぎ合わせようとする事業

(2) 学校教育の充実

ア 幼保小連携の推進

幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携については、市内 9 地区において連絡会を実施し、保育者と教諭間で、子ども同士の交流方法を工夫する等の情報交換や指導観の相互理解を深めていきます。

また、小 1 プロブレム⁶に対し、実態調査をもとに小学校入学期のスタートカリキュラムに関わる資料を作成して各校で活用したり、研修会による啓発活動を推進します。

イ 柏市学力・学習状況調査

柏市では、全児童・生徒を対象として、学力・学習状況調査を実施することで、経年変化や傾向を分析しています。それにより、教育指導の充実、学習状況改善、教育委員会実施事業の効果検証を行い、学力 2 極化等の改善を図ります。

また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てていきます。

ウ ICT⁷を利活用した教育の推進

児童生徒の学習意欲の向上と学習習慣の定着に加え、新しい時代に対応する資質能力の育成を目的として、小・中学校の授業において ICT を効果的に活用します。そのため、ICT 機器による学習環境整備や、ICT を活用した授業力向上のための教職員研修の強化、ICT 授業実践事例集の充実を図ることなどにより、教職員の指導力の向上を図ります。

⁶小 1 プロブレム：入学したばかりの小学校 1 年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続すること

⁷ICT：Information and Communication Technology の略、教育分野では、情報コミュニケーション技術と訳されます。パソコンや実物投影機、電子黒板、プロジェクターなどのハードウェア、インターネットなどを活用する技術を指します。

エ 学びづくりフロンティアプロジェクト⁸

児童生徒の学ぶ意欲と学ぶ習慣を身につけられるよう、モデル校を設定し、各校毎に魅力的な学びづくりや授業改善等を進めています。

現在、10校で事業を実施しており、平成29年度は更に7校を加え、計17校で各プロジェクトの実施計画に基づき、取り組みの進捗管理や効果検証を行い、効果事例について全校での共有を目指します。

オ 学校図書館の活用推進

児童生徒の図書館活用の促進と、情報活用能力や読解力の育成を目的とした、学校図書館を活用した学習活動を展開できるように、学校図書館の環境整備と活用を推進します。そのために、学校図書館指導員⁹（62名、週3日以上勤務）・コーディネーター（1名）・アドバイザー（1名）の配置、図書流通システムの運用、柏市子ども司書養成講座の開催をします。

平成29年度からは、「選書等授業活用指数」を導入し、授業等に活用するために移動した書籍の冊数を集計したり、「柏市調べる学習コンクール」の創設をします。

⁸ **学びづくりフロンティアプロジェクト**：児童生徒の「学ぶ意欲」と「学ぶ習慣」を育むことを目的として、教育委員会関係部署が学校図書館・ICT活用、柏市が独自に配置する教職員の配置、放課後子ども教室の充実等の横断的な支援を行うプロジェクト

⁹ **学校図書館指導員**：市立小中学校において、学校図書館を活用した授業の支援や、学校図書館の環境整備、児童生徒に対する読書推進などを行うため、配置する者

カ 国際理解教育に関する事業

小・中学校における英語教育の充実により、児童生徒に、英語による一定のコミュニケーション能力を身につけさせます。また、市内に在籍している帰国・外国人児童生徒の日本語支援体制を整備し、安心して一人ひとりが学校生活を送ることができるようになります。そのために、小学校では外国語授業の全時間で外国語指導助手（ALT）¹⁰及び英語が堪能な日本人を配置し、中学校でも年間30日外国語指導助手（ALT）を配置します。

今後は、日本語支援要請に対し100%の配置を維持するため、継続的な人材確保に努めます。

(3) 学習の支援

ア 学習支援事業

生活保護受給世帯の中学2、3年生及び就学援助世帯の中学3年生を対象に学習会を実施し、確実な高校進学を支援し、将来の選択肢を広げるとともに、居場所の提供など、貧困の連鎖の防止に努めます。

平成29年度以降は、対象を生活保護受給世帯及び就学援助世帯の中学1～3年に拡大します。

イ 子どもの生活・学習支援事業

学習習慣の定着と基礎学力の向上を図るため、ひとり親家庭等の小学校5、6年生を対象に学習支援事業を実施しています。

今後は、切れ目のない支援を実現するため、対象者の異なる他の学習支援事業との一体的実施等を検討していきます。

¹⁰ 外国語指導助手（ALT）：主に外国語教育の充実を図るため、担任や外国語担当教員等の助手として配置する外国人指導者。ALTはAssistant Language Teacherの略

(4) 幼児教育・家庭教育の支援

ア 幼児教育の推進

幼児教育振興審議会（昭和 51 年設置）において，市長又は教育委員会の諮問に応じ，幼児教育の振興充実について調査及び審議し，幼児教育関係機関の事業や柏市の今後の幼児教育の在り方について協議しています。各園の園児の運動能力の現状把握や，家庭との連携等の実践を通して，柏市の保育の質と幼児教育の充実を図ります。

また，各園による取り組みに差が出ないように，主任会や指導者講習会を定期的を開催し，情報共有や指導の実践に努めます。

イ 家庭教育支援

家庭の教育力の低下が指摘される中，子どもが生活のために必要な習慣を身に付けるとともに，自立心を育成し，心身の調和のとれた発達を図られるようにするため，PTA やボランティアによる，学校等を利用した「みんなの子育て広場」の設置拡大に向け，運営を支援し，子育てに関する情報収集・交換などの交流の場として活用されるよう調整していきます。平成 30 年度には市内全小学校での実施を目指しています。

また，幼稚園・保育園・学校等の PTA ・保護者会や「かしわ地域学びの事業者連絡会」加盟事業者が行う家庭教育に関する講演会等へ，講師謝礼等の報償費の実費を教育委員会の基準に基づいて支援していきます。

(5) 教育に関する経済的な支援

ア 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外

生活保護世帯の小・中・高校生の奨学金，アルバイト収入をその子どもの学習塾等の費用に充てる場合には，充てた金額を生活保護費の収入認定から除外します。

イ 生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外

生活保護世帯の高校生の就労収入等のうち，本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合につい

ては、収入認定から除外します。

ウ 法外援護事業（修学旅行支度費）

小・中学生が修学旅行に参加する場合、生活保護受給者の生活の安定及び福祉の向上の観点から、生活保護法で対象とされていない修学旅行支度費を支給します。

エ 生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給

生活保護を受給している世帯であって、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、原則として当該学校における正規の就学年限に限り、授業料や入学料及び入学考査料等の高等学校等就学費を支給します。

オ 特別支援教育就学奨励費負担等

教育の機会均等の趣旨を踏まえ、特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減を図るため、学用品費及び給食費等を支給しています。

3 生活の支援

No.	事業名	方向性	担当課
(1)ーア	生活困窮者自立支援制度による自立支援		生活支援課
(1)ーイ	生活保護受給世帯に対する自立支援		生活支援課
(1)ーウ	ひとり親家庭等に対する自立支援	拡充	こども福祉課
(1)ーエ	子育て短期支援事業（ショートステイ）		こども福祉課
(1)ーオ	保育施設の利用者支援事業		保育運営課
(1)ーカ	保育所		保育運営課
(1)ーキ	妊娠期からの切れ目のない支援	拡充	地域健康づくり課
(1)ーク	家庭児童相談事業	拡充	こども福祉課
(1)ーケ	産後ケア事業	新規	こども福祉課
(1)ーコ	養育支援訪問事業		こども福祉課
(2)ーア	放課後児童クラブ（こどもルーム）		学童保育課
(2)ーイ	児童センター		子育て支援課
(2)ーウ	子ども食堂活動への支援		こども福祉課
(2)ーエ	若年者就労支援事業		商工振興課
(3)ーア	学校を窓口とした相談体制の強化		生徒指導室
(3)ーイ	はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）事業	拡充	子育て支援課
(3)ーウ	利用者支援事業（基本型）	新規	子育て支援課
(3)ーエ	保育所等訪問支援事業		キッズルーム
(3)ーオ	市営住宅へ入居する際の優遇措置		住宅政策課
(3)ーカ	市営住宅子育て世帯向け期限付入居制度		住宅政策課
(3)ーキ	住居確保給付事業		生活支援課

(1) 保護者の生活支援

ア 生活困窮者自立支援制度による自立支援

生活困窮及び生活困窮に陥るおそれのある世帯に対し、自立支援相談員が総合的、包括的、伴走型で自立に向けた相談支援及び就労支援を行う自立相談支援事業を実施します。

また、収入はある程度得ているものの、収支のバランスが崩れていることなどにより生活困窮に陥っている場合は、家計相談支援員が収支の改善並びに債務整理等の支援を実施します。

イ 生活保護受給世帯に対する自立支援

生活保護受給中の世帯については、ケースワーカーによる計画的な訪問を行い生活需要等の検討を行うとともに、援助方針に沿った支援及び社会保障、公的貸付制度、福祉給付、福祉サービス等の他法他施策や扶養義務者並びに生活保護受給者自身の稼働能力等あらゆるものを活用するなどして、生活的、社会的、経済的な自立を支援します。

ウ ひとり親家庭等に対する自立支援

ひとり親家庭等については、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」を柱とした総合的な支援施策に取り組んでおり、引き続き推進していきます。

また、母子・父子自立支援相談事業として、ひとり親家庭等の抱えている経済的な問題、職業能力の向上、就業についての相談、その他生活全般に関する相談等、自立に必要な相談・支援を行います。

今後は、「養育費確保支援」の一環として、弁護士による法律相談を実施します。

エ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、出産、看護、事故、育児疲れ等で一時的に養育が困難となった時、短期間、お子さんを児童養護施設へ預けることができる事業を実施しています。

オ 保育施設の利用者支援事業

市内の保育施設の空き情報，各種保育サービスの利用方法など，保育に関する相談を行う職員を配置し，専用窓口の「保育アシストデスク」と専用電話の「保育アシストコール」を設けています。

カ 保育所

保護者の方の就労や病気等で，保育を必要とする小学校入学前までの乳幼児を，保育します。

ひとり親家庭や生活保護受給世帯については，就職や求職活動，職業訓練を十分に行うことができるよう，優先的な入所に配慮しています。

キ 妊娠期からの切れ目のない支援

全ての妊婦を対象に，保健師等の専門職が面接を行い，心身や家庭の状況，子育て支援のニーズ等を把握し，支援が必要な方等には，支援プランを作成し，継続的に支援を行います。

平成29年度には，「子育て世代包括支援センター」として設置し，妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うワンストップ拠点として継続的・包括的な支援を実施します。

ク 家庭児童相談事業

子育てに悩んでいる保護者等に児童虐待をはじめ，養育，保健，傷害，非行，生育等，生活全般に関する相談・支援を実施しています。

要保護児童等については，関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」により支援内容を協議し，適切な支援に努めています。また，同協議会のネットワークにより，教育・医療・福祉・保健・地域等の連携を図り，児童虐待の予防に努めています。

平成29年度からは，児童虐待発生を未然に防ぐこと及び困難なケースへの支援を強化するため，専門職（家庭児童相談スーパーバイザー）の配置を行います。

ケ 産後ケア事業

産後間もない母親は、心身の回復期にあり、精神的・身体的に不安定な時期にあります。このため、孤立しやすく、育児不安を抱きやすいと言われていています。

このため、平成 29 年度から、産後に家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられず、育児不安を持つ産婦とその乳児に対し、児童虐待の未然防止を目的に心身のケア及び育児サポート等の産後ケア事業を開始します。

コ 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導・助言・援助等を訪問により行います。

今後、母子保健事業との連携により、要支援家庭の早期把握・早期対応及び継続した支援に努めます。

(2) 子どもの生活支援

ア 放課後児童クラブ（こどもルーム）

保護者が昼間、就労や病気等により保育をすることができない家庭の児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場となる「こどもルーム」を提供し、その健全な育成を図ります。

ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、児童の優先入所に配慮しています。

今後は、「放課後子ども教室」との一体的連携の検討や、利用児童数の増加に対応できるように計画的な受け入れ整備を進めていきます。

イ 児童センター

就学前のお子さんと保護者のつどいや学びの場、18才までの子どもの健全な遊びや、地域の方々とのふれあいの機会の提供

を行います。

遊びや講座などを通じて、乳幼児家庭の孤立防止や、児童の見守りの連携に取り組んでいきます。

ウ 子ども食堂¹¹活動への支援

現状では、希望される団体に関する情報を柏市のホームページへ掲載するなど周知活動に関する支援や、各団体が活動を円滑に行うための各種アドバイスなどを行うとともに、町会会館など、会場確保に関する協力依頼文書を各町会長宛に送付する等の活動支援を行っています。

今後は、活動状況に応じて、必要とされる支援を検討・実施していきます。

エ 若年者就労支援事業

国の「地域若者サポートステーション」と連携し、臨床心理相談、各種プログラムを行います。中間的就労支援として軽作業や体験就労を実施し、個々の状況に合わせた継続した支援を行います。

¹¹ 子ども食堂：子どもが（1人でも）利用できる無料又は低額の食堂。運営者は、NPO法人や社会福祉法人などの法人が母体のもののほか、法人格を有しない市民団体や地域の方が集まって実施するものもあります。

(3) その他の生活支援

ア 学校を窓口とした相談体制の強化

子どもにとって最も身近な学校を、貧困の連鎖を断ち切るための気づきの場となる「プラットフォーム」と位置づけ、一人ひとりの子どもと家庭に寄り添った支援を行うため、学校と福祉をつなぐ役割として、スクールソーシャルワーカーの配置を推進します。

また、子どもや保護者への相談業務や、子どもの心のケア等を行う、スクールカウンセラーによる支援を充実していきます。

イ はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）事業

乳幼児親子が気軽につどい、相互交流や悩みを相談できる場を提供します。日常的に育児相談や情報提供を行い、状況に応じて専門の窓口につないでいきます。

ウ 利用者支援事業（基本型）

子育て家庭の身近な場所で相談を受け、個別の状況に応じた情報提供や助言等を行う利用者支援事業（基本型）を平成 29 年度以降に実施します。

悩みを抱えている保護者が前向きに子育て生活が送れるように当事者に寄り添い、必要な情報や支援が得られるよう働きかけていきます。

エ 保育所等訪問支援事業

発育や発達に不安や心配のある就学前のお子さんに対し、療育経験を持つ支援員が、お子さんが通う保育園を定期的に訪問して、集団生活に適應できるよう専門的な支援を提供します。

オ 市営住宅へ入居する際の優遇措置

母子世帯及び父子世帯に対して、市営住宅の抽選時に当選確率を高める優遇制度を実施しています。

カ 市営住宅子育て世帯向け期限付入居制度

平成 27 年 6 月募集から、40 歳以下の夫婦と小学校 6 年生以下の子どもを含む世帯を対象に、最長 15 年間の期限付き入居制度を実施しています。

今後は、子育て世帯において、特に居住の安定を図る必要がある、多子世帯や、ひとり親世帯への対象者の拡大等、事業の見直しを図ります。

キ 住居確保給付事業

離職から 2 年以内で住宅を喪失又は喪失のおそれのあるかたに、収入状況等により生活保護の住宅扶助基準の範囲内で家賃相当額を有期で支給し、就労機会の確保や常用就労移行による増収等、生活の安定を図ります。

4 就労の支援

No.	事業名	方向性	担当課
(1)ーア	自立支援プログラム策定事業		こども福祉課
(1)ーイ	就業・自立支援センター事業		こども福祉課
(1)ーウ	自立支援教育訓練給付金事業	拡充	こども福祉課
(1)ーエ	高等職業訓練促進給付金事業		こども福祉課
(1)ーオ	高等職業訓練促進資金貸付事業	新規	こども福祉課
(1)ーカ	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		こども福祉課
(2)ーア	ファミリー・サポート・センター事業		子育て支援課
(2)ーイ	病児・病後児保育事業		保育運営課
(3)	生活困窮者に対する就労準備支援事業		生活支援課
(4)ーア	就労支援事業		生活支援課
(4)ーイ	就労自立給付金事業		生活支援課
(5)	就労に関する情報提供の支援		商工振興課

(1) ひとり親家庭に対する就労の支援

ア 自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者の生活や子育て等の状況，求職活動や職業能力開発の取り組み等の状況，自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定した上で，個々の児童扶養手当受給者のニーズに応じた生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定し，就労に結びつけます。

また，平成26年1月より市役所内に開設された「かしわ就労自立サポートセンター」に常駐しているハローワークの職員に直接就労相談ができるようになったことから，ハローワークの職員と連携して，相談者の状況やニーズに応じた対応を行います。

イ 就業・自立支援センター事業

介護職員初任者研修等の就業支援講習会を開催し，就業に結びつく可能性の高い技能，資格を習得する機会を設けています。

今後は，制度利用者へのアンケート調査結果を分析し，ニーズに即した効果的な支援策を検討・企画します。

ウ 自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がないひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講する場合，教育訓練経費の60%（上限20万円）を支給することで，ひとり親家庭の就業と経済的自立を支援します。

また，平成29年度からは雇用保険法による教育訓練給付金（教育訓練経費の20%相当額）が支給されるかたにも，当給付金（60%相当額）との差額である40%相当額を支給することから，各種通知時にチラシを同封する等の周知を図り，対象者に必要な情報が行き渡るように努めます。

エ 高等職業訓練促進給付金事業

就職の際に有利であり，かつ生活の安定に資する資格の取得

を促進するため、1年以上の養成期間を要する国家資格等を取得する際に最大3年間高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図ります。

柏市では、平成28年度から1年以上の養成期間を要する全ての国家資格等を対象としていますが、先進市の事例を研究し、より一層の制度の充実を図っていきます。

オ 高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金（上記工）を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格とされる看護師，准看護師，保育士及び介護福祉士の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、養成機関在学中（最大3年間）に最大月額5万円の促進資金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ります。

なお、当促進資金貸付金は、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、市内でその職に従事した期間が5年間継続した場合は返済免除となります。また、市外でその職に従事した場合であっても、従事した期間と市内での居住期間が5年間継続した場合は返済免除となります。

カ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親とその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講した場合に、受講修了時に受講費用の2割を支給し、認定試験合格時に更に4割上乗せして支給する事業を、平成28年度から実施しています。

今後は、各種通知時にチラシを同封する等の周知を図り、対象者に必要な情報が行き渡るように努めます。

(2) 就労と子育てとの両立に対する支援

ア ファミリー・サポート・センター事業

子育てを手助けして欲しい人と、子育てを手伝いたい人をつ

なぎ、育児を地域で助け合う活動を支援します。

子育てを手助けして欲しい人を「利用会員」、子育てを手伝いたい人を「協力会員」として登録し、支援のニーズや地域に応じて子育ての援助活動が行われるよう、アドバイザーが会員同士をマッチングします。

保育や習い事の送迎などの援助を行うことで、地域の方と共に就労と子育ての両立支援を行います。

イ 病児・病後児保育事業

病気の回復期の状態にある児童（病後児）が集団保育の困難な期間に、一時的にその児童の預かりを行う事で、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

また、病気の回復期に至らない児童（病児）に対応した施設を平成 29 年 3 月に新設し、病児・病後児保育事業は、市内において計 2 箇所での実施体制となりました。

なお、市民ニーズが高い事業であること、人口が増加している北部地区に施設がないこと等を踏まえ、更にもう 1 施設を開設できるよう、柏市医師会と連携しながら取り組みを進めていきます。

(3) 生活困窮者に対する就労準備支援事業

生活困窮及び生活困窮に陥るおそれのある世帯の世帯員が、「生活リズムが崩れている」、「社会との関わりに不安がある」など就労に向けた準備が整っていない場合は、就労に向けた準備として日常生活自立の訓練から社会生活自立を目途とした訓練を行って一般就労へ導きます。

(4) 生活保護受給者に対する就労の支援

ア 就労支援事業

稼働能力を十分に活用できていない生活保護受給者に対して、専門的に就労を支援する職員（就労支援相談員）を配置し、個々の能力、適性等に応じたきめ細やかな支援を実施し、能力に応じた就労の実現を目指します。

今後も「かしわ就労自立サポートセンター」のコーディネーターと連携しながら、効果的な就労支援を実施していきます。

イ 就労自立給付金事業

生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った際に、その仮想的に積み立てた資金を支給します。

就労し自立に至った対象者に対しても、短期間での生活保護の再申請に至らないような安定した生活を支援します。

(5) 就労に関する情報提供の支援

地元での人材を求める企業が求人情報を適時に提供し、就職希望者とのマッチングを容易に行えるようなインターネット上での情報提供のサイト（わくわくかしわ）の運営を行っています。

今後は、ハローワーク、民間の求人情報の提供状況を鑑みながら、市による求人情報の提供意義や効果から運営方法を検討し、市運営の特性を生かした事業展開を行っています。

5 経済的支援

No.	事業名	方向性	担当課
(1)	生活保護		生活支援課
(2)	児童扶養手当		こども福祉課
(3)	多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減		保育運営課
(4)	幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的な推進		保育運営課
(5)	放課後児童クラブ（こどもルーム）の保育料軽減		学童保育課
(6)	就学援助制度の充実	拡充	学校教育課
(7)	母子父子寡婦福祉資金の貸付		こども福祉課
(8)	子ども医療費助成		こども福祉課
(9)	ひとり親家庭等医療費等助成		こども福祉課
(10)	養育費の確保に関する支援		こども福祉課
(11)	法外援護事業		生活支援課
(12)	ファミリー・サポート・センター利用料助成		こども福祉課
(13)	遺児等養育手当等		こども福祉課

(1) 生活保護

生活保護受給者への経済的支援として、困窮の程度に応じて生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を給付するとともに、自立を支援します。

(2) 児童扶養手当

離婚や死別などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るための手当を支給します。

国の制度拡大に伴い、平成28年8月分から第2子以降の加算額を最大で倍額に増額し、ひとり親家庭等への経済的な支援を充実します。

(3) 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減

多子世帯及びひとり親世帯等の保育料負担の軽減を図るため、年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子は半額、第3子以降は無償化しています。また、年収約360万円未満世帯のひとり親世帯等の保育料を、第1子は半額、第2子以降は無償化しています。

(4) 幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的な推進

幼児教育の発展及び幼児教育の機会の均等化を図ることを目的として、私立幼稚園に在園する園児の入園料及び保育料を減免することで、保護者の経済的負担を軽減します。

(5) 放課後児童クラブ（こどもルーム）の保育料軽減

入所児童世帯が生活保護、就学援助、市民税非課税・均等割りのみ課税世帯に該当する場合は、経済的負担の軽減を図るため、保育料の全部又は一部を減免します。

(6) 就学援助制度の充実

小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的理由により就学が困難な児童生徒の要保護者又は準

要保護者に対し，学用品費及び学校給食費等の援助を行っています。

平成 29 年度からは，就学援助の入学準備金を入学前（3 月）に支給します。

(7) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭等の経済的自立支援や子どもの福祉の増進を図るため，子どもの修学や進学のための資金や親の技能習得等のための資金の貸付を行っています。

平成 28 年 4 月から，保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため，保証人がいない場合の利率を年利 1.5%から 1.0%に引き下げています（利子が不要な場合もあります。）。

(8) 子ども医療費助成

子どもの保健対策及び子育て支援体制の充実のために，子どもの医療費を助成します。市民税所得割非課税世帯に該当する場合は，自己負担金 0 円となります。

(9) ひとり親家庭等医療費等助成

経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るとともに，安心して必要な医療が受けられるよう，ひとり親家庭の児童及び養育者が保険診療や調剤を受けた場合，その自己負担額の一部を助成します。

(10) 養育費の確保に関する支援

養育費の確保は十分な状況とは言えず，母子家庭等が経済的に自立し，その児童が健やかに成長するためには，養育費をその父親等から確保することが重要です。そのため，養育費や面会交流等の離婚の際に協議すべき事項についての簡単な解説，合意書の書き方，養育費の取決めや履行確保の方法などをわかりやすく記載したパンフレット，合意書のひな形を離婚届書交付時等に同時に渡す取り組みを，国に先駆け平成 28 年 2 月から実施しています。

また、母子・父子自立支援員によるきめ細かい相談体制及び法テラス等への繋ぎを引き続き推進するとともに、平成 29 年度からは、弁護士による養育費相談事業を実施します。

(11) 法外援護事業

生活保護受給者の生活の安定及び福祉の向上の観点から、生活保護法で対応されていないが必要と考えられる修学旅行支度費や、生活保護法の出産扶助で賄い切れない出産料の差額分の一部を支給します。

(12) ファミリー・サポート・センター利用料助成

ひとり親家庭等の就労支援と育児の負担軽減を図るため、かしわファミリー・サポート・センターの利用を受けた場合の利用料の助成制度を実施します。

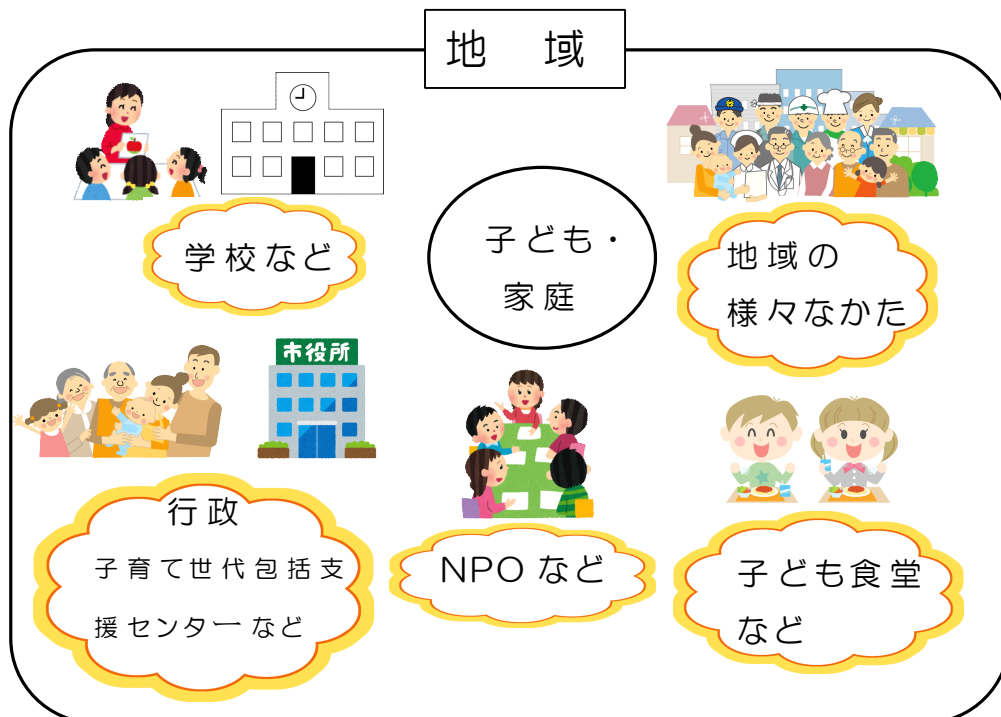
(13) 遺児等養育手当等

病気や交通事故などにより、両親又は父母のいずれかを亡くされた市内に在住する義務教育修了前の遺児を扶養しているかたに対し、手当等を支給します。

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 地域全体で支援するネットワークの構築

困難を抱える子どもを早期に発見し、子どもと保護者の家庭を適切に支援するためには、多様な関係機関、学校、地域、民生委員・児童委員、医療機関、社会福祉協議会等が密接な連携・協力関係のもと、困難を抱える家庭の子どもと保護者を地域全体で見守り、支援するネットワークが必要であり、市内17の関係各課で構成される「かしわこどもの未来応援会議」において、市内の連携体制をより強化し、また、柏市要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、総合的に貧困対策の推進に取り組んでいきます。



市民一人ひとりが子どもの貧困に対する理解を深め、主体的に貧困対策に取り組めるよう積極的な情報提供に努めていきます。

食事を通して子どもの居場所づくりを提供している子ども食堂など、子どもの貧困対策に寄与する地域活動団体などに対し、幅広い理解を得られるよう、広報など周知に関する支援、団体の活動が円滑に進むよう関連機関との調整、アドバイスなどの支援を積極的に行います。行政をはじめ、民間企業や市民が、それぞれできることから取り組むことで、地域に密着したきめ細かな支援を実施し、地域全体で子どもを支援するネットワークの構築を図っていきます。

(推進体制のイメージ図)

かしわこどもの未来応援会議

生涯学習課・学校教育課・指導課・生徒指導室・
教育研究所・生活支援課・地域健康づくり課・
市民課・商工振興課・住宅政策課・企画調整課・
子育て支援課・保育整備課・保育運営課・
学童保育課・こども発達センター・
こども福祉課

要保護児童対策地域協議会

スクールソーシャルワーカー・
スクールカウンセラー

民生委員・児童委員
主任児童委員

学校・幼稚園・保育園・こども
ルーム

あいネット・社会福祉協議会

保健所・健康づくり推進員
青少年教育関係者

児童相談所・警察
医師会・歯科医師会

教育

福祉

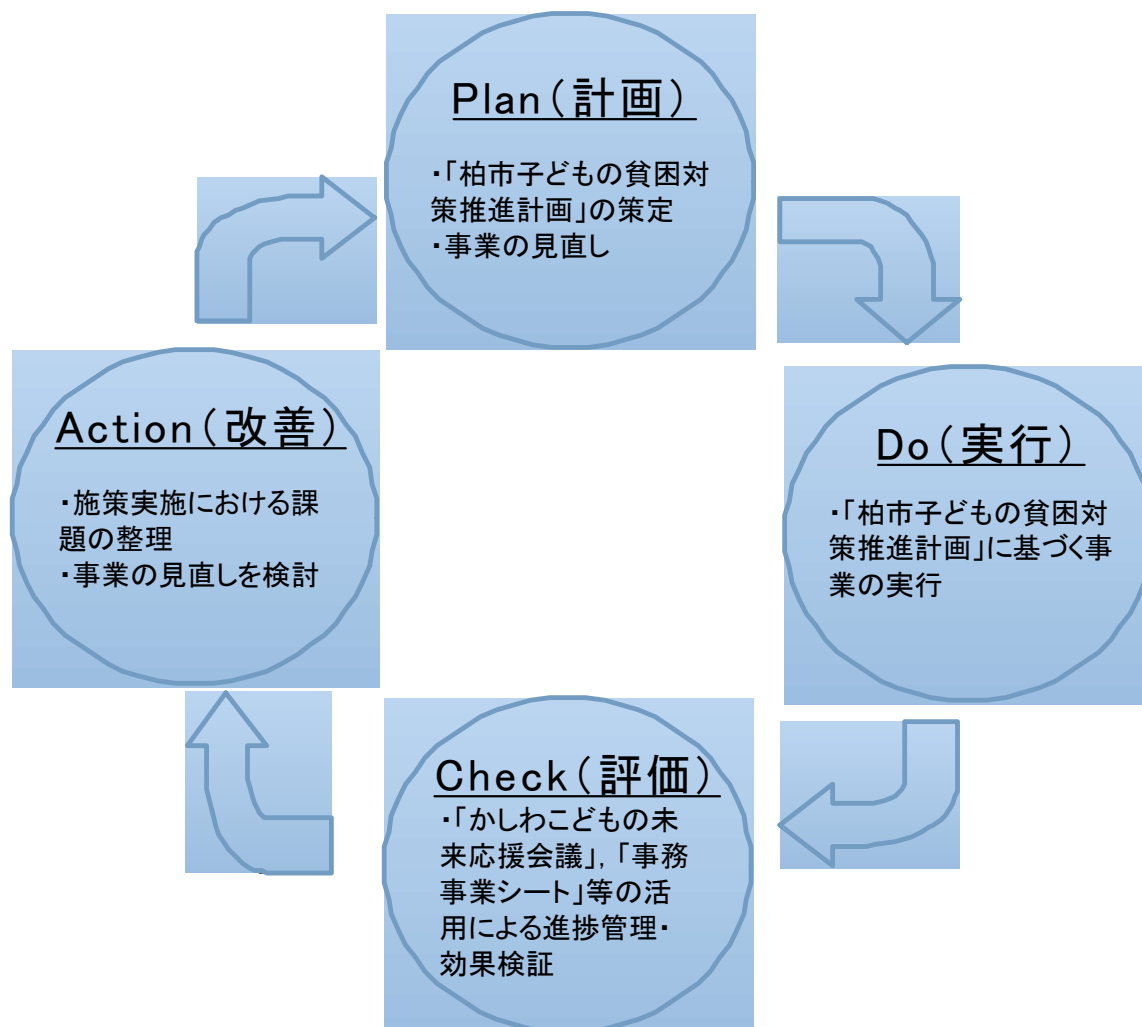
地域

困難を抱える子ども・家庭の支援

2 計画の進行管理

本計画期間においては、国、県の施策や動向を注視しながら、PDCA サイクル（Plan:計画⇒Do:実行⇒Check:評価⇒Action:見直し）の視点に基づき、毎年度、「かしわこどもの未来応援会議」や「事務事業シート」等の活用により、各事業の進捗状況や効果を検証していきます。

また、社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化を敏感に捉えながら、各事業の見直し・改善を図るとともに、必要に応じて各種調査の実施などを適切に行い、子どもの貧困対策に効果的な施策を推進していきます。



補足資料

かしわこどもの未来応援会議設置要綱

制定 平成27年11月17日

施行 平成27年11月17日

(目的)

第1条 この要綱は、柏市の将来を託すことになる子どもの未来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、特に経済的に厳しい状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための施策等を全庁的に推進していくため、かしわこども未来応援会議（以下「会議」という。）の設置及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 会議は、市長及び関係部署の職員をもって構成する。

2 会議の座長は、市長とする。

3 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第3条 会議は、座長が必要に応じて召集し、座長が会議の議長となる。

2 座長が必要と認めたときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(所掌事務)

第4条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 会議の目的達成に必要な事項の検討

(2) 情報の収集、情報交換、各関係部署の総合調整

(3) 関係部署に対する必要な措置、協力等の要請

(4) その他、座長が必要と認める事項

(部会の設置)

第5条 会議のもとに、目的達成に必要な具体的な施策を検討するために必要な部会を設置することができる。

2 部会においては部会長を設置し、部会長は会務を総理

し、議長となる。

3 部会の名称及び部会に関する事項は、座長が別に定める。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、こども福祉課とする。

2 事務局は、次の事務を分掌する。

(1) 会議の庶務に関すること

(2) 会議の開催に関すること

(3) その他、座長が必要と認める事項に関すること

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年11月17日から施行する。

別表（第2条関係）

座長 市長

	構成部	職名
1	生涯学習部	生涯学習課長
2	学校教育部	学校教育課長
3	〃	指導課長
4	〃	指導課生徒指導室長
5	〃	教育研究所長
6	保健福祉部	生活支援課長
7	保健所	地域健康づくり課長
8	市民生活部	市民課長
9	経済産業部	商工振興課長
10	都市部	住宅政策課長
11	企画部	企画調整課長
12	こども部	子育て支援課長
13	〃	保育整備課長
14	〃	保育運営課長
15	〃	学童保育課長
16	〃	こども発達センター所長
17	〃	こども福祉課長
	事務局	こども福祉課

※会議の議題等の状況により、オブザーバーとして、
財政課及び行政改革推進課を召集する。

柏市子どもの貧困対策推進計画

平成29年3月

【発行】柏市こども部こども福祉課

〒277-8505 千葉県柏市柏 5-10-1

TEL:04-7167-1595

FAX:04-7162-1077